

平成19年 第1回(定例)由布市議会会議録(第5日)

平成19年3月9日(金曜日)

議事日程(第5号)

平成19年3月9日 午前10時00分開議

- 日程第1 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第2 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第3 議案第4号 由布市民憲章の制定について
- 日程第4 議案第5号 市の花・木・鳥の制定について
- 日程第5 議案第6号 由布市基本構想並びに基本計画について
- 日程第6 議案第7号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第8号 由布市副市長定数条例の制定について
- 日程第8 議案第9号 由布市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第10号 由布市企業等立地促進条例の制定について
- 日程第10 議案第11号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第12号 由布市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第13号 由布市陣屋の村自然活用施設条例の一部改正について
- 日程第13 議案第14号 由布市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第14 議案第15号 由布市湯布院健康温泉館条例の一部改正について
- 日程第15 議案第16号 由布市連合消防団の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第17号 由布市連合消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第18号 由布市立学校施設の管理に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第19号 由布市立中学校通学費の補助に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第20号 由布市湯布院スポーツセンター条例の一部改正について
- 日程第20 議案第21号 由布市体育センター条例の一部改正について
- 日程第21 議案第22号 由布市民運動場条例の一部改正について
- 日程第22 議案第23号 由布市川西児童体育館条例の一部改正について
- 日程第23 議案第24号 由布市B & G海洋センター条例の一部改正について

- 日程第24 議案第25号 由布市挾間高齢者等就業支援センターの指定管理者の指定について
- 日程第25 議案第26号 由布市庄内老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第26 議案第27号 由布市城ヶ原農村公園の指定管理者の指定について
- 日程第27 議案第29号 県営南庄内地区土地改良事業損失補償について
- 日程第28 議案第30号 事務の委託の協議について
- 日程第29 議案第31号 由布大分環境衛生組合規約の変更について
- 日程第30 議案第32号 大分県市町村会館管理組合規約の変更について
- 日程第31 議案第33号 大分県退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更について
- 日程第32 議案第34号 平成18年度由布市一般会計補正予算(第8号)について
- 日程第33 議案第35号 平成18年度由布市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第34 議案第36号 平成18年度由布市介護保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第35 議案第37号 平成18年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第36 議案第38号 平成18年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第37 議案第39号 平成18年度由布市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第38 議案第40号 平成18年度由布市水道事業会計補正予算(第2号)について
- 日程第39 議案第41号 平成19年度由布市一般会計予算について
- 日程第40 議案第42号 平成19年度由布市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第41 議案第43号 平成19年度由布市老人保健特別会計予算について
- 日程第42 議案第44号 平成19年度由布市介護保険特別会計予算について
- 日程第43 議案第45号 平成19年度由布市簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第44 議案第46号 平成19年度由布市農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第45 議案第47号 平成19年度由布市公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第46 議案第48号 平成19年度由布市健康温泉館事業特別会計予算について
- 日程第47 議案第49号 平成19年度由布市水道事業会計予算について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

- 日程第2 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第3 議案第4号 由布市民憲章の制定について
- 日程第4 議案第5号 市の花・木・鳥の制定について
- 日程第5 議案第6号 由布市基本構想並びに基本計画について
- 日程第6 議案第7号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第8号 由布市副市長定数条例の制定について
- 日程第8 議案第9号 由布市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第10号 由布市企業等立地促進条例の制定について
- 日程第10 議案第11号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第12号 由布市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第13号 由布市陣屋の村自然活用施設条例の一部改正について
- 日程第13 議案第14号 由布市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第14 議案第15号 由布市湯布院健康温泉館条例の一部改正について
- 日程第15 議案第16号 由布市連合消防団の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第17号 由布市連合消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第18号 由布市立学校施設の管理に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第19号 由布市立中学校通学費の補助に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第20号 由布市湯布院スポーツセンター条例の一部改正について
- 日程第20 議案第21号 由布市体育センター条例の一部改正について
- 日程第21 議案第22号 由布市民運動場条例の一部改正について
- 日程第22 議案第23号 由布市川西児童体育館条例の一部改正について
- 日程第23 議案第24号 由布市B & G海洋センター条例の一部改正について
- 日程第24 議案第25号 由布市挾間高齢者等就業支援センターの指定管理者の指定について
- 日程第25 議案第26号 由布市庄内老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第26 議案第27号 由布市城ヶ原農村公園の指定管理者の指定について
- 日程第27 議案第29号 県営南庄内地区土地改良事業損失補償について
- 日程第28 議案第30号 事務の委託の協議について
- 日程第29 議案第31号 由布大分環境衛生組合規約の変更について
- 日程第30 議案第32号 大分県市町村会館管理組合規約の変更について

- 日程第31 議案第33号 大分県退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更について
- 日程第32 議案第34号 平成18年度由布市一般会計補正予算(第8号)について
- 日程第33 議案第35号 平成18年度由布市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第34 議案第36号 平成18年度由布市介護保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第35 議案第37号 平成18年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第36 議案第38号 平成18年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第37 議案第39号 平成18年度由布市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第38 議案第40号 平成18年度由布市水道事業会計補正予算(第2号)について
- 日程第39 議案第41号 平成19年度由布市一般会計予算について
- 日程第40 議案第42号 平成19年度由布市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第41 議案第43号 平成19年度由布市老人保健特別会計予算について
- 日程第42 議案第44号 平成19年度由布市介護保険特別会計予算について
- 日程第43 議案第45号 平成19年度由布市簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第44 議案第46号 平成19年度由布市農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第45 議案第47号 平成19年度由布市公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第46 議案第48号 平成19年度由布市健康温泉館事業特別会計予算について
- 日程第47 議案第49号 平成19年度由布市水道事業会計予算について

出席議員(24名)

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 小林華弥子君  | 2番 高橋 義孝君  |
| 3番 立川 剛志君  | 4番 新井 一徳君  |
| 5番 佐藤 郁夫君  | 6番 佐藤 友信君  |
| 7番 溝口 泰章君  | 8番 西郡 均君   |
| 9番 淵野けさ子君  | 10番 太田 正美君 |
| 11番 二宮 英俊君 | 13番 佐藤 正君  |
| 14番 江藤 明彦君 | 15番 佐藤 人巳君 |
| 16番 田中真理子君 | 17番 利光 直人君 |

18番 小野 二三人君	19番 吉村 幸治君
20番 工藤 安雄君	21番 丹生 文雄君
22番 三重野 精二君	23番 生野 征平君
24番 山村 博司君	25番 久保 博義君

欠席議員（2名）

12番 藤柴 厚才君	26番 後藤 憲次君
------------	------------

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 衛藤 重徳君	書記 衛藤 哲雄君
書記 吉野 貴俊君	

説明のため出席した者の職氏名

市長 .....	首藤 奉文君	助役 .....	森光 秀行君
教育長 .....	二宮 政人君	総務部長 .....	二ノ宮 健治君
総務課長 .....	秋吉 洋一君	防災危機管理室長 .....	浦田 政秀君
総合政策課長 .....	野上 安一君	行財政改革室長 .....	相馬 尊重君
財政課長 .....	米野 啓治君	税務課長 .....	野中 正則君
収納課長 .....	佐藤 利幸君	市民課長 .....	生野 利雄君
人権・同和对策課長 .....	加藤 康男君	産業建設部長 .....	篠田 安則君
契約管理課長 .....	長谷川 澄男君	農政課長 .....	平野 直人君
建設課長 .....	荻 孝良君	水道課長 .....	目野 直文君
農業委員会事務局長 .....	立川 忠実君	健康福祉事務所長 .....	今井 干城君
福祉対策課長 .....	立川 照夫君	保険課長 .....	佐藤 純史君
健康増進課長兼健康温泉館長 .....			大久保 富隆君
環境商工観光部長 .....	小野 明生君	環境課長 .....	麻生 哲雄君
商工観光課長 .....	吉野 宗男君	挾間振興局長 .....	後藤 巧君
庄内振興局長 .....	大久保 眞一君	庄内地域振興課長 .....	川野 雄二君
湯布院振興局長 .....	佐藤 純一君	教育次長 .....	後藤 哲三君
学校教育課長 .....	太田 光一君	生涯学習課長 .....	甲斐 裕一君

体育振興課長 ..... 佐藤 省一君      消防長 ..... 二宮 幸人君  
消防本部総務課長 ..... 河野 達雄君

午前10時00分開議

議長（副議長 久保 博義君） 皆さん、おはようございます。議員並びに執行部各位には、連日の本会議でお疲れのことと存じますが、本日もよろしく願いをいたします。

後藤議長は入院中のため欠席です。したがって、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長の私が議長の代理として職務を行います。

ただいまの出席議員数は24人です。後藤議長並びに藤柴議員が欠席です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より市長、助役、教育長及び各部長、関係課長の出席を求めています。

本日の議事日程はお手元に配付の議事日程第5号より行います。

これより、去る3月1日の本会議におきまして上程されました各議案の質疑を行います。

なお、発言につきましては質疑、答弁とも簡潔に願いをいたします。

#### 日程第1 諮問第1号

議長（副議長 久保 博義君） まず、日程第1、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 諮問1号についてお尋ねいたします。

2号とも関連するんですけども、大体、人権擁護委員さんを推薦する場合、どういう基準で行われているのか。わかる範囲で教えていただきたいんですが。たしか民生委員さん等の場合は、最初指名する場合は70歳以上の人は御遠慮願いたいというようなことがあったように記憶しているんですけども、そういう年齢制限等がないのかどうか、お尋ねしたいというふうに思います。

次に、裏面を見ますと経歴書が出ています。4回もされているので、経歴書もたびたび出ていたんだろうと思うんですけども、小学校の先生をされておって教頭、校長と進んだみたいですが、その後に同和推進教員っていうのがあるんですね。校長の後になる同和推進教員っていうのは一体どういうものか、わかるように教えていただきたいんですが。

それと、彼の平成8年4月に庄内町民生児童委員協議会会長、大分県理事、現在に至る、というのがあります。民生委員協議会は公職です。会長もですね。民生児童委員協議会なるものは、福祉法で児童委員が定められている関係上、任意でつくられているんだと思いますけれども、こ

れは任意だと思えます。それで、公職にも当たらないし、職にもならないんで、できたら、民生委員の就任を記載して、そして現在でも民生委員だと多分思うんですけど、その履歴がずっとあるとよかったなというように思うんですが、その点に対して今までどうでもよかったのか。

また、なおかつ民生委員を兼務している理由について、人材が乏しくてこの人にいろいろやってもらわんとしょうがないという状況なのか、どうか、その辺もあわせてお願いしたいと思えます。

最後に民生委員は身近にいてよく活動自体はわかるんですけども、人権擁護委員というのは非常に活動自体もわからないし、ちなみに全国では余り例がないんですけども、この由布市では部落差別による結婚問題がかなりあるようであります。そういう人権相談を伺った実態等が自治体の方で把握できる仕組みになっているのかどうか。それともそういうことに対しては全く無関心であるのかどうか。

以上の点をお尋ねしたいと思えます。

議長（副議長 久保 博義君） はい。

人権・同和对策課長（加藤 康男君） 今、御質問の1項目めとしまして、年齢制限は市長が法務大臣に候補者を推薦する時点で新任の候補者の場合は65歳以下のもの、再任の候補者の場合は75歳未満のものと運用基準が定められております。

次に、校長の後に同和推進教員ということで、これ記載の順序が前後しておりましたが、当時は同和推進教員として校内の同和教育の担当をされていたようでございます。現在は人権教育主任として校内のいじめ、不登校問題等を初め、人権問題全般に対応する教員として位置づけられております。

3番目の職歴とはいえないということですが、議員御指摘のように役職名は職歴とはいえませんが、この場合はその他の職歴を含めた意味におきまして職歴等とさせていただいてるところでございますが、誤解がないためにも庄内町民生児童委員の後に点の濁点を入れていただきたいと思います。

民生委員と兼務していいのかということですが、これは人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして当該市町村の議会の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護に理解のあるもの等々の職やかかわる方ということでありまして、民生委員との兼務を禁止する規定のないこと等含めまして御手洗委員さんにつきましては長きにわたり、県の理事等もされておまして、最適任であると考えて御提案いたしている次第でございます。

民生委員の活動実態につきましては、現在由布市の人権委員は挟間4名、庄内2名、湯布院2名の8名が人口、経済、文化、その他の事情を考慮されて法務大臣より現在委嘱されております。

給与は支給されないものとされておりまして、大分法務局人権擁護課と大分市、別府市、由布市区域で組織されています大分地域人権擁護委員会委員協議会のもとに活動されておりまして。内容といたしましては、地域住民に対する人権思想を広めることや、人権侵害が起きないように見守り、人権相談、身の上相談、また、子供人権110番の対応及び女性に対する暴力をなくすキャンペーン、人権啓発のフェスティバル等のイベントのときのチラシ配布の活動をいたしているところでございます。

また、要請によりまして人権講演、研修会等の講師として参加、出席するというような対応もいたしております。

市内におきましては、挾間、庄内、湯布院地区の会場で特設人権相談ということで設定されまして、その人権相談を受けております。以前はその連絡ということで、主に活動が大分法務局の管轄で活動されておりました関係で、市との連携が不十分であったんでございますが、今年度そういう連携を密にさせていただきたいということで、相談件数、内容等の概要の報告を受けているところでございます。1相談につきまして、1名ぐらい平均的にしているような状況でございます。

また、小学生を対象とした人権の花運動の指導、中学生を対象とした人権全国作文の募集のお世話を直接行っていただいているところでございます。また、人権週間中の市民のつどいや市民会議、差別をなくす運動、社会を明るくする運動等の際に啓蒙活動にかかわっていただいているところでございます。

以上でございます。

議長（副議長 久保 博義君） 8番。

議員（8番 西郡 均君） 教頭になる前の同推教員ということがわかって、こういう人は絶対人権擁護委員なんかしちゃいかんというのが改めてわかりました。

要するにどういうことか言いますと、もともとこの同和を持ち込んだのは、行政の職員やあるいは住民をうまく支配するために取り入れられた制度ですね、これは。同和問題。それに部落解放同盟を介在させて、学校の先生には同推教員を先頭にありもしない部落民がいるとかいうことを植えつけるために先兵となった人たちですから、そんな人が人権擁護なんかできるわけがないんですよ。差別を新しく頻繁に広げるような人ですから。これは全く……これは反対しなきゃならんということがわかったんですけれども。

最後のいわゆる人権擁護事案について全国は一斉にもうホームページをオープンしているんです。大分県の件数もわかるんです。わからないのは由布市の件数がわからないんです。参考までに聞きますけれども、由布市が合併以来、今日まで きょうまでとはいきませんよね。直前まで結構なんですけれども、そういう事案が何件あったのか、把握しておられたら報告お願いし



たい。

議長（副議長 久保 博義君） 課長。

人権・同和对策課長（加藤 康男君） さきにそういう連携を密ということでお互いの申し入れをいたした段階でありまして、件数は把握いたしておりませんので、後日報告いたしたいと思えます。

議長（副議長 久保 博義君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） これで質疑を終わります。

・ ・

### 日程第2．諮問第2号

議長（副議長 久保 博義君） 次に、日程第2、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

質疑はありませんか。8番。

議員（8番 西郡 均君） 気になるんですけども、この諮問2号の平野さんは高等学校のときに同推を担当したことがあるのかどうか、確認いたします。 同和推進教員をやったことがあるのかどうか。

議長（副議長 久保 博義君） 課長。

人権・同和对策課長（加藤 康男君） そこまで把握しておりません。

議長（副議長 久保 博義君） 8番。

議員（8番 西郡 均君） 非常に重要な問題なんで、至急調べて後で教えていただきたいと思えます。

議長（副議長 久保 博義君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） これで質疑を終わります。

・ ・

### 日程第3．議案第4号

議長（副議長 久保 博義君） 次に、日程第3、議案第4号由布市民憲章の制定についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、通告順に発言を許します。

まず、16番、田中真理子さん。

議員（16番 田中真理子君） それでは16番、田中です。お伺いいたします。

もう少し諮問委員会、それから市民の意見がどういうふうに出たのか。この市民憲章について

どういふふうで討議 いろいろな意見を交換されたのか、それをちょっとお聞かせください。

それと憲章にはどういった文面というか、そういう形があるのかどうか、それを教えてください。

議長（副議長 久保 博義君） はい。

総合政策課長（野上 安一君） 16番、田中議員の御質問にお答えします。

まず、この市民憲章につきましては、市長の方から市民憲章等の検討委員会というそれぞれの立場の皆さんに委嘱をいたしまして、それぞれの立場から御意見を伺いながら議論をしていただいているところでございます。

憲章を選定するに当たりましては、次の4点につきまして特に注意をしていただいております。一つは常に市民の皆さんが心のよりどころになるものというふうなこと。それから2番目に音読み、特に心地よく耳に入るような感じのもの、それから、小中学生でも理解でき、親しみあえるようなことにできるもの、それから外国語とか片仮名は使用しないというふうなことで、由布市の基本理念でございます融和、協働、発展をもとに素案を作成し、検討委員会で協議をしながら市民の皆さんに意見を聞き、今日に至り、市長に答申があったものを事務局あるいは執行部で議論し、今回の御提案になったという経過でございます。

議長（副議長 久保 博義君） 16番。

議員（16番 田中真理子君） それでは、最初の文面はたたき台みたいな何か参考とする文面があったのでしょうか。それがあって皆さんの意見のたたき台になったのでしょうか。

議長（副議長 久保 博義君） 課長。

総合政策課長（野上 安一君） ゼロからスタートしております。そして、委員の皆さんから何らかのたたき台がないと議論の……というふうなこともございましたので、ある程度私どもの融和・協働・発展という形で市民の皆さんに親しみやすいものとはということでたたき台をつくらせていただいて、それについて一字一句議論をしてきているところでございます。

それから、先ほどの質問の中で憲章に形があるのかということでもございました。そのお答えをしておりましたが、全国の市町村にはさまざまな形がございます。呼びかけとか、憲章という言葉を使わないで誓いとか、いろいろな形があるようでございますが、特に定められたものはございません。由布市の場合は二部構成で作り上げております。

議長（副議長 久保 博義君） 16番。

議員（16番 田中真理子君） それぞれ市町村にも町民憲章があったと思いますが、私たちの挾間町にも町民憲章がありまして、由布市民憲章、みんなの誓いの後の間の文面は何というんですか あるんですが。そのところに普通は挾間町民憲章の場合は霊峰由布鶴見を仰ぎ恵まれた清流と緑は挾間の町の誇りですとか、そういうちょっと固い文章になるんですけど、そういう

文章が入っております。3万何がしの市になったので、もう少しこの辺はちょっと重きを置いた文章でもよかったのではないかなと私が個人的にはそう思っております。

そして、前の庄内町にもそういった文面がついております。ちょっと湯布院の方はわからないんですが。資料をもらったんですけど、ちょっと上に、書いたのがありませんのでわかりません。それと文章の中に郷土の歴史、文化、慣習を大切にし、とかいう文面のところも私は郷土を愛し、歴史、文化、伝統か習慣、どっちか……愛しとかいう言葉を入れた方がいいのではないかなと思ったりしたし、その次の平等と仁愛のところで子供やお年寄りという、子供とお年寄りだけに限定せずに、できたら市民全体を表現するようなそういった文章がよかったのではないかなと思いましたが、その辺がどういうふうに出たかをちょっとお聞きしたかったのです。

それで、新しくつくりなおすのもひとつですが、せっかく3町にそれぞれ憲章がありましたので、その辺も照らしあわせてこれを考えたかどうか、ちょっとお伺いいたします。

議長（副議長 久保 博義君） 課長。

総合政策課長（野上 安一君） かなり委員会で議論がありました。一字一句、言葉の一つ一つ、例えば慣習を習慣にするとか、伝統にするとかいうふうな議論もありましたけど、最終的に委員会の方でこういう諮問をいただいたところでございます。

それから、3町のそれぞれの憲章もございましたが、やっぱり新しい市としてスタートするという参考にはいたしましたけど、やっぱり今、まちづくりの基本理念である融和・協働・発展、市民の皆さんと一緒に仲よく子供やお年寄りを大切にする町というふうなことで、かなり議論がありまして、最終的にこの形で答申をいただき、私どももこれがベストというようなことで御提案をさせていただいております。

議長（副議長 久保 博義君） 16番。最後です。

議員（16番 田中真理子君） じゃあ、もうここで皆さんの賛成多数とかそういうのをもらえば決まると思うんですけど、変更の余地とかそういうことはありませんね。

議長（副議長 久保 博義君） 課長。

総合政策課長（野上 安一君） はい。考えておりません。できればお願いしたいと思います。

議長（副議長 久保 博義君） 次に、8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 今の同僚議員の質疑を聞いていて思ったんですけども、全国にいろいろあると、さまざまな形式がある、それは当然でしょう。さまざまな議会がその範囲で選んでいるんですからね。だから、いろんなのあっていいんですけども、少なくとも憲章というのは標語なんです。標語には点とか丸とかいうのはないんですよ。わざわざ丸をつけるということ自体が私にはようわからんのやけど。ついでに1の下にも点をつけたんですね。まるっきりのことではないんです。つけて悪いということはない。表現の自由ですからね。そこ辺がどうなっ

ているのかなと。

それと四つの誓いを「ます」で統一しているのに、一番前の部分 前文の部分には「ましよう」でやっているんですね。どういうことを意図してそういうようにされているのか。その辺をちょっと説明していただきたいんですが。

議長（副議長 久保 博義君） 課長。

総合政策課長（野上 安一君） まず、御案内のように前文と本文という形でできるだけ前文につきましては小学生の皆さんもわかりやすくというふうなことで呼びかけ調と、市民の皆さんに呼びかけるという意味でこういう形をとっております。

本分につきましては、やっぱり市民の皆さんの決意 目標とする決意という形にしたらどうだろうかというふうな形で、そういう意味合いを含めまして「ます」調にしているということで御理解いただければと思います。

議長（副議長 久保 博義君） 8番。

議員（8番 西郡 均君） 丸と点については触れなかったんですけども、今の論説と逆なんですね。やっぱり誓いの前文を決意にして、後をそれぞれの努力目標の「ましよう」にするというのが、いわゆる考え方としては妥当なんですね。それでも訂正する気はないっていうんで、もうこれ以上は言いませんけれども、つくるんなら事前にこういうのをつくりたいんだがどうだろうかということで相談していただけたら、かなりいろんな意見言うんですけども。

いろいろ意見を言っても全く訂正しないというのは例の庄内町の過疎何とかいうのであの計画書でわかりました。数値が全くでたらめね。合計が合わない。それでもああいうふうに製本するようになっていたらくですから。いろいろ言ってもだめだというのはわかっているんで、もうこれ以上は言いません。回答も要りません。

議長（副議長 久保 博義君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） これで質疑を終わります。

#### 日程第4．議案第5号

議長（副議長 久保 博義君） 次に、日程第4、議案第5号市の花・木・鳥の制定についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、通告順に発言を許します。

まず、7番、溝口泰章君。

議員（7番 溝口 泰章君） 7番、溝口です。通告の部分は市の花のコスモスを選んだ、これは理由になるんですか の部分で、風土とか文化とか歴史とかいう、その辺の根拠が全く入っ

ておりません。アラカシには自生している由布市の里山に自生するという根拠、自然の根拠を入れておりますし、ウグイスの方はちょっと全く、3行でぼんと入っているだけなので、笑っちゃいけないと思うんですけども、ホーホケキョと鳴き声で品のよさで市民意識の高揚　ホーホケキョが市民意識の高揚を図るというふうに論理の飛躍が見られるのは、もう本当わけのわからんところなんですけれども、そういう選び方をした選定にかかる議論の過程。そして、その議論をなさった方々の構成を資料提供願いたいというふうに通告してますので、その辺お願いいたします。

議長（副議長 久保 博義君） 課長。

総合政策課長（野上 安一君） これにつきましても、選定検討委員会で諮問させていただきました。そして、多くの市民の皆さんに公募という形をとらせていただきまして市民の皆さんから応募をいただいたところでございます。

特に市の花・木・鳥につきましては、市内外からの募集を行いまして、花につきましては66種類、444票の応募があったところでございます。これらにつきまして検討委員会の方で選定基準を設けて、その選定基準に従って御議論をしていただいております。ちなみに選定基準につきましてはひとつは市のシンボルにふさわしいもの、あるいはこれから市民が気安く植えて、軽く植えられて育てやすいものと、それからなじみ深くて親しまれるもの。それから、国体を控えて　ちなみに近々のイベントでは国体を控えておりますけど、多くの人に交流人口の多い由布市でございますので歓迎の花として受け入れやすいもの、あるいは手入れが簡単なもの、あるいは生活の中に密着しているものというふうな7項目に基づいて選定をしてきているところです。特に、圧倒的にコスモスというのが非常に多くて、多いだけというふうなことに限りませんでした。市内に非常になじんでいるんじゃないかなというふうなことで選定委員会の方で選定し、諮問をいただいているところでございます。

委員のどういう形で、どういう方々の委員かということでございましたが、市といたしましては諮問機関としてそういう検討委員会をつくって委員を公募という形と市民委員の皆さん6人と有識者4人、10名からの委員を選定、お願いをいたしまして議論を重ねていただいたところでございます。

ちなみに委員の皆さんにつきましては、例えば3地域の地域審議会の代表の方々、あるいは専門的にマスコミ関係の方々、あるいはデザインを勉強している町外の方々、あるいはそういう生物の詳しいの方々、そういう方で10名で構成をされまして、昨年の7月28日に第1回の委員会を開催されまして、本年の2月7日に市長の方に答申をいただき、その答申内容に基づいて私どもで議論し、ベストという形で決定をさせていただいているところです。

議長（副議長 久保 博義君） 7番。

議員（7番 溝口 泰章君） 今の委員の方々の資料を提供願いたいというのは……。後ほどでかまわないんですが、資料として私いただきたいと思いますので。どなたか。

それと、市の花もそうですが、その前の憲章にも 憲章のところちょっと先ほど触れておられましたけど、片仮名を使わないというふうな憲章の基準が1個あるんだというふうにおっしゃってましたけれども、これは全部、今度は片仮名を使うというふうな根拠がいつ 根拠があるのであれば、教えていただきたい。

そして、もう一つ、コスモスに限りましてはこの原産地は決して日本ではなくメキシコなんですけれども、メキシコのどこかの都市と将来友好都市の協定でも結ぶつもりがあるのかどうか。それがあれば理屈は通るし、私も納得しようかなと思いますけれども。

その3点、ちょっとお願いします。

議長（副議長 久保 博義君） 課長。

総合政策課長（野上 安一君） 委員名簿については後ほどコピーを。

それから、片仮名につきましては憲章にこだわりまして、この木・花・鳥につきましては特に片仮名にはこだわっておりません。

それから、原産地等の国との提携とか、友好とか、そういうことは一切考えておりませんで、特にやっぱり親しみやすいもの。それから市内の中によく植栽されて植えやすいものというふうなことにこだわりを持ったところでございます。

議長（副議長 久保 博義君） はい。

議員（7番 溝口 泰章君） これ、最後です。ぜひとも……。先ほど同僚議員も憲章の方でこれはこのままで可否を問うのかということで、そのとおりだとおっしゃいましたけれども、こちらもそうです。この花・木・鳥の制定についてもそうなんですけれども、多分可否を問うと、訂正はしないんだということでしょうけれども、ぜひとも今私申し上げたように、コスモスで宇宙とか、世界とかいう意味合いで調和を持って理解して秩序がある、そして植えやすいとか……。多々根拠はありますけれども、もっと品格のある、深みのある、伝統を感じさせる重々しい、なるほどと市民を納得させるような理由づけというか、根拠をぜひとも入れていただきたい。コスモスでもかまわない。なぜコスモスなのかということに、品位ある言葉づかいでこれしかないんだというふうな表現をもう一度考えていただきたいと思ひまして……。これは答弁、先ほどと同じでしょうから結構です。その点、ぜひ考えていただきたいと思う次第でございます。

以上です。

議長（副議長 久保 博義君） 次に、16番、田中真理子さん。

議員（16番 田中真理子君） 今の溝口議員のあれと大体同じですのでよろしいです。

議長（副議長 久保 博義君） 次に、8番、西郡均君。

議員（８番 西郡 均君） 最後に同僚議員が言いました品格の問題で言いたいですけれども、これがどこかのページの中にぽっと出てくるというのなら、私もこれで納得します。しかし、これは市が制定するんです。にもかかわらず、市の花・木・鳥とは何ですか、一体。品格もへつたくれもないじゃないですか。やっぱりきちっと由布市の花、由布市の木、由布市の鳥の制定についてというような書き方ぐらいしないんですか。

そして、今、言いましたけれども、これにもやはり前文をつけて選定経過の若干の説明や、あるいはこういうふうなことでやりましたということがないと、どこのページの中にぽっと出てくるならいいですよ。しかし、これを制定しようというのに、これでやりますなんていうのはちょっとあきれてものが言えない。ましてや市の花……コスモス、何を考えているんですか、一体。担当者はそれはしようがないですよ。しかし、これを上司が決裁するとき、これはどうかと、なぜ、その一言が出らんのかというのが私は一番残念でしようがないですよ。

この点については、市長がきちっと答えてください。

議長（副議長 久保 博義君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 大変答えにくいでありますけれども、選定委員会で決定したとおりを私は承認いたしました。

議長（副議長 久保 博義君） ８番。

議員（８番 西郡 均君） 選定委員会のせいにするなって言いたいです。選定委員の皆さんは原案が出されたら、これが最上のものだろうということを前提を議論しているわけです。ましてや自分たちの考えの至らないところは、きちっと専門家がそれをチェックして直してくれるだろうということを、それを前提にやっているんですよ。すべて選定委員会が完全に先ほど誰かいいましたように、文化的にも歴史的にもそういうのを精通して学術的にもそういうのが精通している人たちがなるわけじゃないんです。いわば市民の総意というそういう人たちに選んでもらおうという、こちら側の意図だけですよ。

だから、そういう点でいえば、やっぱりそれに格を持たせるのは担当者あるいはその上に立つ人たちの責任ですから、そういう審議会に責任を転嫁するようなことは今後一切やめてほしい。この次、それを聞いたらもう市長、許さない。

以上です。答弁要りません。

議長（副議長 久保 博義君） 以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ございませんか。２番、高橋君。

議員（２番 高橋 義孝君） ２番、高橋です。済みません。通告外なんですけれども。１点だけ今の件でお伺いをしたいと思います。

今、見直したらどうだというふうな御意見がさまざま出ましたけれども、新年度予算でその選

定委員さんの予算が上がっているのか。もう選定委員さんが解散されたのか。これ、今議会で例えば議決に至らなかった場合、見直しということになるかと思うんですけども、そのときは選定委員さんにまた、再度諮問をされるのかどうか、その件に関してお答えください。

議長（副議長 久保 博義君） 課長。

総合政策課長（野上 安一君） 委員の諮問機関が3月31日で、今年度いっぱいという形をとっておりますが、もしもそのような形になれば、また、そのような手段は講じなきゃいけないと思っておりますが、私どもはぜひ議決をお願いし、早く市民の皆さんに市の花・木・鳥として多くの市民の皆さんがこれがベストという形で応募いただいております。ですので、ぜひ、議決をぜひお願いしたい。そして、市民の皆さんとともにこの花・木・鳥を町のシンボルとして提供していきたいというように考えておりますのでよろしく申し上げます。

議長（副議長 久保 博義君） これで質疑を終わります。

#### 日程第5・議案第6号

議長（副議長 久保 博義君） 次に日程第5、議案第6号由布市基本構想並びに基本計画についてを議題とし、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、通告順に発言を許します。

まず、19番、吉村幸治君。

議員（19番 吉村 幸治君） 19番です。まず、この冊子を皆さん準備していただきたいと思うんですけども、この基本計画の方の32ページです。その中ほどに施策展開というのがございますけれども、その中で生涯学習、それから棒線で二つのことが書かれておるわけですが、私はこの生涯学習という言葉はこれはもう平成10年ごろからこういう言葉が使われだしたわけであろうというふうに思っております。その前は社会教育、社会体育という、そうした名前、それから学校教育という名前の中でいわゆる育むということの展開がなされてきたと思うんです。そうした意味からいって、ここに社会体育という言葉がないのが私はちょっと不思議に思うので、そのことを説明してもらいたいと思います。

次に、40ページ。中ほどの学力の向上というのがございます。その括弧 その下の方に「由布市学力向上会議の開催により」ということでございますけれども、これがどういうものなのかをお尋ねしたいと思っております。

さっきの一般質問の中でも公教育の充実をお願いしたところでございますが、そういうことも兼ねておるのかどうかを含めて。それから、市外に行く小中学生も何名かおると。高校もいわゆる学区がなくなって全県1区になる。そういうことを見据えたところの市内の子供たちの児童生徒の学力向上会議であるのかどうか、その辺まで考えたものであるかどうかのことをお尋ねした



いと思います。

それから、134ページです。これは地域別計画の中の湯布院地域のことを書かれておるんですけども、この文言が非常に私はちょっと納得いかないんです。それというのが、さきの合併前に配られました新市まちづくりの中の地域の紹介の中に由布市の中の湯布院の位置づけが、高速道路のインターチェンジがある、西の玄関口であるというようなことの表記をされておったんですけども、小さな温泉町ということにえらいトーンダウンしてしまって、何かこの辺が変わってしまったのが、ちょっと意図があるのかなと思って、挟間を見たら東の玄関口とあるんですね。西の玄関口もあっていいんじゃないかなと思うんですが、その辺ひとつ、どうしてこの記述が変わったのかということをお尋ねしたいと思います。

それから、基本構想の方ですが、もう1個の冊子ですね。7ページです。7ページに財政状況というのがあるんです。歳入の見通し。これ平成19年度、まさしく今年度でございますけれども、140億円というところに棒グラフがなっております。まさしく今年度提案されておるのが140億3,000万円ということで、これと合致するんですけども、11月に発表されました行財政改革大綱、これの推計を見たときには、今年度は142億3,000万円というふうなことでシミュレーションがなされておるわけです。この1、2カ月の間に2億円もえらい違ったという、この根拠がこれから5年、10年とのシミュレーションの中で非常に信憑性に欠けるスタートの2億円の違いだと思うんですが、その辺の違いがどういうことなのかを説明してもらいたいと思います。

この4点。

議長（副議長 久保 博義君） 総合政策課長。

総合政策課長（野上 安一君） 総合計画の細目別計画につきましては、それぞれ担当主管、担当課で対応しておりますので、それぞれ担当課長なり担当部長の方で御答弁をさせていただきます。

議長（副議長 久保 博義君） はい。

生涯学習課長（甲斐 裕一君） 生涯学習課でございますが、この生涯学習については分野別でやっておりますので、42ページには社会体育の分野が載っております。

以上です。

議長（副議長 久保 博義君） はい。

学校教育課長（太田 光一君） 学校教育課の太田です。基本計画の40ページの由布市の学力向上会議についてでございますけれども、小中学校の学力向上のために基本的な内容の定着状況を把握しまして情報交換や協議を行うことによりまして、確かな学力を努めるということとしております。

この会議には小中学校の校長先生、それから学級主任の先生、それから教育委員会の関係者5名、総勢25名で構成をしております。

以上です。

議長（副議長 久保 博義君） はい。

湯布院振興局長（佐藤 純一君） 湯布院の振興局長です。基本計画の134ページ湯布院地域の位置づけと現状認識、吉村議員さん御指摘ありました件でございますが、職員でつくりますプロジェクトチームから諮問の素案を受けまして地域審議会が過去4回ほど協議をいたしまして、その中での諮問を市長の方から諮問を受けまして受けまして答申をいたした内容になってございます。確かに素案の中では西の玄関口というふうなプロジェクトチームの記載もございましたが、地域審議会の皆さん方の協議の中で、よりわかりやすくというふうなことでこういうふうな答申になったと考えております。

以上です。

議長（副議長 久保 博義君） はい。

行財政改革室長（相馬 尊重君） 行財政改革室長です。基本構想の7ページの財政推計についてでございますけれども、この表につきましては行革の実施計画の財政推計に基づいてグラフ化したものと認識しております。

今、確かに議員さん御指摘のとおり目盛りがちょっと小さい関係もあったのかと思いますけれども、多少位置等がずれておりますけれども、これは行革プランの財政推計と同じ数値を用いておりますので、この辺のグラフの表現の仕方がちょっと間違っているといえますか、誤りがあるように思っております。

以上です。

議長（副議長 久保 博義君） はい、19番。

議員（19番 吉村 幸治君） 32ページのこの施設展開の中に社会体育があってもこれはおかしくないんじゃないかと思うし、むしろやはりこれを入れなけりゃいけないんじゃないかなと思うんですね。生涯学習という中からの展開ですから。私はそう思います。

それから、学力向上会議ですね。非常に 今、説明受けたんですけども、ちょっと具体性に欠けるようにもあるんですね。由布市の学力の状況等が今、こういう状況にあるからとか、何かその辺の目的を持ってこういうのをつくるのかどうか、その辺がいまひとつはっきりしないので、再度お願いします。

それから、湯布院地域のことでですけど、検討委員会、検討委員会、先ほどからそういう諮問委員会とか、そういうものをできたものを書きましたということなんですけど、これも変更の余地はないんですかね。我々今、恐らくほかの委員からもこの6号議案について質疑が出ようかと思

うんですけれども、指摘したことに対しての変更余地というのがあるのかどうか、それをちょっとあわせて聞きたいなあと考えております。

それから、財政状況ですね。私はちょっと思ったんです。2億円足りないのは、日出生台演習場の米軍が来なくなったので1億円入らなくなったから、急に1億円が減った原因なのかなあとしたりもしたもんですからね。ちょっとそのグラフの書き方が、表現の仕方がまずかったという、そういうことではこれを真剣に見る人は頭悩ますんじゃないですか。もうちょっと、それじゃ目盛りもはっきり、きちっとしたものを出さないと、これを見ながら、これをひとつのバイブルとしてまちづくりをするわけですから、そういういい加減な表やら出してもらったんでは困るんですが、その点をもう一回ちょっとお願いします。

議長（副議長 久保 博義君） はい、課長。

総合政策課長（野上 安一君） 先ほど社会教育課長が御答弁申し上げましたが、社会教育の欄に社会体育の云々という議員の御指摘でございましたが、社会教育と社会体育を若干、この構想の中では分野別計画の記述の方法をわけさせていただいております。もちろん社会教育、社会体育一緒の施策を進めていくわけですが、わかりやすくするために社会体育の分につきましては、42ページにスポーツ・レクリエーションという項目をひとつ記述しまして、市民のスポーツ振興についての施策等につきましては43ページ、44ページで記入を書かさせていただいているところでございます。

それから、構想あるいは計画の修正につきましてでございますが、基本的にはこの案でつくり上げていきたいと思いますが、必要に応じて若干文言の修正、語句の修正、数字等の修正については今後、議員の皆さんとも御相談申し上げながら、可能な範囲での修正は可能だと思っておりますが、大綱的にはこの構想で、計画で実施していきたい。誤字脱字等を含めまして若干の修正についてはこの限りじゃないというふうに考えておるところでございます。

議長（副議長 久保 博義君） はい。

行財政改革室長（相馬 尊重君） 財政推計につきましては、今までも慎重に取り扱ってきたつもりですけれども、この表にしたときに議員御指摘のとおり、不備がといたしますか、確認が十分でなかったと、今反省しているところでございます。今後、こういうことのないようにしたいと思います。

議長（副議長 久保 博義君） はい。

学校教育課長（太田 光一君） 学力向上会議の件でございますけれども、ことしの4月に県が統一しまして、小学校5年生、中学校2年生の試験を実施をいたしました。その結果を受けまして、7月25日に第1回の学力向上会議を開催をいたしまして、各学校のテストの結果分析をそこで検討した次第でございます。

ことしの2月に市独自のテストを行いました。小学校3年生、小学校4年生、小学校6年生、それから中学校1年生につきまして2月にテストを実施をいたしました。その結果につきまして3月中にそのことにつきまして検討会を開くということにしております。

議長（副議長 久保 博義君） 19番。

議員（19番 吉村 幸治君） 推計の 財政のことですけれども、このまちづくり計画では、当初の。局長、ちょっと見て、これ。これ。これのときは大体19年は159億円というようなことを書いているんですよ。そやから、そういう中で 状況はわかりました。当初も大きく下がった。去年も下がったということわかりました。

でも、この辺もみんな、やはり見るんですからもうちょっとリアルに書いて、大きく違わないようなものをやっぱり載せてもらいたい。

最後に言っておきますけど、この総合計画にしても、基本計画にしてもこれでいいと思います。承認されたら。こんなにっばな冊子にしないように。これだけはお願いしておきます。わかりましたか。（発言する者あり）

これで終わりです。

議長（副議長 久保 博義君） 次に16番、田中真理子さん。

議員（16番 田中真理子君） 今、野上課長の方からその文言の修正はしますということだったんですが、多少この中にやはり統一されてない文言とか、丸、点があつたりとかいろいろあるんですよ。それを網羅するとか、それをまた、どこか委員会に預けるんでしょうか。それによっては私もその中身は詳しくは精査していないんですけど、読んでいるときに文中、やはり言葉づかいがおかしいなとかいうところがあったんですけど。その辺どうなるんでしょうか。

議長（副議長 久保 博義君） 課長。

総合政策課長（野上 安一君） 言葉の統一性が若干できてない面もあるかと思いますので、その辺につきましては再度事務局で精査させていただきまして、言葉の統一については図りたいと考えております。

この後については委員会に再度諮問するという形じゃなくて、事務局で言葉の整理をしたいというふうに考えております。

議長（副議長 久保 博義君） 16番。

議員（16番 田中真理子君） それぞれ、また、これから委員会があるんですけど、そのときに説明に来るようであれば、その文言はここではなくて、そのときに言って訂正してもらった方がいいと思うんですけど、それでよろしいでしょうか。

議長（副議長 久保 博義君） はい。

総合政策課長（野上 安一君） 各常任委員会でそれぞれ計画の分につきまして、各担当部課か

ら 必要に応じて説明するような段取りになっております。

議長（副議長 久保 博義君） 16番。

議員（16番 田中真理子君） じゃあ、もうそれでいいです、私は。

議長（副議長 久保 博義君） 次に、8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 基本構想並びに基本計画は議決事項ということでこのように提案されたんですけども、同時に向こう3年間の実施計画そのものも参考資料として議会に提出する必要はあるんじゃないかと思うんですけども、それをやる用意はあるんでしょうか。

議長（副議長 久保 博義君） 課長。

総合政策課長（野上 安一君） この構想の趣旨に基づきまして分野別計画をつくり上げています。そして、これを実現するために今後実施計画の作業に入って、現在、プロジェクトチームで実施計画の作業に入っているところでございますので、御理解賜りたいと思います。

議長（副議長 久保 博義君） 8番。

議員（8番 西郡 均君） そうじゃないんですね。実施計画案が既にあるって、そして、それを多少いろいろ変動があったら修正するというんならわかるけど、これから実施計画をつくり出すというのは、まるっきりつくっていなかったということなんですよ。にもかかわらず、初年度の当初予算は出しましたということですからね。

初年度の当初予算は総合計画に基づいてやっていないということになるんですよ。そんなでたらめなことどうしてできるんですか。少なくとも案は出してください。お願いします。

議長（副議長 久保 博義君） 答弁は。

議員（8番 西郡 均君） 出してくれりゃいい。答弁とか要らん。

議長（副議長 久保 博義君） はい。

総務部長（二ノ宮健治君） 8番議員にお答えします。

基本構想と基本計画については議会の議決がということで、今回お願いをしております。実施計画につきましても19年度、20年、21年度の案としてはもちろんできております。そして、大体それに基づいて3年間の精査はできてないんですが、19年度予算の中には反映させております。実施計画につきましては、基本的には内部資料だというぐあいに考えています。

これにつきましては、そのつど年度ごとに議会の方で当初予算としてお願いをいたしますので、そういう考えでございます。

議長（副議長 久保 博義君） 8番。

議員（8番 西郡 均君） かつて挾間町のときにも、二ノ宮氏という人が幹部にならないときは、それまで実施計画ずっと出てたんですよ。ところがいつのまにかその実施計画そのものが出らなくなったときの答弁も同じ内容でした。しかし、それは誤っています。少なくとも議決事

頂じゃない。執行部は自分たちで実績に目安として計画をつくるやつだということはわかります。だから、それは いわゆる目安ですから、議会が見たら悪いとか、内部資料だなんてそんなばかなことはないわけですから、当然資料として提供してください。案で結構です。答弁要りません。もう出すか出さないかだけのことです。

議長（副議長 久保 博義君） 以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） これで質疑を終わります。

#### 日程第 6 . 議案第 7 号

議長（副議長 久保 博義君） 次に、日程第 6、議案第 7 号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、通告順に発言を許します。

まず、5 番、佐藤郁夫君。

議員（5 番 佐藤 郁夫君） 5 番、佐藤です。大変お疲れさまでございます。

この 7 号、8 号関連しますから、この 7 号で一括してお尋ねをいたします。

当然、地方自治法、法律が変えられまして我が由布市の条例を変えらるという中で、確かに文言を助役から副市長、収入役から会計管理者、市吏員から市職員、それぞれ変えられるということで、ここに通告しておりますから、最初にこの答弁を受けまして、また、あとお尋ねをしたいと思しますので、よろしくお願いします。

議長（副議長 久保 博義君） 総務部長。

総務部長（二ノ宮健治君） 5 番議員にお答えします。この件につきましては、一般質問の中で助役の方が詳しく説明いたしましたので、質問の要綱だけ簡単に御説明いたします。今度の改正の中が三つあるわけですが、助役に変えて副市長を置くということでございます。このことにつきましては、助役という名前が 4 月 1 日から変わって副市長となるということ。それから、今までどおりに置かないということもできるということでございます。それとあとは条例で定数といいますが、今回由布市の場合は 1 名ということをお願いしております。

それとあとは御質問の中にあります条文の中に町の権限に属する事務の一部についてその委任を受け、というくだりがございます。この件が御質問の要旨だと思うんですが、このことにつきましては考え方といたしましては、市長みずからが執行しなければならないというものについてはおろすべきじゃない。例えば議会の招集権とか、議案の発言権、そういうものは副市長に委任すべきじゃないということでございます。じゃあ、どういうことかといいますと、今回の条例の

中にはこれこれという文言はございません。これは具体的には市長といいますか、がみずからの責任において政策的な事項等についてどの辺まで委託をするかということが定められています。

例えば、こういうぐあいになっています。行政改革のように部課等の組織を横断して、その権限を行使する必要がある事務や企業用地のように対外的な折衝を要する事務、それから高度な政策判断を必要としない一般的な事務等については、告示事項でやることができます。しかし、由布市につきましては、副市長が1名ということで、こういう権限につきましては今考えておりません。現行の助役の事務をそのまま引き継ぐということでございます。

それから、収入役につきましては会計管理者ということですが、歴史的な中でやはり役場等につきましては、町三役という言われ方の中で収入役は特別職になっておりまして、その仕事の内容につきましては単なる収入役としての仕事だけじゃなくて、いろいろな長の、長というのは市長ですけど、市長の対外的な代理等の役目も果たしていたんじゃないかということでございます。それと、今、由布市につきましても収入役は置いてないというようなことで、全国的にこれを廃止するような特別職として廃止するというような事例も多く起こっております。そういうこと。

それから、やはり世の中の動きといいますか、電算の進展とか監査制度、そういうものの中で今回、特別職から一般職になりました。この権限につきましては、今まで収入役が持っていた権限と同等だというぐあいに思っています。

それと、ポストの御質問ですが、この件につきましては県下の中でもどうするかと、今大変論議といいますか、議論されているところでございます。人事異動等の関連から今検討中でございます。

それから、権限の中で会計課長との関係ですが、会計課長を置かなくて会計管理者が出納部門を統括するというような形でございます。

それから、3点目の吏員につきましては、市職員と名前を変えるだけでございます。

以上でございます。

議長（副議長 久保 博義君） 5番。

議員（5番 佐藤 郁夫君） 当然、条例に出すわけで法律が変わったから変えるという表向きの部分もございませけれども、本質的には地方の地方分権の中で地方がそれぞれ汗をかけたという中で、当然この条例改正をしてやるわけで、昨日も同僚議員の一般質問、少しありましたから、私も随分関心がありましたのでお聞きをしましたが、今、部長が答弁されたような状況であります。

しかしながら、刻々と変わるこの状況下の中で4月1日からそういう体制づくりというなら、当然私はそれまでそれぞれの部署なりで検討してきて、そして新たに機構改革を含めた、やはり

今職員が減ってくるわけでありますから、その部分をやはり今の立場の助役とすれば、私は2とありあると思うんですね。市長の補佐して政治的な部分と市の事務の統括者という責任、その部分を含めてやはりそれぞれ指導して市民サービス向上につながると、そういう立場の副市長というとらえ方を今後、またしていかなきゃなりませんし、当然、政策立案、企画を含めてやるべきでありますから、今助役としてどう今後、この由布市のそういう機構も含めて自分でやはりリードしていくか。そういうことも含めて方向性を、助役、答弁をお願いします。

議長（副議長 久保 博義君） 助役。

助役（森光 秀行君） 5番議員にお答えをいたします。

今、総務部長の方からその趣旨も御説明申し上げましたし、今、佐藤議員からお話のあった趣旨のとおりでございます。単なる市長の補佐ではなく、やはり政策企画立案という新たな課題も背負ったわけであります。そういうこともありますので、心を新たな気持ちで……、しかし、私個人で急に人間が変わるわけじゃございませんので、やはり由布市の幹部の職員の力を十分引き出す。その英知を集めてやっていくと、そういうことが大切だろうと思います。そういうふうに心がけて精いっぱいやってまいりたいとそういうふうに考えております。

議長（副議長 久保 博義君） 5番。

議員（5番 佐藤 郁夫君） 最後でありますけど、今までの答弁を聞いておりますと、これからということをはほとんど出ます。これはしようがない面もありますが、こういう条例改正をすると、この重み、これはやはり我が由布市に置きかえて、今後やっぱり市民皆さんのためにやるということになれば、私はそこ辺の経過も含めてきちとした議案の出し方、文言といいながら、当然由布市に置きかえるわけでありますから、その辺のところを重要性を今後ますます やっぱり出す以上はきちとした議論をした中での取り組みをお願いをしておきたいと思えます。

これは要望です。答弁要りません。

議長（副議長 久保 博義君） 次に、8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 今、同僚議員が言われましたように議案の出し方、文言の重要性、きちとしたものをということで答弁は要らないと言ったんですが、これ重要なことなんで、ちょっと明確に答えてほしいんですけれども。

議案第7号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてという表題です。問題はその下です。地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める、とあります。なぜ、これが必要かという法律の根拠は 一番先の定例会のときにも私言いました。いつの法律で何号のやつですかと。それを明らかにしないと、これは提案になりませんよということで、以後気をつけますと約束したものでありますよ。なぜ、それが守られないんですか。あるうことが、その下の提案理由はもっとひど



いんですよ。地方自治法の一部を改正する法律については何も触れてなくて、地方自治法そのものについて（昭和22年法律第67）何ですか、これ一体。どこの世界にこんな提案する人がいるんですか。あきれてものが言えんですよ。大至急つくり変えて出してくださいよ。みっともない。

議長（副議長 久保 博義君） 総務部長。

総務部長（二ノ宮健治君） 8番議員にお答えをします。

この条文のことを西郡議員から言われるとどきっとするんですけど、今の御質問につきまして提案理由につきまして地方自治法本体の一部改正という理由を上げています。恐らくいいですか、正しくは地方自治法の一部を改正をする法律、第53号ですが、その改正にということじゃなかろうかと思います。

このことについては、内部的な検討をいたしました。4月1日に施行されるんですが、施行された段階でこの法律第53号についてはこのもとの67号に同化をされます。それで、私といいますか、担当につきましてはもとの法律の一部改正という書き方をしました。これはどちらが正しいか。恐らく西郡議員が言う方が正当性は強いんじゃないかと思いますが、今回はこれをお願いしたいと思っています。

議長（副議長 久保 博義君） 8番。

議員（8番 西郡 均君） 実は公布は 法律を公布したときにもう既に施行されているんです。施行する中身については特定して例えば、副市長や先ほど言ったる説明した部分については19年4月1日から施行するとなっているわけですよ。それ以降になる部分もまたあるわけです。その前の部分、要するに公布と同時に施行する部分もあるわけです。

だから、法律そのものはもう既にできているわけですから、地方自治法の一部を改正する法律（ ）と書いてきちっと出すと。ほかの条文はみなそういうふうになっているじゃないですか。なぜ、これだけ正しいと思いますとか、思いながらそれができないのか。それをはっきり言ってくださいよ。

議長（副議長 久保 博義君） 総務部長。

総務部長（二ノ宮健治君） 今言ったような見解でこの条例を出させていただきました。けさも内部検討いたしました。御指摘のように地方自治法の一部を改正する法律第53号の施行の伴ってということで、ぜひ差しかえをお願いしたいと思います。

議長（副議長 久保 博義君） 8番、いいですか。

以上で通告による質疑を終わります。ほかに質疑ございませんか。8番。

議員（8番 西郡 均君） 11条に水道事業の設置に関する条例の中で気になるんですけども、事業管理者がいますよね。それで会計管理者との表記の仕方はどういうふうにするのか。

管理者そのものは同じなんですね。従前は事業管理者そのものが会計管理者だったんです。その事務を水道課に任せるみたいになっていたんですけどね。表記の仕方は今後どうなるのか。ちょっと教えていただきたいんですが。水道課長からでも結構です。

議長（副議長 久保 博義君） 水道課長。

水道課長（目野 直文君） 水道課長です。管理者につきましては、従前どおりの由布市長が管理者ということになります。

議長（副議長 久保 博義君） 8番。

議員（8番 西郡 均君） だから、会計管理者と重複するということで理解していいんですか。

議長（副議長 久保 博義君） 総務部長。

総務部長（二ノ宮健治君） 8番議員にお答えします。

確認をして後で御報告します。

議長（副議長 久保 博義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩します。再開は11時20分。

午前11時10分休憩

.....  
午前11時20分再開

議長（副議長 久保 博義君） 再開します。

#### 日程第7、議案第8号

議長（副議長 久保 博義君） 次に、日程第7、議案第8号由布市副市長定数条例の制定についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので発言を許します。

8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） これは副市長定数条例でいいんですねよ。別に何もわざわざ由布市とかつけんでも。こういうところに由布市ときちっとつけるんやったら、やはり由布市の花とか、由布市の木とか、由布市の鳥とか、やるのが本当、何というか情けないというか.....。

文言で訂正されたけど、本市の副市長の定数は1人とするというのは、由布市のというふうにかきかえるわけですね。

議長（副議長 久保 博義君） 課長。

総務課長（秋吉 洋一君） 総務課長でございます。初日の議会の日に西郡議員さんからそういう御質疑がございました。その中で私どもで帰って調査する中で、私どもの歴史をつぶさに調査をいたしました。そういう中で本市とあらわしているものが30カ所ありました。それと同時にあわせて今回御提案申し上げております議案第16号でございます。由布市連合消防団の設置等に関する条例の対象表の中で本市を由布市に改めるといような議案を上程してございます。西郡議員さんおっしゃるように、整合性がとれない、本市に書いたり、由布市と書いたり、いろいろあるということで、今回、全部由布市に統一したいということで、今度の6月議会でもまとめまして関係条例の整理に関する条例ということで御提案申し上げて、統一した由布市に全部 本市を由布市に改めたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

議長（副議長 久保 博義君） 8番。

議員（8番 西郡 均君） 今までであるから整合性がとれないんじゃないんです。由布市とするのが本来のあり方なんです。そして、以下本市というとかいう書き方をしとるなら別に本市でもかまわない。最初からのつけから本市なんていう出だしがつくところに問題があるわけです。法制係を置けばそういうことはわかるんじゃないだろうけど、皆さんついでで考えるけん、なかなか前後のあれがようわからんのやろうと思うけれども。

そういうことで、前つくったやつはそれ間違っつくのはそれはあります。私たちも見落としたりいろいろしているんで。新たに気がついたときに全部直せばいいだけのことで、今回の措置、全部直しますということについては大いに敬意を表します。

議長（副議長 久保 博義君） 以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） これで質疑を終わります。

#### 日程第8 議案第9号

議長（副議長 久保 博義君） 次に、日程第8、議案第9号由布市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので発言を許します。

8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 2条、3条に任命権者の報告、任命権者の報告事項というのがあります。任命権者、最近では教育委員会の教育長も何か権限を剥奪されて、所管の体育振興課をとられたようにありますけれども、この任命権者というのはどういうことを指しているのか、教えていただきたいと思ひます。だれだれ、複数あるのか、どういうことか、お願したいと思ひま

す。

それと、第8条のこの条例の施行に関し必要な事項は市長が別に定めるとあります。早速4月1日施行です。どういう必要な事項が定められる予定であるのか。その案だけでも皆さんに提出していただきたいと思います。

以上。

議長（副議長 久保 博義君） 総務課長。

総務課長（秋吉 洋一君） 総務課長でございます。西郡議員さんの御質問に対して御回答申し上げます。

第3条でございますけれども、任命権者、これはどういうものを指すのかという、まず1点目の御質問でございます。これにつきましては地方公務員法第6条の中で任命権者とはということと具体的に掲載されてございます。それを読み上げますと、地方公共団体の長、それから議会の議長、教育委員会、それと代表監査委員、それとか選挙管理委員、そういう方々が任命権者ということが公務員法の中で記載されております。

それから、2番目の御質問でございますが、第8条でございます。この条例の施行に関し必要な事項はということにつきまして、どういうことが必要な事項にあるのかという御質疑でございますけれども、これにつきましては1条から7条までに掲載されていない案件で緊急に必要な事故が生じた場合に、ここに市長が別に定めるということで書いてございますので、今の現在でこれがどういう事項なのかというものについては、今現在ではございません。

以上でございます。

議長（副議長 久保 博義君） 8番。

議員（8番 西郡 均君） それなら任命権者の市長が別の市長さんにその報告書を出すというふうに理解していいんですか。

議長（副議長 久保 博義君） 総務課長。

総務課長（秋吉 洋一君） この人事行政の運営等の状況の公表に関する条例というのは非常にややこしいございまして、私も非常に理解に苦しむところでございますけれども、今、議員さんが御質問のあった市長が市長にあれするんかということでございますけれども、この中に一般行政部門とか特別行政部門、これ公営企業等を指すんでしょうけれども。それとか、いろいろな公営企業部門ですね。それから特別行政部門とか、特別行政部門には教育委員会とかこういうのが入ってまいります。で、市長は一般行政の部門の中に市長というのがあります。市長はそのいろいろな職員の給与であるとか、いろいろな服務に関する事とか、そういうものについて報告する。で、教育長は教育長で報告する。そうしたものをすべて由布市として市民に広く公表するというのが大きなねらいでございますので、ここに市長が市長に対して報告するんかという、

ちょっと読んだだけではそういうふうを感じるかと思えますけれども、この法の趣旨がそういうことで広く住民にいろんな行政の職員の人事面とか、サービス面とか、そういうものを広く公表するというのが大きなねらいでございますので、市長たりとも一応一般行政部門の代表者として市長に報告する。由布市長はいろんな部門から報告があったことをとりまとめてインターネット等々で公表するという趣旨でございますので、ちょっとややこしゅうございますけれども、その辺で御理解いただきたいと思えます。

議長（副議長 久保 博義君） 以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） これで質疑を終わります。

#### 日程第9・議案第10号

議長（副議長 久保 博義君） 次に、日程第9、議案第10号由布市企業等立地促進条例の制定についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、通告順に発言を許します。

まず、19番、吉村幸治君。

議員（19番 吉村 幸治君） 19番。この条例は非常に私はすばらしい条例を制定するものだというふうに認識をしております。その中で、第5条。これをちょっと確認したいんですが、立地企業の助成金の交付というところですが、固定資産税額の100分の50に相当する額を交付するということがございますが、ちょっと確認ですけれども固定資産税をいわゆる2分の1にすると、100万円であれば50万円にするということでもいいのかということが、まず1点です。

それから、こうした企業誘致ということでこういう条例を制定するということですので、市内に企業団地、工業団地、こういうものを設置しようとしておるのかどうか。

あるいはまた、市有地の何カ所を指定をして、その公募をかけるのかどうか。

この3点をお願いしたいと思います。

議長（副議長 久保 博義君） 課長。

総合政策課長（野上 安一君） 吉村議員の御質問にお答えいたします。

まず、5条の固定資産税の2分の1という金額でございますが、これは固定資産税を減免することじゃなくて、固定資産税の2分の1に相当する額を補助するということでございます。その額を 収納額に対してその額を、2分の1に相当する額を補助する。それも予算の範囲内という形をうたっております。

それから、工業団地の件につきましては、今、二つの歩きをしていこうというふうに考えてお

りまして、一つは由布市内の工場適地調査というのを担当課で、私どもでやっておりますが、その中ですぐれた立地条件のところを企業の申し入れ等がございましたら推薦をしていくという形をとりますし、工業団地としての造成のことについては今のところ市としては考えておりません。業者さんかそういう問い合わせがあった場合にはこういう候補地がございますよというふうなことで可能な範囲でお世話をしていく、御紹介をしていくという形で動きたいというように思っております。

議長（副議長 久保 博義君） 19番。

議員（19番 吉村 幸治君） はい、わかりました。

財源の確保の中にこうした企業の誘致ということを上げていらっしゃるわけですがけれども、先ほど局長の説明では問い合わせがあったらというような言い方をされましたけれども、やっぱり積極的にやはり県に出向いて行って、そういう探しているところはないのかどうかとか、そしてまた、うちとしてもこの土地に募集しますよとか、もうちょっと積極性がないと、私はこれ乗りおくれるんじゃないかなと思っております。

その点、ちょっと。もう一回。

議長（副議長 久保 博義君） 助役。

助役（森光 秀行君） その点について19番の吉村議員にお答えをさせていただきます。

由布市としましてもやはり企業誘致は大切な課題であると、若者定住とか、その他効果が大きいものとそういうふうを考えております。今、担当課あるいは私も含めまして県の方に働きかけをしておりますけれども、今求められておるものは、好条件の既に整備をされたところがまずほしいと、それはあるのかと、まず言われます。3カ月以内に実際にもう建設に取りかかりたいんだと。半年以上先のことはちょっと話ができんと、それと土地の値段がどうなのか。例えば1平米当たり3万円以上なのか以下なのかと、相当の価格。それから、水と電気等の基本的なインフラはできているのかと、そういうところがあるのなら持ってきなさいよということの話が多いです。

今、既に好景気で企業の立地が大分県トータルとしては進んでおりますけれども、大分市を初めあるいは豊後高田市とか、でも、まだ、工業団地で売れ残っているところがある。ああいう立地のよいところでもまだ残っておるとい状況であります。そういうことの中でやはり由布市で一生懸命誘致をしたいと思えます。これからやはり工業適地を選定をすると、こういうところがありますよということを持っていくことがやはり重要であると、そういうふう考えております。

議長（副議長 久保 博義君） 19番。

議員（19番 吉村 幸治君） まさにそのとおりだと思いますので、ひとつこういう条例を制

定したからには積極的なやはり企業誘致、そしてまた、求める企業に対して即対応ができる市の体制づくりも、ひとつお願いしたいと思います。

議長（副議長 久保 博義君） 次に、7番、溝口泰章君。

議員（7番 溝口 泰章君） 7番、溝口です。これは教えていただきたいんですけども、定義の部分で用語の定義をそれぞれ当該各号に定めるところによるというところですが、これ、この中の製造業と日本標準産業分類に規定する製造業、電気ガス供給業、道路貨物運送業並びに学術開発研究機関及び職業教育支援機関という企業を対象としているというように限定をかけているのかどうか。ちょっと理解しにくかったものですから、教えてください。

議長（副議長 久保 博義君） 課長。

総合政策課長（野上 安一君） 特にやっぱり公害のない企業と、それから由布市に最も適するんじゃないかというふうなことを含めて製造業という形で決めさせていただいております。

この製造業と並行しまして関連します研究関連あるいは大学とか、そういうのも含めた学術研究関係の企業等を考えておまして、特にやっぱりこういう時代でございますので、公害ってことを意識をいたしまして、そういうのをかわりのない企業をとというふうなことを考えていきたいというふうに思って、こういう形で決めさせていただいております。

議長（副議長 久保 博義君） 7番。

議員（7番 溝口 泰章君） という理解に立ちますと、その他の指定されない枠外の企業が幾ら頑張ろうとしてもだめになってくるという、この制度を利用できなくなるという危惧というか、やる気があってもいろんな条件クリアしてやっていこうとするところは最初からこの制度の中にのっかれないという、そういう部分も出てくると思うんですけども、その辺をちょっと、もうちょっと広げることが今後可能なのかどうか。

また、そういうことをお考えになっているのかどうか。

議長（副議長 久保 博義君） 課長。

総合政策課長（野上 安一君） 現段階では、先ほど私が御説明したとおりでございますので、今後、世の中の動きも見ながら必要に応じて修正も可能ということもあるかもしれませんが、当面製造業という形と、これに準じるこれらの企業という形をとっていきたいというように考えております。

議長（副議長 久保 博義君） 次に、11番、二宮英俊君。

議員（11番 二宮 英俊君） 11番です。2条の新たな雇用等の中の常勤の従業員ということがあるんですけども、これは正社員でないといけないのか。今、はやりの契約社員とか、パートも含まれるのかどうかをお聞きしたいと思います。

それと、第3条の条件を付して行うことができると こういう企業誘致ですか、そのときに

大分県の方が12月でしたか、小売り業者等のまちづくりの推進に関する条例ということで、これは都道府県で初めてということなんですが、当該地域のまちづくりの活動に中心的な役割を担う商工会団体等への加入等についてということで、相互に協力するよう努めるものと県条例ではなっているんですけども、こういう企業が由布市内に進出してきた場合、商工会に入ってくださいというその条件つきもできるのかどうかをお聞きしたいと思います。

それと、これが指定管理者等と同じように審査委員会等も設置するのかどうか。それもお聞きしたいと思います。

それともう一つが交付をすると、第5条ですか、固定資産税額の100分の50に相当する額を交付することができるということなんですけれども、今までの条例の中にあります地域総合整備資金貸付制度というのがありますけれども、それとの兼ね合わせというのか、整合性といえますか、片方もあって両方制度を受けられるのかどうか、その点についてもお聞きしたいと思います。

それとあともう一点通知しておりましたけれども、先ほど19番議員さんが聞いていましたので、もうそれは省略したいと思います。よろしく願いいたします。

議長（副議長 久保 博義君） 課長。

総合政策課長（野上 安一君） 二宮議員の御質問にお答えします。

常時雇用ということでパート職員、契約社員も含めてという理解をしているところでございます。

それから、2番目の商工会等の12月の県議会で提案されましたまちづくりに参画をというふうな県条例もございますが、もちろん地元の商工会あるいは観光協会等の加入についても市の条件としてつけ加えていきたいというふうに考えているところです。

庁内の検討委員会につきましては、職員内部で検討、設置をするということでございます。そこで決定をしていきたいというふうに考えております。

それから、他の制度、貸し付け制度等につきましては、その併用という形は可能だと理解しております。

議長（副議長 久保 博義君） 11番。

議員（11番 二宮 英俊君） 可能ということでもいいんですね。はい、わかりました。

議長（副議長 久保 博義君） 次に、8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 5年間の助成金を交付するというので、よだれが出るんですけども、みそは5億円以上の投資なんですね。経費を要すると。

今、ジャスコさん見ても土地は借りているんですね。そして、中の施設そのものはリースで、社屋等がそれに該当するんですけども。そんな大規模なものじゃなくても雇用の15人以上つ



ていうのは生まれるんですね。それを考えたらちょっとこれは大企業のための施策じゃないかと。

零細業者で一生懸命やって、つい先日も三船にジェイパックさんができましたけれども、何の恩典もない 補助金はちょっといただきましたけれども、恩典もないと。片や町が太鼓をたたいてやったヨーグルトンや、もうつぶれましたけれども城東工作所、いろんな誘致企業があります。そこについては濃構である程度の期間、固定資産税のそういう措置をやるとかというようなことで、いわゆる本当に努力されている方にこういう恩典をやるっていうためには、この5億円条項というのは私は不必要だというふうに思います。

その点はちょっとどこからの入れ知恵かはようわからんけれども、考える余地があるんじゃないかと思うんですけど、その点はこれを提案する段階までに何の考慮もなされなかったのか、その点を伺いたいんですが。

議長（副議長 久保 博義君） 課長。

総合政策課長（野上 安一君） 5億円の議論でございますが、私どもも県内の県の立地推進室等の御相談もいたしまして、5億円の算定基準については若干苦慮したところでございます。

議員御指摘のようにちょっと規模が大きいんじゃないかというふうなことでございますが、土地、建物、それから償却資産を含めて総事業費という形をとっていきたいというように考えておりますが、ちなみに現在、市内に入っている企業の中で数社限定というような形になるかどうかではなかろうかと思っておりますが、当面はこの大規模な、大規模とはいえませんが、その程度の企業誘致という形で考えていきたい。状況を見ながら、また、議会とも御相談して、この5億円ということについては御相談申し上げたいと思っておりますが、現段階では大分県内の有数企業の中・小の小の中でも中に匹敵する企業が5億円というのが普通一般的な金額というように理解しております。繰り返しますけど、土地の購入費、建物、現在は中の備品にかなり金がかかっているようでございます。それを含めてという形をとっておりますので、積極的に先ほど助役言いましたように、私どももこの条例を可決いただいたなら、これをもちまして企業回りとか県庁回りとかいう形をとっていきたいというように考えておりますので、御理解してください。

議長（副議長 久保 博義君） 8番。

議員（8番 西郡 均君） 現に稼働しているところの意見はやっぱり十分聞く必要があると思うんです。そして、どういう条件だったら自分たちがやっぱり進出してよかったかという意見なんかも参考したら、とてもこんな5億円なんていう数字は出ないんです。はっきり言って。だから、そこ辺で配慮が足りないなというふうに思いますよ、率直に言って。

あと気になるところ、本市は由布市になおすということでわかるんですけど、この「市内の」というのが私には……。 「市内の」という書き方は不適切なんですよ。「あと以下市内のという」とかいうことで市内をずっと続けるなら別に一向にかまいませんよ。その点はどういうふう

に検討されたのか、お願いします。

議長（副議長 久保 博義君） 課長。

総合政策課長（野上 安一君） 由布市内という理解でございます。

議長（副議長 久保 博義君） 8番。

議員（8番 西郡 均君） これ法令なんですよ。だから、理解してくださいとかいう問題じゃなくて、法律用語として適切な文言にして、やっぱり社会に公開するわけですから、世間に通らん。これはこれで通るといふふうに考えているんかしらんけど、実は通らないんですね。だから、さっきの市の木とかいふのと同じなんですよ。やってる本人は十分通ると。しかし、由布市つけるのは副市長さんにだけとなってしまうから、それはいかんですよ。

議長（副議長 久保 博義君） 助役。

助役（森光 秀行君） 今の御意見について、西郡議員に回答いたしますけれども、この条例の制定上、明確に他の誤解を受けるような文言であれば、明確に規定しなければいけないんですけれども、由布市の条例で市内といえは由布市以外の解釈のしようがない。そういうことで、何ら不適當なものではないと思います。

しかしながら、これが不適當であるならばどういう理由で不適當かというのがよく、そのところが……、もしあるならばお教えいただきたいと思います。もし、そういうことであれば、検討してみたいと思います。

議長（副議長 久保 博義君） 8番。

議員（8番 西郡 均君） 要するに由布市で使う条例で市と言えは由布市しかないんですよ。しかしそれでも由布市じゃいかんのです。それが条例なんですよ。法律だっておんなじですよ。地方自治法と言えは地方自治法しかないんだけど、地方自治法の法律でいつ、つくったやつが地方自治法ですという括弧書きまでしなきゃならんというのが法律なんです。だから市内でいいなんちゅう論法はないんですよ。

議長（副議長 久保 博義君） 助役。

助役（森光 秀行君） 余りこういう議論はどうかと思いますけれども、それであるならば市長はもうおかしいと、由布市長はと、必ずしなければおかしいということになると思います。やはり内容で国語としておかしくない、あるいは条例上、他の判断を導くようなものがなければ、ある程度の裁量権は条例の制定上あると思います。

議長（副議長 久保 博義君） 次に、2番、高橋義孝君。はい、2番。

議員（2番 高橋 義孝君） 2番、高橋です。若干重複するところもあるんですけども、第3条第2項に審査規程がされていると。でその内容がどういったものかということで、先ほど同僚議員の御回答に内部でというふうなことがありましたけども、その詳細についてお伺いをし

たいと思います。

それと、第11条のところに必要な事項は規則で定めるということで4月からもう施行されるということで、どのような規則をお考えであるのか。また規則があれば御提示をいただきたいということでお伺いしたいと思います。

議長（副議長 久保 博義君） 課長。

総合政策課長（野上 安一君） 高橋議員の御質問にお答えします。

検討委員会を設置要領の案として事務局段階でございますけど考えておりますのは、5つの事業を予定しております。立地企業の認定あるいは誘致企業、場所等の調査研究、企業を誘致する推進のための方策、調査の立入権、企業目的条例の目的を達成するため必要な事項という形で5項目のふうな審議、協議事項を予定しているところです。

それから役職のメンバーといたしましては、予定されております副市長、関係する部長、関係する振興局長 関係する3振興局長、建設課長、農政課長、水道課長等で構成をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

それから、設置の規則につきましてはただいま準備を進めておりまして最終段階に来ておりますが、必要とする様式あるいは提出書類の指示事項等についてを予定しております。また可能な範囲で議員の方にまたお見せしたいと思っております。

議長（副議長 久保 博義君） 2番。

議員（2番 高橋 義孝君） ありがとうございます。例えばこれは土地を利用するというところで有効な土地利用という観点からいけば、例えば公有財産管理委員会というのが今既存であろうかと思うんです。そういったのを有効活用しながら、また別に審査委員会を設けるとかではなく、内部としては公有財産管理委員会が内部検討する。で、できれば例えば指定管理者の選定のようなものがあるように、外部の方の委員さんを募って、外部の民間の意見と内部の行政の意見とがぶっつけ合うような形のイメージの委員会がもう一つあると、内部は内部できちっと検討される、で最終的判断はそこのもう一つ上のランクの検討委員会なりが検討されるというふうな形がいいのではないかなと思うんですけども、その件に関してまた御回答いただきたいのと、それと、立地を推進するその土地利用、土地計画なりがやはり明確になっていた方が、あらゆるところでどこでも立地しますよというふうなイメージを招くのではなくて、そういったことをやはり、ここの土地は由布市としては企業推進で考えてますという、そういう土地利用計画もあわせて御検討いただけたらありがたいなというふうに思ってますが、その観点についてまた御意見があればお伺いしたいと思います。

議長（副議長 久保 博義君） 課長。

総合政策課長（野上 安一君） 設置の検討委員会につきましては、御意見を参考にさせて今後

検討させていただければと思います。それから候補地につきましては、さっき助役申しましたように、待っているというようなことじゃどうしようもないというふうに考えておりますので、優良な適地につきましては、それ土地利用も含めて全般的に今40数カ所市内で、自由にですけど選定をさせていただいておりますけど、その中でもすぐれた特に適地に関する候補地を四、五カ所今リストアップをさせていただいております。これらにつきましては土地利用も含めてそういう状況も含めてさらに精査、整理をしていきたいというふうに考えております。

議長（副議長 久保 博義君） 2番。

議員（2番 高橋 義孝君） ぜひそういった推進に適した土地があるということであれば早目に議会なりに御公表いただいて、また私たちもいろんな形で外部に公表していけるのかなと思いますので、その点お願いして質疑を終わります。

議長（副議長 久保 博義君） 以上で通告による質疑を終わります。ほかに質疑ございませんか。16番。

議員（16番 田中真理子君） 通告外になるんですけど立地条件、どこにそういうのを持ってくるかということにもつながると思うんですけど、今それぞれ景観条例とか保全条例とかありますよね。それとの整合性とかあればどういうふうに、変えざるを得ないかもしれませんが、その辺はどうお考えでしょうか。

議長（副議長 久保 博義君） 課長。

総合政策課長（野上 安一君） もちろん関係します国、県の法律、条例あるいは私どものまちの条例は遵守した上でということでございますので、そういう進出企業に対してそういう条例をクリアするような形の企業という形をとっていきたいということでございます。

議長（副議長 久保 博義君） いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）これで質疑を終わります。

#### 日程第10．議案第11号

議長（副議長 久保 博義君） 次に、日程第10、議案第11号由布市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

#### 日程第11．議案第12号

議長（副議長 久保 博義君） 次に、日程第11、議案第12号由布市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

#### 日程第 1 2 . 議案第 1 3 号

議長（副議長 久保 博義君） 次に、日程第 1 2、議案第 1 3 号由布市陣屋の村自然活用施設条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑の通告がありますので発言を許します。1 番、小林華弥子さん。

議員（1 番 小林華弥子君） ようやく回ってきました。これ、前回の 1 2 月議会で否決したものがそのままう一遍出てきています。提案理由のときにもちょっと注意して聞いてたんですけども、前回議会在否決した理由をどのようにクリアしておんなじ条例を出してきたのか。

それからもう一つこれに関連する陣屋の村の歴史民俗資料館条例の制定、これ設置条例が必要だということで、これも 1 2 月議会出されたものが今文教厚生委員会で継続審議になっているはずだと思います。継続審議中のものとリンクさせて本来は検討しなければいけないものを、前回否決されたのをどういうふうにクリアして今こういうふうな段階に出してきたのか、その経緯を教えてください。

議長（副議長 久保 博義君） 課長。

農政課長（平野 直人君） 1 番議員にお答えをいたします。

まず最初に、ことしの 2 月 8 日の日に前回議会で言われておりましたように、協議内容がきちっと定まってないじゃないかということでございまして、そのことにつきまして、指定管理者でありますところの南九州スピードそれから次にバトンタッチをするところの教育委員会と農政課私どもで、5 項目にわたりまして協議をいたしまして、それぞれの分野でそれが解決をいたしました。

それで、本来 1 2 月議会の段階で私ども農政課としての説明不足が一つの要因として否決されたということに関しまして深く反省をしておるわけございまして、今回は文教厚生委員会にその関係の説明を行おうとしているところでございます。

本来、陣屋の村の歴史資料館は旧挾間町時代から歴史資料館を設置した以降、すべて教育委員会で管理運営を行ってきたものでありまして、そういう背景も含めまして説明不足であったのかなというふうに思っております。

一つには、議員から御指摘のありました、いきなり教育委員会での条例の設置という前に私どもで条例を設置をしなければおかしいのではないかという御指摘もありまして、現在、条例の専門でありますところの総務課と私どもの間で今協議をしております。願わくば同じ歴史資料館と

いう位置づけでございまして、旧挾間町時代からも教育委員会が管理をしておったということもございまして、その説明をきちっとすべき、するようにしておりますでございます。

ということでございまして、じゃあ、協議事項の内容につきまして御説明を申し上げますと、1つは電気水道の使用料金についてのことでございます。電気の使用料は敷地に1メートルが基本となっております、歴史資料館の方に子メーターがついております。それを精算をして南九州スピードから生涯学習課の方に請求するというところでございまして、九州電力の料金表によって料金の案分をするということの確認でございます。それから水道料でございますが、歴史資料館に子メーターを新たに設置をいたしまして、学習指導課が使用料を支払うという方法でございます。

それから駐車場につきましては、歴史資料館前の駐車場を利用者のために5台のスペースを常時確保するというのと、大きなイベントの行事のときには駐車場を全面使用にして、事前に南九州スピードと協議を行うということにしております。

それからトイレの清掃でございますが、これは基本的に浪漫邸という施設が歴史資料館の横にあるわけでございますが、トイレにつきましては浪漫邸の利用と歴史資料館の利用ということもございまして、お互いで清掃を行うということでございます。

それから4点目が、今まで1から3の説明をいたしましたことにつきまして、その事業以外のものにつきましては、その都度3者によって協議をして決定をするということでございます。

それから休館につきましては、従来どおり第1月曜日、第3月曜日の休館とするようにしております。

以上、5つの協議を終えたということでございます。これを3者によりまして協議書ということでそれぞれ1部ずつ持って確認をするということにしております。

以上でございます。

議長（副議長 久保 博義君） 1番。

議員（1番 小林華弥子君） 3点申し上げます。前回否決したのは我々議会が説明不足だから否決したんじゃないありません。議案として可決する条件に満たないから、だから説明すれば、もうちょっと説明すれば可決してもらえらるだろうという認識は間違ってると思います。でその点で協議がまだ調っていないからきちんと協議をなさいということで否決をしたわけです。その上で協議されたんですよ。で、こういうことが協議されましたということなので、であれば、今回改めて提案をして、提案理由の説明のときにきちんと、どういうふうに協議をして、前回提出したときとどう状況が違うのかを先に説明をしていただきたいということを申し上げておきます。

さらに言えば、これ設置条例と一緒に教育委員会の方の設置条例と一緒に議決をしなければならぬ。設置条例の方これ今委員会で継続審査中なんです。順番を言えば、そういう協議が調い

ましたということをまず継続審査をしている文教厚生委員会に報告をして、文教厚生委員会があ  
ずかっている議案の判断が出た段階でこういう議案を出してくるのが順序ではないかと思うん  
ですが、まだ文教厚生委員会さんが審議中であるのに先にこういう議案を出してくるという順序おか  
しいんじゃないでしょうか。

議長（副議長 久保 博義君） はい、答弁。部長。

産業建設部長（篠田 安則君） 産業建設部長です。12月議会で農政課が提案いたしました条  
例改正につきましては否決されたということでございますが、願わくは農政課の一部改正の条例  
につきましては、生涯学習課が提案しております設置条例と同様、継続審議ということをしてい  
ただけるとありがたかったと思っておりますが、いずれにいたしましても、農政課の方で教育委  
員会の生涯学習課とそれから指定管理者であります南九州スピードと協議をした結果をまず文教  
厚生常任委員会に報告すべきとのことでございますが、今言われるとそのとおりでございます。

今回提案いたしましたのも、設置条例だけが提案されているということでございますので、再  
度同じテーブルに上げさせていただいて協議をさせていただきたいということでございます。ど  
うぞよろしく願いいたします。

議長（副議長 久保 博義君） 以上で通告による質疑を終わります。ほかに質疑ございませ  
んか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩します。再開は13時。

午後0時05分休憩

.....  
午後1時00分再開

議長（副議長 久保 博義君） それでは再開します。

22番、三重野議員さんより早退願が提出されましたので許可いたしております。

#### 日程第13、議案第14号

議長（副議長 久保 博義君） 次に、日程第13、議案第14号由布市国民健康保険税条例の  
一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑ございませんか。8番。

議員（8番 西郡 均君） 国保運営委員で当日の議長をしておいてこれ取りまとめをしたん  
でこういうこと言われんのですけども、（「それならやめてください」と呼ぶ者あり）いやいや、  
私皆さんの意見は聞いたけども自分の意見は一言も出してないんで、すべて満場一致だったんで  
す。議長して言えなかったんであえてここで言います。

第4条の100分の10.0、これ不適切というか10.0というのは、前のやつは11とか9.9とか9.0とかいろいろ小数以下があったので別に構わんのですけども、どうなんですかね。10.0という表記でいいのかな、それが気になったので……。〔発言する者あり〕あ、左側はいいんです、現行の分は。新しく改定したやつが100分の10でいいにもかかわらず10.0ち書いちよる分についてちょっと気になりました。点や線が気になる私としてはちょっと看過できないんで。

議長（副議長 久保 博義君） 課長。

保険課長（佐藤 純史君） 西郡議員にお答えいたします。

これ決まりはないんですけども、全県的に見ますと10.0ということで抑えておくところはありませんで、要するに10.5とかそういうことが生じております。したがって、詳しくするためにその後はないというふうなことで10.0ということで、あえて、現行の11.0に合わせてそのままっております。

以上でございます。

議長（副議長 久保 博義君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

#### 日程第14・議案第15号

議長（副議長 久保 博義君） 次に、日程第14、議案第15号由布市湯布院健康温泉館条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑ございませんか。19番。

議員（19番 吉村 幸治君） 19番です。この対照表ですね、これ見ると何かすきっとしたんですけども、これ見ると実質値上げではないかなと思うんですけどもこの料金、旧料金、新料金を例えば17年度に当てはめたときにどう変わるのか、何かその辺のことで検討したんじゃないかと思うんで、その資料があれば教えていただきたいと思いますが。

議長（副議長 久保 博義君） 課長。

健康増進課長兼健康温泉館長（大久保富隆君） 吉村議員にお答えをいたします。

17年度とのそれぞれの料金と、料金対料金を比較した表はありません。見込みとしてはこの料金改定後ふえるであろうという額を約100万円見込んでおります。そういう対照表みたいな表はつくっておりません。

議長（副議長 久保 博義君） 19番。

議員（19番 吉村 幸治君） あと使用料の議案等が出てきますけども、実質やはり値上げなんですよね。この点が非常に気になるところなんですけれども、苦しい台所事情でこういうふう



な改定をしたのかということ、本音の部分をちょっとお聞かせ願いたいと思うんですが。

議長（副議長 久保 博義君） 課長。

健康増進課長兼健康温泉館長（大久保富隆君） 吉村議員にお答えをいたします。

確かに値上げの部分もあります。しかし中学生以上というところが高校生以上になったりとか、それと特に値上がり、いわゆる大人の1万5,000円の部分が1万8,000円になってますので、その辺は値上げになるかと思えます。そういうことも勘案して65歳以上の方には2,000円引き、あるいは1万円のところを1,000円引きという形で、その辺は負担にかからないようにということで配慮をしております。

以上でございます。

議長（副議長 久保 博義君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

#### 日程第15・議案第16号

議長（副議長 久保 博義君） 次に、日程第15、議案第16号由布市連合消防団の設置等に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑の通告がありますので発言を許します。2番、高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） 2番、高橋です。議案第16号由布市連合消防団設置等に関する条例の一部改正について2点ほどお伺いいたします。

まず第1点目、第2条の管轄区域の統一ということなんですけども、この管轄区域ということに関して基本的な考え方どのようにお考えであるかということをお教えください。

それと、この条例に伴う規則というのがまた別に定められてるんですけど、この条例を改正することによって規則等の変更がどのようになるのか、その2点についてお伺いをいたします。

議長（副議長 久保 博義君） 室長。

防災危機管理室長（浦田 政秀君） 2番、高橋議員の質問にお答えします。

まず管轄区域でございますが、由布市消防団と名称を移行することによりまして、由布市全域をカバーというふうなことになります。現行の消防団につきましては、方面隊というふうな名称を変える予定でございますが、その地域を管轄すると。基本的には現行と変わりません。以上でございます。

それから、2点目の規則の改正でございますが、現在、最終段階に入っているところでございますが、連合消防団から由布市消防団に変わることにつきまして、組織のところ、消防団は方面隊をもって組織し、方面隊は分団をもって組織し、分団は部をもって組織するというふうな表

現になるかと思えます。

それから役職等のところでございますが、方面隊に隊長を置くような格好になるんですが、方面隊長は副団長職にすると、方面隊の下に副隊長を置くということで、副隊長につきましては分団長職というふうな格好になるかと思えます。

それから任期でございますが、現在、副分団長以上につきましては4年という任期でございますが、消防団はサラリーマン化しておりまして、なかなか職場の方でも、幹部の役員になると職場でも重責を担っております。それでなかなか出勤について厳しいということがあって、幹部を受けるといいますか、なるのがなかなか厳しいような状態でございますが、改正につきましては部長、班長以上、団長以下ずっと班長までなんです、任期を4年から2年というふうに考えてございます。

それから定数でございますが、現在、由布市には3つの消防団がございます。団長が3名います。由布市消防団になった場合が団長が1名、それから副団長が先ほどの方面隊にそれぞれ1名ということで3名、それから分団長が19名ということで、現在分団が16なんですけれど、先ほどの副隊長を含めまして19名にしてございます。で副分団長が16名、それから部長が現行の65名、それから班長でございますが1部に4名ずつということで全部で260名というところでございます。

以上でございます。

議長（副議長 久保 博義君） 2番。

議員（2番 高橋 義孝君） ありがとうございます。議案の17号のときにまた、17号にわたる部分もありますのでそのときはその分で御質問したいと思いますけど管轄区域ですね、由布市消防団になりましたので由布市全域でカバーするという管轄区域、そのほかに方面隊ということで従来の区域を設定するということですね。1つは、例えば湯布院と庄内の境目の区域を担当してる分団であるとか部、で庄内と挾間の境目を担当してる分団であるとか部がですね、その区域を越えて消火活動に行けるのかどうか、その辺の柔軟な対応はどのようにされているのかというのが1点と、合併によって例えば各市の職員の方が異動になりまして、例えば挾間の職員の方が湯布院に行く、消防団員を兼ねている方が湯布院に勤務をしてるという、なかなか湯布院で火事があったときに、挾間の方で挾間方面隊に属してるけども、湯布院で火事があったときに出勤ができづらいといえますかできないですよ、現状は。そういったときの対応を今後どのように考えていかれるのかなという、その2点についてちょっとお伺いしたいというふうに思います。

議長（副議長 久保 博義君） 室長。

防災危機管理室長（浦田 政秀君） 高橋議員にお答えします。

地域の境界につきましても、今度由布市消防団となれば由布市消防団長の下ということでござ

いますので、何ら出動しても構わないと思います。

それから、2点目の職場の関係でございますが、当然今それぞれ3地域の振興局にそれぞれの地域の出身職員が行ってございます。当然消防団に加入している方もおりますが、やはり地域を越えてというふうな格好になるんですが、やはり消防団長が1人ということで消防団長の命令の中ということですから、当然、例えば湯布院であった場合には庄内、挟間から来ている職員についても出動をお願いするような格好になるかと思えます。そうじゃなくても消防団につきましては非常になかなか全国的に減少しておりますので、そういった柔軟な態勢もとりたいたいと思っております。

以上でございます。

議長（副議長 久保 博義君） 2番。

議員（2番 高橋 義孝君） ありがとうございます。ぜひ、そういった消防団に属してる団員の方が柔軟に動けるような態勢をとっていただきたいという、これ要望が1つです。

それと、できれば庁舎用に各3庁舎用に1台ぐらい消防車か何か配備すると、そういった、例えば湯布院方面隊の方が挟間の庁舎の中にも、職員の中で構成された団員が出動できるというふうな形もまたとれていくのかなと思えますので、今室長言われましたけど、今後だんだん減少傾向にある中で、少しでも人員が活動しやすい環境を整備していただきたいという、これ要望にしておきます。

議長（副議長 久保 博義君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） これで質疑を終わります。

#### 日程第16・議案第17号

議長（副議長 久保 博義君） 次に、日程第16、議案第17号由布市連合消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑の通告がありますので通告順に発言を許します。まず、8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 今から五、六年ぐらい前に朴木で6件の火事がありました。時松も含めて。そのうち3回は出動したんですけども出動手当が全くでないということを知って、非常にショックだったんですけど、1回は竹山の中で焼け死にかけたこともあったんですけども。今回、水災その他の災害1回につき2,000円というのがあります。となると、火災で出動してももらえんのかなというふうに思ったんですけども、どうしてそういうふうになってるんかちょっと理由を知りたい。

それと、水災ということを私今まで聞いたことがないんですが、水害なら聞いたことはあるん

ですけど。どっかの関係法令の中に水災という用語があるのかどうか、それもあわせてお願いしたいと思います。

議長（副議長 久保 博義君） 室長。

防災危機管理室長（浦田 政秀君） 西郡議員の質問にお答えいたします。

まず、1点目の火災出動のときの手当はということであるんですが、これにつきましては合併協議のときに、やはり3町の消防団が消防団長さん方、幹部の方が寄って協議いたしまして、消防団の使命は火消しというんですかねそれが主ということで、いろんなことを考えたときに、せめて火災出動した場合には手当はもらえめえやというふうなことになるって、済みません、もらわない方向ということで協議が成立をしてございます。

それから、2点目の水災という言葉なんです、これにつきましては水防法の第1条、目的がございまして。ここの条文の中に、ちょっと省略しますが、「洪水または高潮に際し水災を警戒し」という言葉で水災という用語がここで出ております。

以上です。

議長（副議長 久保 博義君） 8番。

議員（8番 西郡 均君） 団長の発案と聞いたんで私もちょっとがっかりきたんですけども。団員は交付税基準の3分の1しかいただいてないです。団長は交付税基準の倍いただいているんです、現行が。そんなところ考えるとちょっと団員に対して失礼じゃないかなと。団員が自分事を言ったら悪いですけど。これ以上は言いません。

議長（副議長 久保 博義君） 次に、2番、高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） それはもう火災は本来業務と思ってますので手当は要らないというふうに考えております。団長が高くてもいいと思っております。

通告で、水災その他の災害についてこれまでの出動状況がどのようなものであったのかということについて教えていただきたいと思っております。

議長（副議長 久保 博義君） 室長。

防災危機管理室長（浦田 政秀君） 水災その他の災害についてでございますが、風水害に出動した場合とか遭難者などの救出・救助に出動した場合、それから行方不明者等の捜索に従事した場合ということでとらえております。（「現状、今まで過去どういった実績があったのか」と呼ぶ者あり）18年度になりましてから、市内で私の記憶してるところで4回ほどあります。

議長（副議長 久保 博義君） 2番。

議員（2番 高橋 義孝君） ありがとうございます。多分新しく加わった水災の分の出動なんですけど、自主警戒とかいろんな形で出動することがあるかと思っておりますので、その辺の定義といいますか、それまた団長さんあたりとしっかりと協議をしていただきたいと思っております。

それと、室長済みません。通告なかったんですけどもこの第2条で、この変更の中でもないんですけど定員が805名というふうにならうたってますけど、方面隊ごとの定員というのを今後も定めていくのか。その辺についてちょっとお伺いをしたいんです。例えば湯布院方面隊何名、庄内方面隊、挾間方面隊何名で総員805名。その枠を今後も堅持していくのか。例えば湯布院方面隊が減ったら805を確保するためによその方面隊からふやしていくのかというその辺の考え方だけちょっとお教え願いたいと思います。

議長（副議長 久保 博義君） 室長。

防災危機管理室長（浦田 政秀君） 高橋議員にお答えします。

現在、条例では805名ということをやっています。で、合併前それぞれ旧町単位でそれぞれ条例で定数が決まっています。現在方面隊では何名ということは決まっておりませんが、先ほど言われました現在それぞれの3つの消防団では定員割れをしております。だからどこから出てくるといっても今余ったところございませんけれども、そういうふうな状況が生じた場合には、また団の幹部の方と協議してそのようにしてまいりたいと思います。

議長（副議長 久保 博義君） 2番。

議員（2番 高橋 義孝君） ぜひ、方面隊の私、定数の定めというのはあっていいと思ってますので、よりその地域に密着した形で定数をきちって定めて、その上限は全体でカバーし合う、その辺は各幹部の方が考えられることであると思いますので、そこはきっちり話し合われて決められてください。

で、規則の中に分団及び部の担当区域は別に定めるということであつたんですが、別に定めてない部分がありますので、私室長から資料はいただきました。室長の方できちっと担当区域と自治区名、そういったものもすべて定めたものがまた別紙でありますので、きちっとこの規則の中で担当区域もあつたわられて、地域に根ざした消防団というのを確立していただきたいと思えます。要望です。

議長（副議長 久保 博義君） 以上で通告による質疑を終わります。ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） これで質疑を終わります。

#### 日程第17、議案第18号

議長（副議長 久保 博義君） 次に、日程第17、議案第18号由布市立学校施設の管理に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑の通告がありますので通告順に発言を許します。まず19番、吉村幸治君。

議員（１９番 吉村 幸治君） この１８号から２４号まで同じようなということで通告したんですけど、一応議案の１９号は一応のけますけども１８から２４まで、２４まで一々来ると言うんですけども、この利用料の改定なんですけど、消費税がこれに入ってるのかどうかということです。

それと、先ほど健康温泉館のときも言ったんですけども、今までの現行の料金の年間の使用料トータルと改正したものを当てはめたときに、どのくらい差が出るのか、それをとりあえずこの１８号で教えていただきたいと思います。それから２０から２１、２２、２３号もそういった思いで質問したわけですけど、とりあえず１８号についてお聞きしたいと思います。

議長（副議長 久保 博義君） はい。

学校教育課長（太田 光一君） 学校教育課の太田です。吉村議員にお答えをいたします。

１８号の改正ですが、今回の改正につきましては３地域の使用料の均衡を図ったもので、値上げを目的にしたものではありません。使用料につきましては多少上がったたり下がったりしておりますが、ほぼ同額だと考えております。（「消費税含んでる」と呼ぶ者あり）消費税込みで上げております。

議長（副議長 久保 博義君） 次に８番、西郡均君。

議員（８番 西郡 均君） 今、同僚議員が言ったように１８号以下同じ料金を統一する条例なんですけども、統一されていない部分が備考にかかわる部分です。１８号の備考欄あるいは１９号の備考欄、それぞれ備考欄ありますけども、市外者と市外利用者という書き方をされて、備考１、２、３に点を打ってるのとかいろいろなんです。いろいろでそれは余りないんですが、一目で見れば統一しようと思えば簡単にいくことなんですけども、それについて、別に通用すればいいじゃないかというようなさっきの論法かどうかわかりませんが、そこ辺は統一する考えはないのかどうかお伺いしたいと思います。

議長（副議長 久保 博義君） 課長。

学校教育課長（太田 光一君） お答えいたします。今後そういう方向でしていきたいと思っております。

議長（副議長 久保 博義君） 以上で通告による質疑を終わります。ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） これで質疑を終わります。

#### 日程第１８．議案第１９号

議長（副議長 久保 博義君） 次に、日程第１８、議案第１９号由布市立中学校通学費の補助

に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑の通告がありますので発言を許します。8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 今度の改正で5条に地域の指定というのがあります。従来は交通機関等の指定だったんですけど地域の指定という、通学のため補助金の対象となる交通機関で行く者は教育委員会規則で定める指定地域に居住する者とするという文言は第2条の補助の対象、この条例による補助金は自宅から中学校までの距離がおおむね6キロメートル以内で、教育委員会規則で定める地域に居住する者、いわゆるダブっているんじゃないかというふうに思うんですけども、意味するところが違うのかどうか教えていただきたいと思います。

今度は2条の中に今言った教育委員会規則で定める地域、教育委員会規則というのがここで出てくるんです。教育委員会規則には1つあるか5つあるか10あるか知りませんが、これは法令の書き方として何年の何号の規則であるという明記が必要じゃないかと思うんですけども、その点も含めてお答えいただきたいと思います。

議長（副議長 久保 博義君） 課長。

学校教育課長（太田 光一君） 学校教育課の太田です。西郡議員にお答えをいたします。

第1点目でございますけども、第5条と第2条が重複しているのではないかとということでございますけども、第2条につきましては、自動車または自転車を利用する者で補助の対象になるべき者を定めております。また、第5条は補助の対象となるべき者の地域を指定したものであります。

それから2点目でございますけども、この点につきましては、従来、合併前からそのままの文言できておりますので、今後は規則と整合性を保つように精査をしていきたいと思っております。

以上です。

議長（副議長 久保 博義君） 8番。

議員（8番 西郡 均君） 最初の1点目のことなんですけども、どういうふうに違うのかちょっとわかりやすく教えていただきたいんですが。

議長（副議長 久保 博義君） 課長。

学校教育課長（太田 光一君） 1点目は今言いましたように、2条は自動車または自転車を利用する者で補助の対象になるべき者を定めております。それから5条につきましては、補助の対象となるべき者の地域を指定をしております。

以上です。

議長（副議長 久保 博義君） 8番。

議員（8番 西郡 均君） ますますわからんことなってますけども。いわゆる通学区域の地域を指してるんじゃないんですかね。（発言する者あり）2条は通学区域の中で地域に居住する者で自動車または自転車を利用する者に支給するというので、後から通学区域の中で自動車や自

転車を使用する者というふうになってるんですね。5条の方は、今度は逆に言って、そういう交通機関で行く者は教育委員会が定める通学区域に居住する者ということで、全くおんなじというふうに私は理解できるんですけども、違うというのであればこういうふうに違いますという事例を出して教えていただきたいんですが。

議長（副議長 久保 博義君） 課長。

学校教育課長（太田 光一君） 2条は、何度も言うようですが、汽車または自転車を利用する者で補助の対象となる者を定めております。それから第5条は、補助の対象となるべき者の地域を指定したものであります。

以上です。（「だから朴木とか時松とか事例を出して言うてくれち言いよる」と呼ぶ者あり）  
（発言する者あり）

議長（副議長 久保 博義君） 8番。

議員（8番 西郡 均君） まあいいさ。もう委員会に任せます。

議長（副議長 久保 博義君） 以上で通告による質疑を終わります。ほかに質疑ございませんか。1番。

議員（1番 小林華弥子君） 済みません、関連というか今の同じことなんですけど、地域を指定してるんですよね下の5条は。どの地域かということをお願いなんですよね。ていうことは、言葉が「地域に居住する者」とすると言ってるからおかしいんで、「その地域とする」というふうに言わないといけないんですけど、と思うんですけど、ただ、それは2条でちゃんとその教育委員会規則で定める地域についてということがもう規則で地域が定められてるということを前提に書いてるので、むしろ5条は要らないんじゃないかなと思うんですが、どうなんでしょうか。

議長（副議長 久保 博義君） 課長。

学校教育課長（太田 光一君） お答えします。一部、一部重複した部分がありますが、先ほどから言いますように、2条の方は交通機関を利用した者を対象にすると、5条は補助の対象となるべき者の地域を指定してるということです。

議長（副議長 久保 博義君） 1番。

議員（1番 小林華弥子君） 言い方変えましょう。対象となる交通機関は汽車と自転車以外にもあるということですか。対象となる利用する交通機関。

議長（副議長 久保 博義君） 課長。

学校教育課長（太田 光一君） 今回の改正の主なものは、今までバスということが入ってありました。バスが御存じのように廃止になりましたので、文言上はバスを廃止をしたと、バスの文言を削って、その関係で関係条文をあたったということです。

議長（副議長 久保 博義君） ほかにございませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） これで質疑を終わります。

日程第19・議案第20号

議長（副議長 久保 博義君） 次に、日程第19、議案第20号由布市湯布院スポーツセンター条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑ございませんか。8番。

議員（8番 西郡 均君） 既に先議した議案第28号をごらんになってください。これには、平成18年度由布市湯布院スポーツセンター第2球技場人工芝整備委託事業の業務委託契約の締結についてということで、第2球技場という公称を使っております。してみると過去には第1球技場というのがあって、第2球技場がこれだったんだというふうに思います。あえてここで人工芝競技場というふうに変えたというのがようわからないんですが、ほかに人工芝にかわるものが次々とできそうにあるようにあるんですけども、むしろ昔、通称名で呼びならしていた第1球技場、第2球技場の呼称の仕方をそのまま正式にした方がいいんじゃないかというふうに私思うんですけども、その点はどうなのでしょう。（「議長」と呼ぶ者あり）もうちょっと言わせてください、ごめんなさいね。人工芝という言い方が適切かどうかというのも私ちょっと気になるんです。公称で人工芝の球技場ですよということを言うのがどうなんですかね。どういう検討されてこういう結果になったのか、その2点についてお尋ねいたします。

体育振興課長（佐藤 省一君） 体育振興課長です。西郡議員の質問にお答えいたします。

今回、人工芝の競技場をつくることによりまして、以前は第1球技場、第2球技場としておりました。人工芝をつくりました関係上、第2球技場を外しまして人工芝競技場という形に持ってきました。

議長（副議長 久保 博義君） 8番。

議員（8番 西郡 均君） そういうことは見ればわかるの。だからそういうふうに私も言ったんです。だからそれがおかしいんじゃないかというのが私の指摘ですから、おかしくないという道理をきちっとこの場で説明してください。

議長（副議長 久保 博義君） 課長。

体育振興課長（佐藤 省一君） 再質問ですが、おかしくないちゅう道理は見つからないんですが、今回の人工芝という形で上げさせていただきました。

議長（副議長 久保 博義君） 8番。

議員（8番 西郡 均君） これを人工芝にするということで、もちろん教育委員会がこういうふうにしようということを出してるんだらうと思います。設置は市長が施設等つくるから市長命でやってるんだらうと思いますけども、そこ辺教育委員会で内部の方でそういう議論したのか

どうか、次長でも教育長でもどっちでもいいんですが、そこ辺を教えていただきたいんですが。

議長（副議長 久保 博義君） 次長。

教育次長（後藤 哲三君） どういう表現かということは課内で議論いたしまして、28号につきましては第2球技場ということになっておりますけども、それは契約の締結の名目でありまして、施設設置につきましては人工芝競技場と、球技場じゃなく多目的広場でありますので、人工芝競技場に提案するという事で議論をいたしました。

以上であります。

議長（副議長 久保 博義君） 8番。

議員（8番 西郡 均君） 多分今ラグビー場にしておく、あとラグビー場としてだれも使ってなかったときに恥ずかしいんでそういうふうにしたというふうにニュアンス的には聞こえてきたんです。多目的と言った方がそれはいいですわね聞こえは。わかりましたとはなりませんけれども、ああ、少しは検討したんだなというふうに理解はいたします。

議長（副議長 久保 博義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） これで質疑を終わります。

#### 日程第20・議案第21号

議長（副議長 久保 博義君） 次に、日程第20、議案第21号由布市体育センター条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑ございませんか。8番。

議員（8番 西郡 均君） 現行に挟間があるのにどうして改正後は挟間はないんですか。

議長（副議長 久保 博義君） 課長。

体育振興課長（佐藤 省一君） 現行には由布市挟間体育センターの使用料があるんですが、改正後につきましては挟間体育センターと庄内体育センターが2つありますので、一応挟間を外しまして由布市の体育センターとしております。

議長（副議長 久保 博義君） 8番。

議員（8番 西郡 均君） 庄内の体育センターについては条例が別にあるんでしょ。この条例の中で庄内体育センターというのが別にあるんですか。

議長（副議長 久保 博義君） 課長。

体育振興課長（佐藤 省一君） 庄内体育センターは別にあります。

議長（副議長 久保 博義君） 8番。

議員（8番 西郡 均君） それを一つにするからどうこうちゅう話ならわかるんですよ。別にあるんだったら、この別のものは挟間体育センターでわかるように挟間というのをきちっと従

来どおり入れとくというのが筋だというふうに思うんです。その点も教育委員会で十分検討されたかどうか、次長及び教育長にお尋ねいたします。

議長（副議長 久保 博義君） 次長。

教育次長（後藤 哲三君） この由布市体育センターに一本にまとめるちゅうか料金の均衡ということで、これは従来労働省ですか補助を受けておりますので、それを市が受けましてそれから外しまして一本に、料金も由布市になりましたので改正、均衡をとって行うということで議論を深めたところであります。

議長（副議長 久保 博義君） 8番。

議員（8番 西郡 均君） 今の聞いてみると余りそこまでは検討してないというのが伝わってきたんですけど。やはりこれ一本化条例をしてそして2つの施設を併記してるというのなら私わかります。しかし、条例が別々にあるのにこれだけ由布市体育センターにして挟間の名称を外すというのはちょっと、総務部長何かいいたそうなんですけど、言ってから私また聞きます。

議長（副議長 久保 博義君） ちょっと休憩します。

午後 1 時38分休憩

午後 1 時39分再開

議長（副議長 久保 博義君） 再開します。はい、次長。

教育次長（後藤 哲三君） 由布市体育センター条例につきましては、これは一本であります。その第2条に、市体育センターの名称及び位置は由布市挟間体育センターと由布市庄内体育センターということは明記されております。その中で、第10条の使用料につきまして、この改正案のように行うということでありまして、別表の中に由布市挟間体育センターの使用料ということになっておりまして、今回由布市体育センターの使用料ということにするわけでありまして。

（「あ、前が間違っちゃったんか」と呼ぶ者あり）10条関係がですね。（「ごめんなさい。挟間は削られたと思うっちゃった」と呼ぶ者あり）いや、そういうことはありません。

議長（副議長 久保 博義君） ほかに質疑ございませんか。1番。

議員（1番 小林華弥子君） ちょっとわかんないんですけど、前のやつ見ると、確かに別表で使用料が載ってるのは挟間の体育センターの使用料だけの表しかないんです。庄内の体育センターは使用料無料だったんですか今まで。

議長（副議長 久保 博義君） 次長。

教育次長（後藤 哲三君） この一本に2条の設置条例がありましたので、それで運用したわけでありまして。（「別にあったのかて」と呼ぶ者あり）いや、別にはありません。

議員（1番 小林華弥子君） いや、庄内の体育センターは使用料は取ってたんですか。（「取

っておりました」と呼ぶ者あり)この挟間の体育センターの使用料の表を使って庄内の体育センターの使用料取ってたちゅうことですか。

議長(副議長 久保 博義君) 課長。

体育振興課長(佐藤 省一君) 体育振興課です。一応、挟間体育センター、庄内体育センターにつきましては、合併時に料金改定をして、その金額によりまして徴収をしておりました。

(「ここに載ってない」と呼ぶ者あり)(発言する者あり)

議長(副議長 久保 博義君) 課長。

体育振興課長(佐藤 省一君) 一応この挟間体育センターの料金表で徴収をしておりました。

(「庄内も」と呼ぶ者あり)あ、そうです。

議長(副議長 久保 博義君) ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(副議長 久保 博義君) これで質疑を終わります。

#### 日程第21・議案第22号

議長(副議長 久保 博義君) 次に、日程第21、議案第22号由布市民運動場条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑ございませんか。8番。

議員(8番 西郡 均君) 24号まで大体料金を平準化、改定、統一するということだったんですけど、この運動場そのものもその料金はそういうことなんですか。これで値上げにされてるといふ部分はないんでしょうか。

議長(副議長 久保 博義君) 課長。

体育振興課長(佐藤 省一君) 運動場関係につきましては、挟間町につきましては市内料金の改定はございません。市外料金の改定を行っております。それと、野球場の照明関係を30分を1時間という形で改定をいたしております。

議員(8番 西郡 均君) 改定しちよるのはわかちよるんだけど、値上げになってる部分があるのかちゅう……。

議長(副議長 久保 博義君) はい。

体育振興課長(佐藤 省一君) 値上げになってる部分は市外料金のみが値上げになっております。

議長(副議長 久保 博義君) ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(副議長 久保 博義君) これで質疑を終わります。

#### 日程第 2 2 . 議案第 2 3 号

議長（副議長 久保 博義君） 次に、日程第 2 2、議案第 2 3 号由布市川西児童体育館条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

・ ・

#### 日程第 2 3 . 議案第 2 4 号

議長（副議長 久保 博義君） 次に、日程第 2 3、議案第 2 4 号由布市 B & G 海洋センター条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

・ ・

#### 日程第 2 4 . 議案第 2 5 号

議長（副議長 久保 博義君） 次に、日程第 2 4、議案第 2 5 号由布市挾間高齢者等就業支援センターの指定管理者の指定についてを議題として質疑を行います。質疑の通告がありますので発言を許します。1 番、小林華弥子さん。

議員（1 番 小林華弥子君） 事前通告は 2 点あって、まず 1 点は、2 5 号から 2 7 号全部に共通することなんですが、今回のこれらの施設の指定管理者の選定にかかわる報告書、選定委員会の報告書見てるんですけど、選定委員会のメンバーですね、ここに書いてあります、1、2、3、4、5、6、7、8、9 名いるんですけど、9 名のうち 6 名がいわゆる市役所の職員なんですよ。それで、公募によらない場合の選定、公募して応募があった場合に選定する分はいいんですけど、公募によらずに市長が指定する指定管理者を審査するのが市長の部下である職員が 6 名もいるというのは私ちょっと問題ではないかなと思うんですが、この点についてはどういうふうなお考えなのかということを知りたいと思います。

それから、あと 2 5 号についてなんですけれども、シルバー人材センターにこの就業者支援センターを指定管理に出したいということで、私はシルバー人材センターの活動については同僚議員が一般質問の中でも御紹介いただいて大変すばらしいなと思っているのですが、ただ問題なのは、これあと予算のときにも同じ質問をするかもしれませんが指定申請書が参考資料でついています。その中の様式 3 号、1 9 年度の事業計画書の中の収入のところ、平成 1 9 年度の収入の中に由布市管理委託料 4 3 3 万 8 , 0 0 0 円をもらう予定にしているということがあります。その指定管理者制度に出して施設を管理委託出すときに委託料出してるという例は私今までなかったはずだと思うんですけど、この施設管理委託料を収入の面で上げているという点ですね。さ

らに言えばその申請書のところの事業計画には収入で管理委託料が入ってるんですけども、シルバー人材センターそのものの収支予算書の中には平成19年度のところにはこの管理委託料が収入で上がってないんです。ここら辺はどういうふうになっているのか教えてください。

議長（副議長 久保 博義君） はい。

行財政改革室長（相馬 尊重君） 1番、小林議員の御質問にお答えします。

選定委員会のメンバーについてでございます。報告書の中には市の職員が6名記載されておりますけども、部長と各振興局長につきましては、その施設の所管する案件のみ審議に加わっておりますので、それぞれの施設ごとに関係ある部長と振興局長が加わったということで、市の職員としてはこの協議に加わったのは1施設ごと4名になります。それと民間委員さんにつきましては、5名の民間委員さんを委嘱しておりますけども、当日1名の方は病気で欠席と、もう1名の方は自分の仕事の関係でどうしても出られないということで欠席になりました。なお、病気の方についてはもうそういう申し出がございましたのでしておりませんが、仕事の関係で来れないという委員さんにつきましては事前に資料をお持ちしまして、行革室の方が担当だったものですからうちの方から内容の説明をいたしまして、もし御意見があれば会長の方に文書で提出をお願いするというお願いをしまして、実際には会長の方には特にありませんという回答をいただいて、会長が審議の冒頭でそういう報告を皆さんに申し上げたということになっております。

議長（副議長 久保 博義君） はい。

福祉対策課長（立川 照夫君） 福祉対策課長でございます。御指摘の指定申請書、指定申請書の中の就業支援センターに関する収支予算とシルバーの方の予算2つについてでございます。従来からこういうふうにシルバーの方が、シルバーと就業支援センターの方がこういうふうな決算の仕方をやっておりましたので、今回の申請のときにも市からもらう管理料については就業支援センターの方に充てると、そしてシルバー人材センターの方はシルバー人材センターの方で収支を別々にということで計上しているというふうに理解をしております。

議長（副議長 久保 博義君） 1番。

議員（1番 小林華弥子君） あともう1点、こういう指定管理者制度に出すときに管理委託料を出すということはどうなんですか。

議長（副議長 久保 博義君） はい、課長。

福祉対策課長（立川 照夫君） 管理料につきましては、由布市においては今回初めてだと私は記憶しております。で、ほかのところを見ると、大分とか別府の方を見ると管理料を出しているというふうに聞いております。ここは行政室長さんに応援をいただこうかと思っておりますが。

議長（副議長 久保 博義君） 室長。

行財政改革室長（相馬 尊重君） 大変済みません。私が答弁すべきだったと思います。由布市

今まで指定管理出した施設で管理料出してる施設はございません。今回が初めてでございます。なお、管理料についてはその施設の管理上必要なものについては管理料が出せるようになっておりますので、それに基づいて今回初めて出すようにしたものでございます。

議長（副議長 久保 博義君） 1番。

議員（1番 小林華弥子君） 私これ大変問題になると思いますよ。施設管理の管理委託料を出すところと出さないところが出てくる。で、どうしてこの施設についてだけは管理委託料出すのかというしっかりした根拠と、それから、じゃあその管理委託料出してまでも指定管理者制度になぜこれをのせようとするのかというきちんとした説明とがないと、これほかのところを出したり出さなかったりし始めたら大問題になると思いますし、あえて言えば、こういうシルバー人材センターの派遣業務の業務委託料ならわかりますけど、施設の管理委託料としてこういうものを出す、初めてこれだけ出したらほかのところだって言い出しかねませんよ、ほかの指定管理者受けたところも、うちも施設管理料くれくれって言い出したら切りがないと思うんですけども、そこら辺の基準どういうふうに考えていらっしゃるんでしょうか。

議長（副議長 久保 博義君） 室長。

行財政改革室長（相馬 尊重君） 施設管理料につきましては、委託料ではなくて、今まで当然市が直接管理してたときにも当然光熱水費等がかかってたそういったものを基準に今回もその金額の算定はいたしております。今までの施設につきましても、それぞれ市が直営した場合と出した場合を比較しまして、管理上、管理費がかかるものについては当然出していかななくてはならない施設かどうかという検討もしてきたそういう検討の段階で、その施設については今までの管理上してたと、管理してた団体等の状況等も勘案したときに、管理料まで出さないでも施設の運営がやっていけるという判断から出してないと。今回はそういったことを加味したときに、管理料を出してその施設の利用の利便性を高めるということが指定管理者制度によって高められるという判断から管理料を出して指定管理に出すという判断をしたわけでございます。

議長（副議長 久保 博義君） 1番。最後です。

議員（1番 小林華弥子君） いや、そういうことを言い始めると切りがないということなんです。じゃあ、今まで直営してた場合に市が直営してた施設で市が光熱水費を払ってたものを指定管理者に出すときには管理料出すというのであれば、今もう既に出したもののいっぱいあるはずですよ、直営で市がやってたけど、これから指定管理者が自分たちで経費賄うというのは、今から全部じゃ自分たちもくれって言い出しかねませんよ。こういうことをばらばらにやることの危なさですね。ましてや、じゃあ何でこの施設は指定管理者に出さなきゃいけないんですか。全部光熱水費あるいは置いてた職員の人件費も市が直営で出してたと、それと全くおなじ額を市で出すんだったらなぜ指定管理者制度にのせなきゃいけないのかという理由にもならないと思うん

です。ここをそもそもどういう考え方でいってるのか、行革室長だけでわからなければその上の方でもいいのでお答えいただきたいと思います。

議長（副議長 久保 博義君） 部長。

総務部長（二ノ宮健治君） 1番議員にお答えします。私が答えるべきかどうかわかりませんが、あすこの施設につきましては、高齢者就業支援センターの事業の中で高齢者の就業支援ということで、シルバー人材センターの業務をやっています。今回はシルバー人材センターに高齢者就業支援センターの管理委託をということですが、今までは高齢者就業支援センターの所長とそれからシルバー人材センターの所長が事実上兼務をして仕事をしていただいていた。一つは命令系統の中で福祉の方が高齢者就業支援センターを直轄でやっていたし、シルバー人材センターというのはもうもちろん独立した法人でございます。法人格はとってないんですけど団体です。そういうことで今回は、今まで高齢者就業支援センターにかかった施設の維持費、金額ははっきり覚えてないんですが約300何十万円だったと思います。それを今回指定管理に出すことによって減額、約50万円ぐらい減額ができたと思うんですけども、その分と、それから命令系統を一本化することによって事務がうまくいくんじゃないかというような経緯だと思います。

それと、先ほどから一つの判断として、その施設が利益を生むか生まないか、例えば、私よく余り理解してないんですけど、例えば公民館、未来館を出したときに、あすこで上がる利益というのはもう決まってると思います。そういう場合はやはり行政が管理委託料の一部というものをやはり出していかなければ引き受け手がないんじゃないかと、そういうおんなじような考えとさっき言ったような理由で出したと思っております。

議長（副議長 久保 博義君） 以上で通告による質疑を終わります。ほかに質疑ございませんか。11番。

議員（11番 二宮 英俊君） 今の関連なんですけども、通告してなくて大変申しわけないんですけども、こういった部類のものがまだかなりたくさんあるんじゃないかなと思うんです。一番こう、今1番議員も気にしてましたけども私らが特に思うのが、湯布院の温泉館の関係なんかは1億円以上投資をしておりましたね。そういうのを今度はどういうふうな判断をするのか、そこ辺をちゃんとしたスタンスを持ってないと、まだこれから先の指定管理をするときに不公平さが生じるんじゃないかなと思うんですけども、その点についていかがでしょうか。

議長（副議長 久保 博義君） 室長。

行財政改革室長（相馬 尊重君） 今後の指定管理に出す施設も今後それぞれの施設の管理方針に基づいて検討をしていきたいと思っております。議員御指摘の管理料等につきましてもその施設の、先ほど総務部長が言いましたが収入があるかないか、また施設の運営費がどれくらいあるのか、そういったものを総合的に勘案して、不公平の起こらないように十分その辺は精査し、慎



重に指定管理に出していきたいと考えております。

議長（副議長 久保 博義君） 11番、いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかにござい  
ませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） これで質疑を終わります。

#### 日程第25・議案第26号

議長（副議長 久保 博義君） 次に、日程第25、議案第26号由布市庄内老人福祉センター  
の指定管理者の指定についてを議題として質疑を行います。質疑の通告がありますので発言を許  
します。19番、吉村幸治君。

議員（19番 吉村 幸治君） 19番ですが、この福祉センターは当時これももう廃止をする  
ということで、それを条件にほのぼのプラザですかね、これをつくったというふうに認識して  
るんですけども、当初の提案理由の中では、目的外使用はできないのだというような説明があ  
ったんですけども、その辺をもう一回ちょっと説明してほしいと思います。

それから、ゆふのA Iですか、この説明書ちょっといただいたと思うんですが今ちょっと手元  
に今ないもんでもう一回この内容をもう一回説明していただきたいと思いますが2点目と、福  
祉センターの中でもしこれが指定管理なされたときにどういう事業をするのか。何か2本近く  
に同じような福祉センターが2つあるように思えてならないので、その辺を含めて3点説明を願  
いしたいと思います。

議長（副議長 久保 博義君） はい、振興局長。

庄内振興局長（大久保眞一君） 吉村議員の御質問にお答えをいたします。

確かに旧町合併以前のときに、ほのぼのプラザを建設時、その後この福祉センターについては  
公の施設の廃止条例を出して多目的に利用するということがございましたが、市長の提案理由の  
説明にあったように、国庫補助金をもらって旧庄内町時代に建設をしておりました。その国庫補  
助金の建設の残存価格の返還問題がありまして、どうしてもこの老人福祉センターを廃止がで  
きなかったということがございまして、やむを得ず老人福祉センターという形で利用せざるを得  
ないということでございます。

それから、福祉センターが2つあるということでございますが、この条例そのものでは現在で  
はこの柿原の1番地の老人福祉センターが条例上の福祉センターということでなっておりますの  
で、もし、私ども随分内部で議論をしたんですが、これを住所の位置を変えるということにな  
ると、今申しましたように公の施設の廃止の条例を提案しなければなりませんし、そういう部分  
がクリアできなかったということでやむを得なかったということでございますので御理解をいた

きたいと思います。（発言する者あり）一応だから一義的には老人福祉センターの業務をやるということ述べる以外にはないということでございます。（「ゆふのA I」と呼ぶ者あり）ゆふのA Iさんは昨年12月にNPO法人として結成をし、この場所を使って一義的には老人福祉センター業務をやる。それから、ゆふのA Iさんの計画の中ではこの場所を使って世代間交流あるいは老人あるいは子供の育成、そういう事業が出ておるということでございます。

議長（副議長 久保 博義君） 19番。

議員（19番 吉村 幸治君） 何かこの後先取り組みの仕方が非常にちょっとまずいなと思うんですが、余り言うとも市長の給料がだんだんだんだん減っていくんじゃないかと心配するんですが、いいんでしょうかねこんな、ただ補助金が返せなかったというのはそういうことはもう前もってわかってたことじゃないのかなと思うんですが、その辺は精査して次にかかったのかという点を……。

議長（副議長 久保 博義君） 振興局長。

庄内振興局長（大久保眞一君） 議員御指摘のとおり、建設当時、県を通じまして協議をし跡地、あとの利用は町民憩いの家にするという計画で、内々の承諾を得ておったわけです。その後、町民憩いの家では用途変更があるので国庫補助金の返納が伴うということで、その後、老人憩いの家であればいいだろうということで県との協議が済んでおったんですが、やはりそれでも用途変更が必要になるというような結論になったということでございます。

議長（副議長 久保 博義君） 19番。

議員（19番 吉村 幸治君） 今の説明で流れはわかったんですけど、それじゃまたさっき言ったような管理費を今度は逆に払わにゃいかんのではないですか、そういうことで、払うんですかこれも。その辺はどうなるんですか。

議長（副議長 久保 博義君） 振興局長。

庄内振興局長（大久保眞一君） 議員がおっしゃるように老人福祉センター業務をやるということになれば、当然管理料を払うというのが本来じゃなかろうかなというふうに思っておりますが、次の議案の同じ場所に城ヶ原農村公園がございます。これと一体管理をするということで、ゆふのA Iさんにはこの農村公園の収益をもって老人福祉センターの運営費を支出していただきたいということで、管理費は計上しておりません。

議員（19番 吉村 幸治君） もういいけど、ちょっと問題がありますねこれは。常任委員会でその辺も含めて審議してください。

議長（副議長 久保 博義君） 以上で通告による質疑を終わります。ほかに質疑ございませんか。5番。

議員（5番 佐藤 郁夫君） 私も一般質問をした経過から少し言わせてください。今言うごと、

挟間のシルバー人材センターは当然高齢者の部分でやられて、それは維持費かなんかわかりませんが、管理料払って、当然この部分が今答弁聞いていますと、福祉の部分でありながら全く福祉と観光違う部分でそれを合算して、こっちでもうけるであろうという期待を込めながらそういう老人のためにそういうお世話をする、そういう方たちのために維持費も管理費も出さないと、そういう整合性のとれないような、よく、私もちょっと今までの答弁聞いていまして信じられませんし、本当に基本的にどう市としてどういう基準で同僚が出したように管理料出すとか出さんとか、もう大きな問題になります、これは。そこ辺の答弁きちっと市長なり助役なり答弁ください。どこで基準持ってますか。ぴしゃっとその資料を出してください。これは大きな問題です。

議長（副議長 久保 博義君） ここで暫時休憩します。答弁方よろしくお願ひします。再開は15分。

午後2時06分休憩

午後2時17分再開

議長（副議長 久保 博義君） それでは再開します。答弁お願ひします。助役。

助役（森光 秀行君） 考え方の基本をもう一度説明をさせていただきます。

庄内町の老人福祉センターにつきましては、ほのぼのプラザを現在の本当の庄内町地域の老人福祉の機能に移しております。そしてなおかつ、局長の方から説明をいたしましたように旧老人福祉センターについては老人憩いの家とやはり地域の方から地域のいい施設だから残してくれと、使わせてくれという話が多々あっておりまして、そういうことから、老人憩いの家等の名称変更をして地域の人たちの利用に供するような施設として有効活用を図ろうとしたわけでございますけれども、そういう目的を変更したのでは補助金返還が生ずるということでありました。したがって、この名称自体については老人福祉センターとしてしっかり残して行って、そしてその地域の幅広い、例えば若者たちの健全育成とかあるいは地域の福祉の一環もあります。そういう地域の人たちのための活動の場としてこの施設を残していきたいということでございます。

それから城ヶ原公園につきましては、城ヶ原農村公園につきましては（「それは言っていない」と呼ぶ者あり）あ、そうか。そうですね。それはまた後で説明をいたしますけれども、一体的な管理をすることによって、何とか経費が生み出せると、そういうふうに市としては考えまして、そういう条件の提示をいたしました。それで受けるということでありましたので、それならばいいだろうということでございます。詳しいことにつきましてはまた常任委員会等の中で説明させていただきたいと、そういうふうに思います。

議長（副議長 久保 博義君） 5番。

議員（5番 佐藤 郁夫君） 肝心なことを聞きよるのにあなたは、どなたが言うたかわからんけど、答えになってないですよ。僕は経緯を聞いてましたか。何で基準を、老人福祉センターの機能するのに何でそこは出さんで25号議案の分を出して、そういう基準はどうなりますかち私は聞いたんじゃないですか。答弁。

議長（副議長 久保 博義君） はい、助役。

助役（森光 秀行君） 失礼いたしました。5番の佐藤郁夫議員の質問に対して答えさせていただきます。

本来であれば佐藤郁夫議員のおっしゃったように、この老人福祉センター一つのものであればそれなりの経費がかかります。かかりますけれどもその活動の中身を考えたときに、その管理費をその中で生み出せるような活動というのは非常に難しいということがございました。その老人福祉センターと城ヶ原農村公園が（「言ってない、言ってない。だからそこをあなた福祉と違うち僕は言ったじゃない。だめよあんた、わかっているの」と呼ぶ者あり）一体的な管理をすることによって効率的な、市とすれば効率的な管理運営ができると、温泉も共通してます。城ヶ原農村公園で使っておる温泉施設は福祉センターから温泉を引いておると、そういう共通の管理をしておる部分があると、共通の管理をすることによってできるということがございました。

議長（副議長 久保 博義君） はい。

議員（5番 佐藤 郁夫君） 私の言うのにちゃんと答えになってません。

議長（副議長 久保 博義君） 助役、質問されたことに対してだけ答えてください。

助役（森光 秀行君） 25号は、高齢者就業支援センター活動事業をあの施設を使ってやっております。さまざまな事業をやっております。それをやる上で1人の臨時職員等を置いてさまざまな事務をやっております。そのためのそれを含めた事業にはそれなりの活動が経費がかかります。単に建物をそのまま掃除をする等の管理だけではなくて、就業支援センター高齢者のためのさまざまな活動をする事業をあわせてやっておることを委託するというので、必要な経費がかかるという、そういう前提でございます。そこはやはり違います。（「福祉センターは」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

議長（副議長 久保 博義君） はい、最後。

議員（5番 佐藤 郁夫君） ちょっと助役も、皆さんちょっとおかしいと思いますよ。当然、この福祉センターでこの部分で指定管理に出してるんでしょ、この議案は。この考え方はこれだけでほかのにかからめる必要はないじゃないですか。それはそれのときできちっと議論すればいいことであって、私が聞きたいのは、老人福祉センターで当然老人のそういう方たちの事業をするんでありましょから、そういう場合はなぜそういう管理費を含めて維持費を出さなんですかというこの答弁になってますかね、助役。

議長（副議長 久保 博義君） 助役。

助役（森光 秀行君） 5番議員にお答えいたします。その単体では説明が非常に難しい部分もございますので、あわせたとこでまた御検討ぜひよろしくくださるようお願いいたします。

議長（副議長 久保 博義君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） これで質疑を終わります。

#### 日程第26・議案第27号

議長（副議長 久保 博義君） 次に、日程第26、議案第27号由布市城ヶ原農村公園の指定管理者の指定についてを議題として質疑を行います。質疑の通告がありますので発言を許します。7番、溝口泰章君。

議員（7番 溝口 泰章君） 7番です。もう何か答えがこう来るだろうなちゅうのが今の助役の答弁でわかっているんですけども。まず、指定申請者のゆふのA Iさんは18年12月1日に設立と、昨年ですね。で実績はございませんし、その実績のない申請者に公募によらない指定を行うということ、また、今回この城ヶ原の公園の指定管理をということで、収益が上がっている512万円ですか、19年度事業収入見込みが上がっているこの部分を質疑でと思ったんですけども、もう先ほど来、数名の同僚議員が整合性なしという視点でその部分を質疑なさっております。実際にこれがどのような結論を求められるのかということ、担当委員会は私どもでございませぬ。挟間のシルバーと今度の庄内の老人福祉センターは。もう整合性が立たない限り見えないですか、結論が。委員会の。見えませんか、助役。

議長（副議長 久保 博義君） 助役。

助役（森光 秀行君） なかなか明快な答弁ができなくて大変恐縮でございます。やはり、経費が幾らかかるのかかからないのかについては市がやはり執行部として責任を持って見込みます。そして無料で努力でやっていただけるものと、やはり事業が伴ってそれなりに経費を出さなければその施設の管理委託の効果を発揮できないものがございます。そういう意味で、挟間の高齢者等就業支援センターについては経費が必要であると、またその積算等のものにつきましても常任委員会等で説明させていただきます。

議長（副議長 久保 博義君） 7番。

議員（7番 溝口 泰章君） ですから困るんですよ。1件1件ずつ違った状況を考察せよというふうなことになるから。しっかりした、もう大きな枠からいきますと指定管理者制度導入をどのように行政はとらえているのかから入ってください。ただお荷物だから出したいんだ出したいんだが先走りまして、それこそはっきりした将来の見通しも立てずにとにかく出しちゃえと

いう姿勢が余りにも強過ぎるから、今こうやってそごが出てきてると私は考えます。はっきりとした方向を出した上でもう一度取り組む。これは質疑でこういうこと申し上げて申しわけないんですけども、せんだっての一般質問でもきちっと担当者を立てて、指定管理制度を担当課本課に任せるんじゃないで、きちっとしたシステムをつくった上で臨まないと、こういうことが起きるよということを私は一般質問で申し上げたつもりなんです。そのあたりを本当に真摯に考える姿勢をぜひ打ち出してください。どうお考えですか、市長。

議長（副議長 久保 博義君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 私ども先ほど助役が申しましたように、それから振興局長申しましたように、前の提案とそれから後の農村公園ということで、収益を生まないものを指定管理に出すと、それは整合性がないということであります。それはもう私ども十分わかっております。次の農村公園についてそれを指定管理に出す、どちらもゆふのA Iは指定を受けるということで、そういうことで、そこについてはかなりの収益が見込まれると。そういうことを見越して、そしてゆふのA Iとしては指定管理のゼロの部分も受けてもいいよというような状況であったと聞いております。そういうことで、そういう一体としてとらえて指定管理に受けてくれれば由布市としてはいいと、そういう判断しておったんですけども、もう少し議員言われるように、指定管理の出し方とかそういうことについても、もう少し検討加えていかなくちゃいけないと思います。

一応、今回の提案についてはそういうわけであります。

また常任委員会でも、十分説明させていただきたいと思います。

議長（副議長 久保 博義君） 7番。

議員（7番 溝口 泰章君） 3問目になってしまうんですけども、これから先多分、予想されるんですけども、今まで指定管理制度にのせた施設から、多分、今回これが通りましたらば、ちょっと待てよと、私のところどうしてくれるんだと。私のときにはこういうことを言っという、今度のシルバーと城ヶ原の場合には、こんなことをして、私のところもちゃんとやってくれと、ちゃんとちゅうか、同じように優遇してくれとかいうふうなことが来ると思います。

その状況が出来したときに、もう後ずさりできないです。そこをちょっと考えていただきたいと思います。

議長（副議長 久保 博義君） 相馬室長。

行財政改革室長（相馬 尊重君） 行革室でございます。御質問にお答えしたいと思います。

指定管理料の支払う、支払わないについて、指定管理者制度にのっとるから、支払いを支払わなければならないとか、支払わなくていいとかいうものはないと思います。

また、福祉施設だから管理料出さなくちゃならないとか、収益が生まないから出す、出さないとかいう判断、いろんなことが考えられますけども、管理料を出す、出さないについては、その

施設ごとにいろんな条件を勘案した上で、出すか出さないかを判断すべきだというふうを考えております。

ですから、今回提案した高齢者就業支援センターと、庄内の老人福祉センターについても、同じ福祉施設ですけども、いろんな条件がまた変わってきます。

福祉センターについては、他の施設との共同管理をお願いするとか、そういった条件が違いますので、そういったさまざまな条件を勘案した上で、出す、出さないという判断を、今後もしていきますし、今までもそういう判断でしてきたつもりですので、その辺は、指定管理出す前の仕様書等で明確にうたっておりますので、その辺は十分に協議した上で、今までも出しておりますし、今後もそういったことで、それぞれの施設ごとで出す出さないを判断しながら出していくということになると思います。

以上でございます。

議長（副議長 久保 博義君） 以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ございませんか。 これで質疑を終わります。

#### 日程第 27 . 議案第 29 号

議長（副議長 久保 博義君） 日程第 27、議案第 29 号県営南庄内地区土地改良事業損失補償についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、通告順に発言を許します。まず、19 番、吉村幸治君。19 番。

議員（19 番 吉村 幸治君） 19 番ですが、損失補てんということなんですが、これはいわゆる保証倒れというか、債務……、当時者が債務返済の能力がないから、その辺の保証人になっておった市が肩代わりするというふうに解釈していいのかどうか。それをまずお聞きします。

議長（副議長 久保 博義君） 農政課長。

農政課長（平野 直人君） この事業は、圃場整備事業で、連帯で借りた地元負担金の額でございます。

それぞれ換地面積にあわして、それぞれが面積の単位に応じて、金を納めてまとめたやつを農協の方が金融公庫の方に払ってきたものでございます。

でありますんで、Aさんが支払う能力がなくなったということの時点で、これはそのあくまで損失補償ですから、議員、今、言われた単なる個人的な保証ということじゃなくて、全体的に損失をこうむったということに対して払う額でございます。

議長（副議長 久保 博義君） 19 番。

議員（19 番 吉村 幸治君） 市長の給料がだんだん減っていくような気がしてならんですけど。個人負担という部分があるじゃないですか。これ、個人に対する債務負担を、市がやると

いうふうなことに思えてならないんですよ。

だからどういう、もうちょっと理解ができるような、その工事の内容から、できれば氏名の公表までできるのかどうか。その辺をもう一回。

議長（副議長 久保 博義君） 農政課長。

農政課長（平野 直人君） 個人情報ということでございまして、個人の名前は公表できませんが、今までの工事の流れを若干、説明を申し上げたいというふうに思います。

この南庄内の土地改良事業におきましては、昭和57年から60年にかけて、4年間かけて事業を行ったものでございます。

それぞれ4年間分を総合しますと、1億625万円を4回に分けて借り入れをしております。

これは、基盤整備を行うに当たって、なかなか全員の賛同をいただくということが難しい部分がございます。可能な限り大きな面積で、この基盤整備をするわけでございますから、その推進につきまして、損失補償の担保を敷きながら、基盤整備を推進していこうということに対しての損失補償の契約でございまして、一個人に対して、損失補償というところの位置づけのものではないというふうに判断をしております。

そういうことございまして、それに基づきまして、568万2,163円の補償額ということになるわけですが、提案理由で説明をいたしましたように、本来なれば、請求額が890万円……、（発言する者あり）まあそういうことございまして、568万2,000円の請求が出ているということでございます。

議長（副議長 久保 博義君） 助役。

助役（森光 秀行君） ちょっと補足説明をいたします。

この制度は、これまでも農政において喫緊の課題の一つであります農地の規模を拡大し、農業の効率を高めるということで、全国的に、あるいは大分県内でも農地の圃場整備を推進してきたと。

この件につきましては、昭和50年代に県営の圃場整備が行われたと。県営の圃場整備を行う場合に、地元の負担がありまして、圃場整備をやる場合は、一定地域全員の参加が必要です。円滑に圃場整備を進めるために、地元の市民の方々が、農家の方々が払うべき部分について、農林業金融公庫資金をもとに、農協の融資を得まして、そして、県に支払って、その融資を受ける際に、円滑に融資が行われるように、万が一、その農協、金融機関に損失が出た場合は、金融機関に対して損失を補償すると、そういう契約をして事業の推進を図ったものでございます。

議長（副議長 久保 博義君） 19番。

議員（19番 吉村 幸治君） 名前は公表できないということですが、個人は今、その該当する個人の方は、在住してないと思っていいいんですか。それともこの事業に、先ほど全員参加が条件だったんだが、何名かはそれに賛同しなかったと、だから個人負担分は払わないんだというこ



とで、いわゆる焦げついたのではないかなという思いがするわけですが、それはないんですか。（「それはございません」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

議長（副議長 久保 博義君） 助役。

助役（森光 秀行君） 関係者の中で亡くなった方がおると。所有者の方で亡くなった方がおるといことで、どうしても回収が困難な状況があった分と、どうしても精いっぱい金融機関が頑張って、債権回収をして、そして債権の回収がおくれた分についても、精いっぱい回収させてどうしても回収が、ほとんど不可能というものについて、農協の損失といたしまして損失補償をする、請求があったものでございます。

議長（副議長 久保 博義君） 次に、1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 今の同僚議員の質問で、聞きたいことの半分はわかったんですけど、そもそもこの損失補償契約の締結の内容をちょっと具体的に聞きたかったのが一つと、それから今、今回は、これについてだけそういう請求が上がってますけれども、ほかに今、こういう補償契約を結んでいる件数を、由布市はどのくらい抱えているのかというところを教えてください。

議長（副議長 久保 博義君） 農政課長。

農政課長（平野 直人君） まだほかの地域に圃場整備等をやってる地域はございます。

がしかし、今、償還中でございまして、期限が来てないということがあります。件数的にはわかりません。

議長（副議長 久保 博義君） 1番。

議員（1番 小林華弥子君） いいです。そういう焦げついているようなものがどのくらいあるのかと見込みがわかればと思ったんですけど、損失補償契約を結んでいる部分についてはわかりません。

あとじゃちょっと市長にお伺いしたいんですけど、先日、合同新聞に出てましたけれども、全国で、こういう損失補償契約をしていて、どこだったかちょっと忘れたんですけど、神奈川か何かの方で、市民がそれを訴えて、市がその損失補償契約をする必要はないと。その市民税、今の税金で昔の部分を補償する必要はないというふうな裁判を訴えたところ、市民側が勝ったという判決が出て、それを受けて、杵築市ですか、が、あれの場合は農協ではなくて第三セクターで、そこの第三セクターに買い手がつきそうだからという条件があったらしいんですけども、それでも杵築市はその損失補償もしないと、打ち切るという判断を示したということが出てたと思うんですけども、そういうことを踏まえて、今、合併した新しい由布市の市民の血税を使って、こういう損失補償契約が請求されていることに対して、市長はどういう判断を示されますか。

議長（副議長 久保 博義君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 新聞に出たのとは全く前提が違うわけでありまして、その点で、助役が詳しいのでちょっと説明させます。

議長（副議長 久保 博義君） 助役。

助役（森光 秀行君） そんなに詳しくはないんですけども、（笑声）まず去年の11月の15日に横浜地裁で、いわゆる川崎市の、川崎市が港湾関係、第三セクターがありまして、第三セクターが赤字になったと。第三セクターに対して融資をした9億円、焦げついたということで、その第三セクターに対して融資をした損失9億円に対して川崎市が補償したと。そういうことについて、住民がこれは違法な支出ではないかと、返還せよと、返還させよという訴えを起こした。そのことについて、結論から言えば、その返還を認めなかった。棄却しております。却下しております。市長にもう弁償せよということが出たんですけどもそれは棄却した。

したがって、その川崎市の損失補償を行ったことに対しては、変わってないんですけども、ただそういうことは、違法的な行為であるという判断を、判決の中で示しております。

これは、全国、損失補償契約がたくさんあるんですけども、初めての判断で、新聞にも載ってますけど、総務省の見解とすれば、いわゆる政府の財政援助の制限に関する法律というのがございまして、法人に対しては、債務の補償をしてはならないということは明記されています。

その法律に抵触するという判断であったんですけども、総務省は判断は分かれておると、総務省はそれには抵触しないと。その制限は受けないという判断でございます。

そのことに対しては、やはり今後、いずれにしても損失補償契約をやることは慎重にやっていく必要は、今後はあると思います。

それと、杵築市の例でありますけれども、杵築市は、あるリゾートの事業会社の運営に際して、債権に際して、4億円の融資が支援のためには必要だということで、その新たな融資を円滑に行わせるために4億円の議会の議決を得たと、債務負担行為の設定をしたと。

そうすることによって、金融機関に働きかけをしたようですけども、金融機関とその会社との融資の話がまとまらなかったと。そういうことで、横浜の判決の例もあったので、その取り消しの議決を行ったと。議決を取り消したと。そういうことでございまして、今回のように有効な契約が成立して上での話ではないということでございます。

川崎市の例は、有効な損失補償契約が成立して、支払ったものについての返還は認めなかったということでございます。

議長（副議長 久保 博義君） 次に、9番。淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） 9番です。大体のことはわかりましたが、1点だけ。最終償還日はいつだったんでしょうか。

議長（副議長 久保 博義君） 農政課長。 助役。

助役（森光 秀行君） 4件ありまして、本来の最終償還日は、平成14年2月15日でございます。しかしながら、その期限までになかなか償還ができない方もございまして、直ちにその分を返還請求、補償請求もという話もあったようなんですけれども、農協が頑張って回収せよということで指導しておりまして、最終的にその方以外の分については、16年3月末で収納があったということでございます。

議長（副議長 久保 博義君） 9番。

議員（9番 淵野けさ子君） 最終の、再最終の償還は、平成16年であるとするならば、もう少し早く合併前というか、農協がもう少し早く対応されたんではないかと思うんですけど、どうしてここまでずれ込んだんでしょうか。

議長（副議長 久保 博義君） 部長。

産業建設部長（篠田 安則君） 産業建設部長です。9番、淵野議員の御質問にお答えいたします。

ただいま助役が申し上げましたように、最終期限は平成14年2月15日が最終の支払い日ということになっておりました。

それから今まで、約5年ぐらいになるんですか、その間、ほったっておったかということだろうかと思いますが、これまで、先ほど今、助役が申しましたように、14年2月15日以降も、この方以外にもまだ数名滞納していたと。延滞しているという人がおりまして、そうした方にも、農協としては回収を努力してきたということでございます。

それで、最終的に今、1名だけが残って、もうどうしても回収ができないということで、17年の何月だったですか、最終的に農協の方から損失補償の請求があったのが17年末ということで、それから今度はJAの方と、合併後になりますが、農政課の方で、これまで支払いについて協議をしてきたという経緯がございます。

額として、今、提案しているのは、最終的な額ということで、今、提案しております。

以上です。

議長（副議長 久保 博義君） 9番。

議員（9番 淵野けさ子君） ほかに何件かあるそうなんですけど、そのまだ償還年がまだ達してないのでということだったんですが、見込みとしてはどうなんですか。ほかの、ちなみに挟間もあるというふうなことを聞いたんですけど、本当に、見込みがあるのかないのかということ。

議長（副議長 久保 博義君） 農政課長。

農政課長（平野 直人君） 9番議員にお答えします。

ほかにも確かに、焦げついている人はございます。しかし、今、農協さんの方で、努力をして回収に向けて頑張っておられます。

そういうことでありますので、今の段階でどのくらいと、何件くらいというのはなかなか言えません。

それから先ほど金額につきまして、890万円という数字を申し上げたんですけども……、ちょっと待ってください。919万2,000円の誤りでございます。訂正いたします。

議員（9番 淵野けさ子君） もう一回いいんですか。

議長（副議長 久保 博義君） もう一回。

議員（9番 淵野けさ子君） 金利を6.5%に下げたと言いましたが、もともとの金利は幾らだったんですか。それが5%くらい（「14.5」と呼ぶ者あり）14.5、（「延滞利息」と呼ぶ者あり）延滞利息やろ。5%くらいに下げられないんでしょうか。

議長（副議長 久保 博義君） 農政課長。

農政課長（平野 直人君） 可能な限り安くしてもらうために、私どもも農協さんの方におねだりをしておりましてですけれども、農協さんも、全国監査機構というものがございまして、そこ等と相談をしまして、これが最大許せる金利ということで、これ以上もうできませんのでということで、この額の請求が行われたということになります。

議長（副議長 久保 博義君） 以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ございませんか。23番。

議員（23番 生野 征平君） よくわかりましたけれども、これは、個人同士は、保証はとりあってなかったんですか。個人の保証はないんですか。（「連帯」と呼ぶ者あり）連帯の中で、個人同士の保証はなかったんですか。

議長（副議長 久保 博義君） 農政課長。

農政課長（平野 直人君） 全体の中で、個人の保証はございません。（発言する者あり）そうということでございまして、連帯保証ということで、やられております。

議長（副議長 久保 博義君） これで質疑を終わります。

#### 日程第28・議案第30号

議長（副議長 久保 博義君） 次に、日程第28、議案第30号事務の委託の協議についてを議題として質疑を行います。

質疑ございませんか。8番。

議員（8番 西郡 均君） 由布市の周りぐるっと事務の委託ができたんですけども、間を飛び越えて中津市というのはようわからんですけど、宇佐市は無視をしたわけですか。御遠慮願ったんでしょうか。（発言する者あり）

議長（副議長 久保 博義君） 答弁は。（発言する者あり）ちょっと暫時休憩します。今、待

機しているそうですから呼んでください。

午後 2 時52分休憩

午後 2 時53分再開

議長（副議長 久保 博義君） 再開します。

市民課長（生野 利雄君） 西郡議員の質問にお答えします。

飛び越えて中津市が加入ということでございますが、これは、杵築市までが今、入っています。そして中津市ということで、飛び越えたのは、ほかの宇佐市、国東市等々は、財政的な事情があるものと私は思っております。

議長（副議長 久保 博義君） ほかに質疑ございませんか。 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

#### 日程第 2 9 . 議案第 3 1 号

議長（副議長 久保 博義君） 次に、日程第 2 9、議案第 3 1 号由布大分環境衛生組合規約の変更についてを議題として質疑を行います。

質疑ございませんか。 8 番。

議員（ 8 番 西郡 均君） これが問題なんです。議案 3 1 号は、先般、大分県退職組合が出たときに、 2 8 6 条の第 1 項というのは県知事の許可ですよと、だからこれを根拠法律として出すのはおかしいんじゃないですかと思ったら、確かにおかしいですと。精査して後、退職組合に確認して、根拠法令と言われる議会の議決を求める条例、条文にいたしますというふうに、総務部長答えたと思うんですけども、退職組合はともかくこの出ている由布大分環境衛生組合ちゅうのは、由布市が直接管轄してるとこなんですよね。

にもかかわらず間違っていましたちゅう根拠条文を使って、議会に提出するちゅうのは一体どういことなのか。全く理解に苦しむんですが、どういうことでしょうか。

全部言ってしまう。ついでに言えば、その下の提案理由も同じ理由です。同じ理由ちゅうよいか、要するにこれも統一して書いてほしいんですよ、ほかのと同じように。

地方自治法の一部を改正する法律、括弧して もうこれ違いますけどね に伴い、の施行が 4 月 1 日からされるので、同組合規約を変更する理由が生じたので出しますというような、その前の提案の理由の説明とも、またこれ、提案理由のおかしいけど、その上もちょっとこれおかしいんで、その辺はどういうふうになってるんか。

私が言うたことはもう無視して、人権同和だけ考えてるのかどうかお答えください。

議長（副議長 久保 博義君） 総務課長。

総務課長（秋吉 洋一君） 西郡議員さんの御質問に対して御回答申し上げます。

まず1点目の第286条の第1項、これは県知事の許可であるので、その後ろの方に、290条の議会の議決を要する、その290条を言うた方がいいんじゃないかということが先般の議会で御質問があったかと思えます。

この286条の第1項は、ちょっと一部分読み上げますけども、「一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定める」というふうにあります。

この「協議によりこれを定め」というのが、議会の議決部分でございます。

その後に（発言する者あり）いやいやうそじゃないんです。それで……。

議員（8番 西郡 均君） 条文にはそんなの書いちゃせんじゃないか、あんたが勝手に言いはる。

総務課長（秋吉 洋一君） 286条の第1項でございます。いいですか。

議員（8番 西郡 均君） 議会の議決何かどこにも出てくりゃへんじゃこれの。

総務課長（秋吉 洋一君） それは出てこないんですけど、今、私が言ってるのは説明でありまして、「協議によりこれを定め」ということがあります。この「協議により定め」というのが、議会の議決を意味するもの……。

議員（8番 西郡 均君） あほなこと言いなっちゃ。

総務課長（秋吉 洋一君） 違うですか。ではわかりません。最後まで行きます。済みません。間違ったらまた御指摘お願いいたします。

その後に、都道府県の加入するものによっては総務大臣、その他の者によっては都道府県知事の許可を受けなければならないというふうになってます。この都道府県知事の許可を受けなければならないというのが、286条の第1項で定められております。

その都道府県知事の許可というよりも前に、協議を、地方公共団体の協議によりこれを定めると、この協議によりというのが、意味合いとして、地方議会の議決というふうに認識いたしております。

ただ290条に、正式な条文につきましては、290条で議会の議決を要する協議というふうになってございますけども、この件につきましては、県の法務担当等々も協議いたしましたけれども、この条文でさしつかえないという旨の協議が終わっておりますのでつけ加えさせていただきます。

議長（副議長 久保 博義君） 8番。

議員（8番 西郡 均君） 県の法務担当が間違っているんで、県の法務担当の名前を個人名じゃなくても、どなたか、どこに行ったらその担当者に会えるんかどうかお示してください。

明らかに議会の議決を要する協議ということで、協議と議会の議決を区別してんですよ、条文

上は。だから議会の議決は290条に基づいて議会の議決を求めるというふうにしなきゃならんのですよ。

それはこの前の答弁でよかったんです。今度はこの前の答弁より後退したんですよ、大きく。だから県の言う人言うたって、県がいいなんていうこと言うこと自体が、人権同和と同じですよ。県がせえちゅうたからしたようなもので、県が間違うとったら、県間違ってますよと、国が間違っていたら、国が間違ってますよって言うていけばいいだけの話。

それをあんだ、何か、何ちゅうんかね、この印籠みたいに、県がいいちゅうたとか、すもつくれんこと言うて、開き直るといのはよろしくない。

議長（副議長 久保 博義君） 総務部長。

総務部長（二ノ宮健治君） 8番議員にお答えします。

先般、退手組合のときも議員から御指摘をいただきまして、真摯に、返って県やいろんなところと合議をいたしました。

特に、退手組合ともこのことについて、私もそのときは、ぼっと自治法を見て、さすがに西郡議員だなんて思ってああいう答えを言ったんですけど、全県的にすべて、退手組合の出した分についてはこの条文になってます。（「その条文はどこが出してきたん」と呼ぶ者あり）そしてそのことで、私たちの290条のことを見解を言いました。しかし、この条文で正しいというような判断を私たちも、今してます。

議長（副議長 久保 博義君） ここで、暫時休憩します。再開は3時10分。

午後3時01分休憩

.....  
午後3時14分再開

議長（副議長 久保 博義君） では、再開します。

#### 日程第30 . 議案第32号

議長（副議長 久保 博義君） 次に、議案第32号について、質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。はい、8番。

議員（8番 西郡 均君） 大分県市町村会館管理組合は1階にあります。規約変更等は町村会が指導していると思われるので同じ間違いをしています。議会の議決を求める根拠法地方自治法第290条をきちんと書くべきであります。また、提案理由の「地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正」は、「地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）」が正しいのではないのでしょうか。

議長（副議長 久保 博義君） はい、課長。

総務課長（秋吉 洋一君） 西郡議員さんの御質問に対して回答申し上げます。先程の件と同じような意味合いだと思いますが、その件と同じように、県の担当とも協議し、この条文で差し支えないというふうい考えております。

#### 日程第31・議案第33号

議長（副議長 久保 博義君） 次に、議案第33号について、質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。はい、8番。

議員（8番 西郡 均君） 議案第32号で県が言ったと言いますが、正確には退職手当組合の担当者がそう言っているだけのことで、過去にも間違っていたことを正してきた経過があります。開き直らずに間違っていることは、きちんと正していく努力をすべきであります。また、2月の第1回臨時会で規約の変更を行いました。その県知事許可書の写しと直近の規約をいただきたいと思います。答弁は要りません。

#### 日程第32・議案第34号

議長（副議長 久保 博義君） 次に、議案第34号について、質疑を行います。通告がありますので発言を許します。24番。

議員（24番 山村 博司君） では、通告しておりますのでお尋ねを致します。28ページ、2款総務費2項徴税費3目徴収費19節負担金補助及び交付金、納税組合運営補助金減額の130万円についてですが、その減額の理由については、納税組合の廃止が主な理由と聞いておりますが、その具体的な数字と、納税組合の廃止によって収納率に影響がなかったのか、収納率が下がったのか、どうだったのか、お尋ねをします。

また、滞納整理については、現在は嘱託職員を増員しての対応策をとっているようですが、十分な対応ができていのかどうか、併せてお伺いします。

議長（副議長 久保 博義君） はい、課長。

収納課長（佐藤 利幸君） 収納課長でございます。この件につきましては、年度当初の見込みよりも納税組合が31組合、減になってございます。また、収納率については、約79%ということで、納税組合については、現年度分の取り扱いになりますので、直接の影響はないものと考えられます。ただ、滞納整理の体制については、現状では厳しいものがあると思っております。

議長（副議長 久保 博義君） はい、24番。

議員（24番 山村 博司君） 収納率が約79%ということですが、前にも一度お尋ねをしましたが、県内のある市のように時期的に管理職等を対象とした滞納整理のプロジェクトチームを組んでの収納体制の強化は考えていないのでしょうか。



議長（副議長 久保 博義君） はい、課長。

収納課長（佐藤 利幸君） 確かに、プロジェクトチームを組んでの収納強化も一つの方法だとは思いますが、これについては、現状では収納課の職務だと考えております。

議長（副議長 久保 博義君） はい、24番。

議員（24番 山村 博司君） 現在の市の財政状況で財政規模を考えると、税の収納率を少しでも上げることは、財政上大変大きな意義があると思います。皆さんで知恵を出して、収納率向上のために職務に精励されることをお願いして、質疑を終わります。

議長（副議長 久保 博義君） 質疑終わります。

ほかに質疑ございませんか。8番。

議員（8番 西郡 均君） 10幾つずらっと言っているんですか。3つずついきますか。前の議長のときは、何か3つずつ言えとか言いよったんやけど。

議長（副議長 久保 博義君） 3つって……。 （「簡潔に」と呼ぶ者あり）簡潔にお願いします。

議員（8番 西郡 均君） じゃ簡潔に全部言います。全部答えてください。

1つは歳入の1ページ、歳入1ページちゅうことはないね。予算書の、補正予算書の1ページです。

税務課長にお尋ねいたします。

これ見ますと、配当割交付税が当初予算に比べて、倍近くになってます。その配当割交付税の性格からしていたし方なかったのか、どういうことだったのか。社会情勢によるものなのか、その辺のことがわかれば教えていただきたいと思います。

12ページを開いてください。ずっと行って。

歳入の13款分担金負担金であります。2目2節児童福祉費負担金がマイナスの289万7,000円となっております。歳入を見ますと、保育所運営費……、ええと何ページかな、36ページ。36ページの中の児童措置費の中の分担金負担金の内訳を見ますと、244万9,000円となっております。差額はどこに充当されているのか。充当ちゅうか、減額されているのか教えていただきたいと思います。（発言する者あり）

議長（副議長 久保 博義君） 答弁。

議員（8番 西郡 均君） 済みません、全部言おうと思った。

税務課長（野中 正則君） 1ページの……。税務課長です。利子割の交付金ですが、これ県から指定されてくる金額ですが、基本的には今、西郡議員がおっしゃったように、社会的な情勢だと思います。（発言する者あり）4款の配当割ですか。11ページ……。

失礼しました。11ページの4款の配当割交付金ですが、これも県の方から指定してくる金額

ですが、同額の理由はこれ恐らく、今、株価の関係と思います。株価の関係で配当割が結構、企業が、企業防衛のために結構配当がふやしている経緯があるんです。その関係で配当割がふえていないかというふうに思います。

以上でございます。

議員（８番 西郡 均君） はい、わかりました。

福祉対策課長（立川 照夫君） 福祉対策課でございます。財源内訳はどうかということでございます。

歳入が減額の２８９万７、０００円、それを受けまして、歳出で２４４万９、０００円になっている。この差額分はどこにあるのかということかと思いますが、これはこの差額分は税と、といいますが、一般財源で充当しているものと思われる。

ちょっと財政の方と協議をしないとちょっとわからないんですが、そのようにしか考えられませんかのでそう思っております。

議長（副議長 久保 博義君） 財政いいですか、それで。

議員（８番 西郡 均君） そういうことあり得んのじゃ。特定財源で減額しとったら、一般財源をふやすちゅうのならわかるけど。

議長（副議長 久保 博義君） ８番。

議員（８番 西郡 均君） 財政課にはまた後からそのことについて答えていただきたいと思っております。

次に、１７ページを開いてください。１７ページの歳入１６款です。２項県補助金の中で、１節総務費補助金の「輝く地域創出事業補助金」が全額、減額になってます。説明があったのかと思いますけれども、歳出がどこで、どういう性格のものが、これやめるようになったのかという説明をお願いしたいと思います。

次に、やっぱり１６款２項２目２節の高齢者福祉費補助金の中で、老人クラブ連合会助成事業が、これも大きく減額になってます。

それについて、助成事業はどういう中身がどのように減ったのかということについて、答えてほしいと思います。

次に、２１款を開いてください。２１ページ。

この中で、雑入で総合政策課の電算委託会社からの３、０００万円というのが計上されてる、説明してます。３、０００万円についてどういうことなのか、もう少しわかりやすく教えてほしいんですが、総額幾らで、こういうふうな委託費の減額になったと。予算上は、年が違うのでこの雑入に入れたとか、そこ辺の説明を、詳細、わかるように教えていただきたいと思っております。ま  
だいい。

総合政策課長（野上 安一君） 総合政策課長です。8番議員さんの西郡議員さんに御回答申し上げます。

16ページの「輝く地域創出事業補助金」134万円の減額につきましては、由布コミュニティ事業の県費の見込みを見込んでおりました。ところがこの事業費につきましては、最終的な協議によりまして、県費のこういう助成事業困難だというふうなことで決定いたしましたので、この分について、単費で充当したというふうなことが1点でございます。

21ページの雑入の総合政策分の3,000万円のことにつきましては、電算上の契約後の不合理が生じたので、その不合理分につきまして、相手方の企業の方からこの分を補償したと、いただいたというふうなことでございます。（「何」と呼ぶ者あり）電算システムを導入をいたしまして、その機械器具等について、機能を動かしたんですけど、不合理が生じた。機械そのものに不具合が生じたということでその分に見合う部分をいただいたと。

福祉対策課長（立川 照夫君） 福祉対策課でございます。17ページ、先ほど言われました老人クラブの联合会の方でよろしいんで。（「はいそうです」と呼ぶ者あり）これにつきましては、精算分ということでございます。多分、多分ちゅうたらあれなんです、済みませんけども、単価の減ということでございます。1クラブ当たりの単価減ということであります。

議長（副議長 久保 博義君） 8番。

議員（8番 西郡 均君） 単価減ちゅうたって、何のことがさっぱりわからんので、それについても後でお答えいただきたいと思います。

25ページを開いてください。

今度は歳出です。歳出の2款5目財産管理費の中で、19節に貸付……、負補交の中で、貸付金地元交付金というのがあります。328万円合計になるわけなんですけども、それでどこにどいう交付されたのか、ちょっとわかりましたら教えていただきたいと思います。

次に、6目の企画費の財源内訳で、国・県支出金の内訳が、私の計算でちょっとわからんですけども、200万円の減額は合併時対策補助金、17万4,000円はコミュニティ……、何ですか、ということではわかるんですけど、残りの134万円というのがどこ、何を減額してるのかわからないので、それを教えていただきたいと思います。

続きまして、26ページ、次のページを開いてください。

10目の諸費の中で、防災放送設備設置補助金負補交があります。倍額になってるんですけども、事情説明してほしいというふうに思います。

31ページの4項、ないはずじゃ、元治水井路の総代選挙そのものも上がってましたけれども、ここに上がってないんですけども、精算ちゅうか、選挙があったのか。多分提子井路と同じようなかったんだろうというふうに思うんですけども、そこ辺の経過がわかりましたら、教えていただ

きたいと思います。まだいいかな。

契約管理課長（長谷川澄男君） 契約管理課長です。西郡議員さんの御質問にお答えします。

25ページの19節負補交の貸付地元交付金でございますが、この28万円につきましては、28万1,000円につきましては、これは、歳入との絡みがございます、17款の方で、立ち木の売り払いということで、収入が122万5,000円ございます。これの地元の分の交付率が40%ということで、これ全額122万2,500円のうちの地区は湯布院なんですけど、塚原の2つの字のところの部分に対して、約70万円程度ありますけど、これの40%で28万円ということで、この算出額28万1,000円になっております。

累計の328万円につきましては、ちょっと今、資料を持ち合わせておりませんので、後ほど御報告したいと思います。

以上です。

議長（副議長 久保 博義君） 後は……。総務課長。

総務課長（秋吉 洋一君） それでは26ページをお願いいたします。

26款の10目の諸費でございますが、防災放送設備設置補助金ということで、39万9,000円の増額補正をお願い申し上げております。

これにつきましては、挟間地域の3自治区から放送設備施設の補助金交付金申請が出されたということで補正をお願い申し上げております。

それから選挙の中で、提子井路の土地改良区の総代選挙については、それぞれ減額されてるけれども、元治水井路がまだ減額されてないがという御質疑でございます。元治水井路につきましても、総代選挙は、無投票ということになりましたけども、補正予算の締め切りまで、日程的、選挙の日程が補正予算の締め切り後にそういう選挙が決定いたしましたんで、今回の補正では間に合いませんでしたんで、御理解ください。

議長（副議長 久保 博義君） 企画……。財政課長。

財政課長（米野 啓治君） 8番議員さんにお答えいたします。25ページの国県の支出金でございますが、企画費の。351万4,000円、マイナスとなっております。

これちょっと、資料ちょっと忘れまして、恐らくいっぱい絡んで入ってますので、詳細につきましては、また後日8番議員さんに御説明いたします。

議員（8番 西郡 均君） 35ページ、開いてください。35ページ3款1項4目に、国民健康保険事務費があります。歳入では、国から107万4,000円、県から713万6,000円、821万円の特定財源があるのに、どうしてここは空白になっているのか教えていただきたいと思います。

45ページ。6款1項2目の負補交で、県農業信用基金協会保証準備負担金というふうにあります。

ます。これがどういう性格のものか、どういう金の扱いをするようになるのか、その辺を教えてください。いただきたいと思います。（「常任委員会」と呼ぶ者あり）これうち方がい、ごめんごめん。ほんならうちの方が多いいんじゃないか。

51ページを開いてください。

51ページの8款2項2目の道路新設改良費で、国・県支出金の330万円があります。別に防衛でもなさそうであるんですが、どういうマイナスの220万円というのはわかりますけども、それを合わせると352万円になるんですが、何の特定財源か、国・県支出金を教えてほしいと思います。

10款の……、何ページかな、62ページを開いてください。

6項3目図書館費とあります。丁寧に財源更生というふうに書いてます。財源更生を行われていないんですけども、何を指してるのか教えていただきたいと思います。

議長（副議長 久保 博義君） 保険課長。

保険課長（佐藤 純史君） 西郡議員にお答えいたします。

ちょっと聞き取れなかったんですけども、4国民健康保険事務費の繰り出し金と思いますが、これの765万8,000円の内訳につきましては、基盤安定分の確定が794万7,000円と、その他事務費でマイナスのが一般会計に返す分にあります。28万9,000円と差し引きしますと、765万8,000円というようなこととなっております。

以上でございます。

議長（副議長 久保 博義君） 次は。財政課長。

財政課長（米野 啓治君） 国県のとこの財源内訳につきましては、全部後から御説明申し上げますが、それでよろしいでしょうか。

議員（8番 西郡 均君） 今の国庫の分も。

財政課長（米野 啓治君） はい。

議員（8番 西郡 均君） 図書館費の財源更生はそこでわかるんやね。わからん。そんならこっちなん。教育委員会は拒否しよるよ。わかるなら言ってよ、わからん。（「わかる分だけ答えて、わからん分は通告外やから後から」「後にするかい」と呼ぶ者あり）

財政課長（米野 啓治君） 特定財源、一般財源に数字が入らんためかだったと思うんですが、これ多分落ちたと思うんですが。恐らくどちらかが で、どちらかがプラスになってるはずでございます。

議長（副議長 久保 博義君） 8番。

議員（8番 西郡 均君） 先ほどの基盤安定の分も、国・県から入ってるんで、特定財源が。課長も説明したように、それ減額してる分もあるんで、特定財源のところ収支があうように、

改めて数値を入れて出してください。

じゃ以上です。

議長（副議長 久保 博義君） ほかにございませんか。24番。

議員（24番 山村 博司君） 通告しておりましたので、47ページをお願いします。

47ページの1目の農業費19節の負担金補助及び交付金の中で、園芸産地改革化改革促進生産対策事業補助金、これが1,871万9,000円減額になっております。

この前の説明では、平成18年度から19年度に変更したということで、実績見込みによる減額という説明を受けておりますが、余りにも金額が大きいわけでありまして、もう全く事業をやらなかったのかどうか。1点目はです。

2点目は、その幾らか実績があって、いろいろ園芸の産地づくりと思うんですが、詳細がわかれば教えていただきたいと思います。

農政課長（平野 直人君） 24番、山村議員にお答えいたします。

園芸産地改革促進生産対策事業ですが、これは阿蘇野地域のトマト団地でございます。事業予定しておったんですけども、農家の方がやっぱりどうしてもやれないということでございまして、そのハウス施設の分がすべて落ちました。

部分的には、一部はやっております。詳細につきましてはまた後日御提出いたしたいと思いません。

議長（副議長 久保 博義君） 24番。

議員（24番 山村 博司君） 面積はわからないですか。どれくらい計画に上げておったのか。後でもいいんですけど、わからなければ。わかればお願いします。

農政課長（平野 直人君） 後で詳細をお届けいたします。

議員（24番 山村 博司君） はい、わかりました。

議長（副議長 久保 博義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） これで質疑を終わります。

### 日程第33・議案第35号

議長（副議長 久保 博義君） 次に、日程第33、議案第35号平成18年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題として質疑を行います。

質疑ございませんか。8番。

議員（8番 西郡 均君） 済みません。運協のときは議長をしとったんで意見を言えませんでした。

せっかく補正予算組むんですから、年度末にこういう補正を組むときには、財源が確定してる分については、きちっと補正をするというのは原則だと思います。

4款の使用料手数料については、20万円の予算のところ既に40万円の収入があります。なぜ補正されなかったのかお尋ねいたします。

2つ目は、監査員も言うておりましたけれども、国保の基金3億円については、やはり剰余金が出れば、それを基金、もとに戻すべきだということを監査員との一般質問の中でも言うております。

今回、基金に、3ページを見てわかるように、予備費でかなりあるにもかかわらず、基金積立金、もとに戻すようにはなっておりません。それはどうしてなのか。

と、最後は、歳出のところ、全部そうなんですけども、特に保険給付費の中で、その他財源を諸収入と記載しております。これは、これまでも言うてきたことなんですけども、18年度中だけのことなのかどうかそれについてお答えをいただきたいと思います。

議長（副議長 久保 博義君） 保険課長。

保険課長（佐藤 純史君） 西郡議員にお答えいたします。

ちょっと確認しますけど、使用料というのはどこの……。

議員（8番 西郡 均君） 国保の使用料手数料。

保険課長（佐藤 純史君） 使用料手数料……。ないと思うんですけど。

議員（8番 西郡 均君） ページがないから言うてるんですよ。本来ここに款別収支……、資料いただいた、監査委員からいただいた資料によると、国保会計では、この款別収支の中で、使用料手数料が予算に比べて、もう倍以上ようけ収入が入ってるという一覧表が出てるわけです。にもかかわらず、年度末の補正であるにもかかわらず、財源確定しているものについて補正しないというのはおかしいんじゃないかというのが第1点目の。

議長（副議長 久保 博義君） 課長。

保険課長（佐藤 純史君） その件につきましては、私もちょっと考えていたんですけど、今回、載せなくていいだろうということで……。

議員（8番 西郡 均君） まあいいだろうと。

保険課長（佐藤 純史君） また私の判断で載せておりません。

それから積立金ですけれども、本来、基金は3億円ということで、当初はして、今、崩して、当初予算で崩しております。

先般から申し上げましたように、合併の当時のいきさつ等から、積み立てを1億円ずつと、3億円をしております。

その中で、今回も、2億円を補正予算の方に、当初予算に充てておりますけども、本来は合併

するとか、そのときに税率を、このように3カ年で統一と、いろんなことをした場合に、極端に上がるということをするために、その基金を使うというようなことで、今、使っております。

しかし今後、3年間、今、予定してましたが、2年間で税率統一するということは終わりますと、この基金というのはあくまでも市長が定めた使用目的しか使われません。

そういうことから、今年度まではこういうことをやってますけども、今後は、基金は基金として、積み立てていって、ふやしていくという方向にもっていくようになるかと思えます。

今回におきましては、19年度までにつきましては、3億円、2億6,000万円ぐらいありますけれども、その中で2億円ぐらいは、予算の措置として載せておりますけれども、今後はそのようなことはなくなるということを計画しております。

その他財源につきましては、議員御指摘のように、前回は申し上げましたとおり、間違いではないんですけれども、適当ではないということの指示をいただきまして、19年度におきましては、議員さん申し上げるとおりに、連合会、それから支払い基金等におきましては、その他財源ということで扱っております。

以上でございます。

議長（副議長 久保 博義君） 8番。

議員（8番 西郡 均君） 私の考えは尊重しますが、できるだけ事実をつまびらかにするようお願いしたいと思います。

基金については、やはり年々積み立てていくちゅうことには反対です。やっぱりベースは3億円でもう守ってほしい。それ以上積み立てる必要はない。

答えは要りません。以上。

議長（副議長 久保 博義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

#### 日程第34・議案第36号

議長（副議長 久保 博義君） 次に、日程第34、議案第36号平成18年度由布市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。9番、淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） 9番です。課長にお伺いいたします。

説明の中で、3ページ、第2表の繰越明許費のところなんですが、平成19年の補助金が出ないからということで、高額医療にかかわるような内容で、説明をしておられたようですが、済みませんがもう少し詳しく教えてください。



議長（副議長 久保 博義君） 保険課長。

保険課長（佐藤 純史君） この件につきましては、前回申し上げたとおりなんですけれども、後期高齢者の改正がなされまして、先般、広域連合の議員さんも決めていただきましてありがとうございました。

そういうようなことから全体的に内容が変わります。なぜ変わるかと言いますと、最終的には住民課の住基の関係もあります。それから税務課の関係がございます。それから介護保険、これは特別徴収とか言うて、また資格証、資格の証明書を発行したり、そのような連鎖的な電算の改定が行われます。

したがって、その中で、介護部分だけは国としましては予算をつけております。18年度中に必ずやってくださいと、ただし19年度は予算は上げませんというようなことで、国から通達が来ております。

あとの分については、18年度予算をつけておりますが、どうしても電算会社等のソフトの開発がおくれているために、繰り越しはやむを得ないということで、国会の中でも承認を受けたということで、文書をいただいております。

そういうことから、本来は予算をのせておって、できない部分については繰り越しということが本来であろうと思いますけれども、国の予算が、補助金の予算が決まったのが、2月20日前後だったと記憶しておりますが、そのときでもう予算はできておりますし、県内の18市町村ほとんどが、このようなことでやるということになっています。これも県からの指導になっております。

そういうことで、682万5,000円を補正予算をしましたけれども、このまま繰り越すというような措置をとったわけです。これは国と県の指導によるものでございます。

以上でございます。

議長（副議長 久保 博義君） 9番、いいですか。

議員（9番 淵野けさ子君） はい。

議長（副議長 久保 博義君） 以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ございませんか。8番。

議員（8番 西郡 均君） 1つだけ伺います。6ページを開いてください。

国保は、かつて事務費をすべて国が見てましたけれども、近年一般財源化して、一般会計に皆入れて、交付税に入れてるといんですけど、実態はわかりません。

介護保険については、最初から、一般財源で、一般会計でみるということになっただけなんですけど、今回初めて、3款2項3目に介護保険事務費交付金という形で、事務費が一部入るようになってます。

これがどういうことなのかわかるように教えていただきたいんですが。

議長（副議長 久保 博義君） 課長。

保険課長（佐藤 純史君） これは先般の詳細説明のときに、若干申し上げましたけれども、これにつきましては、市町村間の財政の不均衡を調整するために交付金を介護給付費の5%相当を交付するというところでございます。

これにつきましても、私どもが直接、この金額を出すわけじゃございませんし、県等に全体的な給付の様子を見ながら、県下で均等とれるように調整していくものでございます。

したがって、これが5%相当とうたってますので、場合によっては、それが上がることもありますし、市町村によっては下がることもあるということで、流動的なものでございます。

以上です。

議長（副議長 久保 博義君） 8番。

議員（8番 西郡 均君） 今、一般財源化してるちゅうのと、この交付する事務費という区別がちょっとわからんのですけど。保険給付費の5%ちゅうのは一体何を指してるんだらうというふうに思うんですけども、その辺、特に理解してなければしょうがないんですけど、わかって、こういうことすっていうのわかっていれば教えていただきたいんですが。

議長（副議長 久保 博義君） 課長。

保険課長（佐藤 純史君） ちょっと詳細についてはわかりませんが、その程度しか記憶してませんけども、後日また届けたいと思います。

議長（副議長 久保 博義君） ほかにございませんか。

これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩します。再開は16時15分。

午後4時00分休憩

.....  
午後4時15分再開

議長（副議長 久保 博義君） それでは再開します。

お諮りします。（発言する者あり）会議規則第9条の規定により、会議時間は午後5時までとなっておりますが、議事日程の進行上、同条第2項に規定によりあらかじめ会議時間を延長したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 異議なしと認めます。よって本日の会議時間は延長することに決定いたしました。会議を続けます。

### 日程第35．議案第37号

議長（副議長 久保 博義君） 次に、日程第35、議案第37号平成18年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題として質疑を行います。

質疑ございませんか。（発言する者あり）8番。

議員（8番 西郡 均君） 答弁要りません。

簡易水道の施設負担金が1款1項1目で、負担金上げられてます。

減額が約、されて、半分になってるんですけども、当初と、どういうあれだったのか。常任委員会の中でも、計画と実際の負担金のやつの差について、御論議いただきたいと思います。

繰越金についてなんですけども、全額積立金になってます。一般会計で、元金、金利とも両方全部繰り出し金で充当してます。

それで、にもかかわらずここで繰り越すという意味が、私には理解できないんですけども、それが来年度予算を見ましたら、元金の半額を繰り出し金にするというような手当をしているようです。

それでそういう仕組みがどういうふうになったのか、ぜひ常任委員会の中でそこ辺を、変わった様子などについて御検討ちょうか、御理解を深めていただきたいと思います。委員長に質疑をいたします。

以上です。

議長（副議長 久保 博義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

### 日程第36．議案第38号

議長（副議長 久保 博義君） 次に、日程第36、議案第38号平成18年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。9番、淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） 9番です。6ページの16節の原材料費の資材費が18万4,000円減額となっておりますが、少し内容を教えてください。

議長（副議長 久保 博義君） 課長。

健康増進課長兼健康温泉館長（大久保富隆君） 9番議員の淵野議員にお答えをいたします。

この原材料費18万4,000円の減額でございますけれども、この資材費につきましては、塩化ビニールのパイプだとか、張り紙だとか、ブロックだとか、施設管理に必要な部品を買って、あそこの温泉館の技術者が直接修理をすると、そういったものの原材料でございます。

以上でございます。

議長（副議長 久保 博義君） いいですか。

議員（9番 淵野けさ子君） はい。

議長（副議長 久保 博義君） 以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ございませんか。8番。

議員（8番 西郡 均君） 答弁要りません。3つほどお願いしたいんですが、1つは、歳出の一般管理費の中に、一般財源でみている職員2人分が入ってません。それで、本来は入れて、そして経費の総額を明らかにすべきだというふうに思います。私はこれをお荷物だと決して思ってます。市民の健康福祉に、増進に大いに役立つものだという同僚議員の指摘に賛同する者であります。

しかし、かかる経費についてはきちっとしてほしいというふうに思いますんで、その分について、常任委員会で御検討いただきたいというふうに思います。

2つ目は、これにつけてる8ページの調書であります。これはもともと前々年度末の現在高、あるいは昨年度末、そして現在高の見込みという調書の書き方がありますんで、それに沿って書いてほしかったというふうに思います。できるものなら差しかえていただきたい。

最後に、それにしても、利率の見直しでかなりの減額になってます。そのことについて、常任委員会でもう少し詳しく周知していただきたいと思います。

後は委員長に質疑をいたします。

議長（副議長 久保 博義君） ほかにございませんか。 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

#### 日程第37．議案第39号

議長（副議長 久保 博義君） 次に、日程第37、議案第39号平成18年度由布市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題として質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

#### 日程第38．議案第40号

議長（副議長 久保 博義君） 次に、日程第38、議案第40号平成18年度由布市水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題として質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第39、議案第41号

議長（副議長 久保 博義君） 次に、日程第39、議案第41号平成19年度由布市一般会計予算についてを議題として質疑を行います。

まず歳入について質疑を行います。

質疑の通告がありますので、通告順に順次、発言を許可します。まず1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 歳入全部ですかね。

議長（副議長 久保 博義君） 歳入です。

議員（1番 小林華弥子君） 歳入について全部。2件あります。

22ページ、14款1項7目商工使用料の中の1節観光施設使用料500万円、城ヶ原公園の使用料として、歳入に組み込まれていますが、指定管理者制度に移行して、仕様書の中では、使用料は指定管理者の収入とすることができるというふうになってるはずですが、一般会計の中に収入で500万円使用料とろうということはどういうことなのか説明をお願いします。

もう1件は、31ページの21款5項雑入の中の5目、その31ページの一番下です。商工観光課の雑入320万円上がっております。これの内訳をお願いします。

議長（副議長 久保 博義君） 課長。

商工観光課長（吉野 宗男君） 商工観光課長でございます。22ページの商工使用料500万円、城ヶ原農村公園の使用料ということでございますけども、議案第27号で、指定管理を行うための条例を提案させていただいておりますけども、この条例が御理解を得られなかった場合に（笑声）ちょっと発言が悪いかもしれませんが、もう4月1日から臨時職員を雇って、即予約等となりますので、その分の使用料という形で上げさせていただいております。

議長（副議長 久保 博義君） もう1点。

商工観光課長（吉野 宗男君） 32ページの雑入金、商工観光が320万6,000円の内訳でございますけども、指定管理に出しております国民宿舎由布山荘、これの納付金が320万円でございます。

それと城ヶ原農村公園の臨時職員を雇った場合の雇用保険料が6,000円上がっております。あわせて320万6,000円でございます。

議長（副議長 久保 博義君） 1番。

議員（1番 小林華弥子君） わかりました。じゃ否決してくれちゅうようなもんですね、これ。（笑声）可決されたら補正で落とすつもりなんですね。

商工観光課長（吉野 宗男君） そのとおりでございます。6月補正で全額落とさせていただきます。

議長（副議長 久保 博義君） 1番。

議員（1番 小林華弥子君） わかりました。ただ、国民宿舎の320万円の上納金、これ、私、前も指摘しましたけれども、これも大変に不公平を感じる上納金です。いろんな施設を指定管理者に出すのに、上納金を納めさせているのは国民宿舎の指定管理者からだけです。

こういうことをやって、一方では施設管理委託料500万円、払っというて、もう一方では320万円納めろというのと。

どっちもそんなに大してもうかってないんですよ。国民宿舎の会計見ますと、そんなに利益は上がっておりません。もうとんとん、あるいはマイナスを出しているところもあります。

そういうのを営業目的だからというような理由には全くなりません。これは大変不公平だと思います。この320万円の上納金、廃止する検討予定はありませんか。

議長（副議長 久保 博義君） 課長。

商工観光課長（吉野 宗男君） 現在のところ予定はございません。

平成21年の3月末までですか、契約期間がございませぬ。その契約期間中は、契約に基づいてということで、今のところ考えておりませぬ。

議長（副議長 久保 博義君） 1番、最後。

議員（1番 小林華弥子君） 後でほかの指定管理者に関する予算のことも触れますけれども、国民宿舎の指定管理者が320万円上納していると。加えて、ここの指定管理者が、施設の維持補修ですとか、いろんなことにお金を出してるんですよ。

今、平成17年の6月から、4月からですか、委託されてからこの指定管理者がどのぐらい、この施設、維持補修、あるいは上納金を含めて支出しているか御存じでしょうか。

議長（副議長 久保 博義君） 課長。

商工観光課長（吉野 宗男君） 17年の6月から18年の6月まで、一応修繕費ということで約793万4,577円という修繕をされているということでございます。失礼をいたしました。数字、若干違っておりました。申しわけございません。全額で986万3,540円かと思っております。

議員（1番 小林華弥子君） 3回目、いいですか。

議長（副議長 久保 博義君） 3回目。

議員（1番 小林華弥子君） 今まで983万円、1,000万円近くかけて、自腹で修理費を出してるんですこの指定管理者が。

これはいい悪いじゃなくて、大変市にとっても問題なのは、これ指定管理期間、4年間ですけ

れども、4年間が終わったときに、その指定管理者を見直そうとしたときに、もしほかの指定管理者に変えようとしたときに、今まで1,000万円つぎ込んで、修理費を出している指定管理者は、財産権を要求する可能性が十分あります。

前、川の駅のと看にも何かそのことが問題になって、指定を受けようとしていた団体が自腹で修繕費出していたと。

これ1,000万円もかけて、財産権を持たせてしまったときに、市の方としては、指定管理者を変更することもできないし、ましてやこの指定管理者は、国民宿舎の管理のために特別会計をつくってますけど、そのバランスシートにも、この1,000万円つぎ込んだ分を財産として計上してるんですね。

これは国民宿舎だけじゃなくて、道の駅何かも、もう自腹でどんどん修繕してますが、そういう自腹で修繕させてしまったときの財産権はどういうふうに考えてるんでしょうか。

議長（副議長 久保 博義君） 答弁は。

行財政改革室長（相馬 尊重君） 1番議員の御質問にお答えします。

川の駅については、まだ指定管理まで行ってませんので、私は存じ上げておりません。

ただ陣屋の村等につきましては、協定書の中で、修繕等において財産となるものについては、すべて市のものになるということで協定を結んでおります。

議長（副議長 久保 博義君） 課長。

総合政策課長（野上 安一君） 当時のことで、申しわけございませんが、当時、担当しております、湯布院の国民宿舎、道の駅、ゆふの丘プラザにつきましては、協定内容に財産権云々ということはちょっと記憶をしておりません。ただ、修理につきましては、この程度の資産、この程度の内容であるというふうなことで、修理費はもちろんかかりますよというふうなことでの公募をしてきたというような記憶がございます。

ですから、当然指定管理者っていうのは、修理があるという想定で、申請をしてきて、契約協定に至ったというふうな記憶があるようにしております。

それから360万円の上納金という言葉じゃなくて、これにつきましては、言葉は適切かどうか記憶しておりませんが、公募のそれぞれの申請をした団体の皆さんから、10社前後ございましたけど、金額は、その金額を納入したいという申し入れというふうに理解をしておりますので、私もこの金額を納めなさいというふうなことではなく、それを導入したいというふうに記憶しておるつもりでございますけど、まだはっきり確認を、協定書に見らしていただければというふうに思ってます。

以上です。

議長（副議長 久保 博義君） 次に、2番、高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） 歳入のところでは。

法人税の減収見込みについて、詳細がわかればお教えいただきたいと思います。

議長（副議長 久保 博義君） 課長。

税務課長（野中 正則君） 税務課長でございます。高橋議員の質問にお答えいたします。

法人税につきましては、実際、議員、御承知のように、法人税均等割と法人税割がございます。

均等割は、私どもの方で、予測はできるんですが、法人税割の方は予測ができません。

予算を立てるときに、実績、決算の実績、3カ年で見ます。16年、17年、一応見まして、18年度、18年の、昨年9月です。それとその前、17年度の9月の実績を比べます。

出したら、昨年の9月の実績が、17年の9月末の実績に比べて278万円、約300万円くらい法人税割が下がってるわけです。

でありますので、総体的に、予算を減というふうな見込みをしたわけでございます。

これは法人税割についても、これ、企業からの申告制になりますので、いかんせん、税務課の方じゃなかなか数字がつかみにくいということでございます。

以上でございます。

議長（副議長 久保 博義君） 2番。

議員（2番 高橋 義孝君） ありがとうございます。

均等割の方は予測がつくがということで、今、内容は承知しました。

実際に、企業の数がふえているのか減っているのか、その辺の実態がわかればそれをちょっと教えていただきたいのと、その企業立地を推進していこうというふうなことも取り組んでる中で、またそういった実績、非常に重要になってくるというふうに思いますので、その辺の傾向がどのようなものであるのかお教え願いたいと思います。

議長（副議長 久保 博義君） 課長。

税務課長（野中 正則君） お答えいたします。

実際、法人数は、由布市の場合、1,120社くらいでございます。1号法人から9号法人並びに社団法人を含めましてありますが、現時点で、ほとんど横這い状態です。

大手企業の中には、私どもちょっと情報持ち合わせておりませんが、例えばジャスコで例を見ますと、ジャスコは一時期、一昨年の2号法人だったんです。

昨年ですか、1号法人に変わっておりますが、連結決算ということで資本を集合して、企業が大きくなるという部分がございます。

ですから、今の時点、企業数については税務課の方としては、現状推移しているという状況でございます。

以上です。



議長（副議長 久保 博義君） 2番。

議員（2番 高橋 義孝君） ありがとうございます。

市長にちょっとお伺いしたいんですけども、企業を、企業立地を推進していこうと、もちろん地場企業の育成というのは欠かせない視点だというふうに、私は思うんですけども、だんだん地方の方で景気がいいというあれなんですけど、地方にまだ至ってませんので、今後その由布市内でなかなか仕事がないと、企業が流出していってしまうんじゃないかというふうに、私ちょっと危惧してるんです。

片やでは企業立地していこうというふうなことでやってますので、湯布院町の監査指摘の中には、必ずその地場企業の育成ということ、物品の購入であるとか、そういったことにはその観点だけは絶対忘れてはいけませんよっていうことを監査の指摘でされてます。

もちろんそれは公正な取引と、経費の節減というのは大前提なんですけども、やはりそういった地場企業の育成という観点をきっちり持って、こういった法人税の見込み何かも踏まえて、その辺を市長は今後、いかにお考えであるかちょっとお伺いしたいというふうに思います。

議長（副議長 久保 博義君） 市長。

市長（首藤 奉文君） もう極端に大きな差があれば別ですけども、通常であればできるだけ地場企業を優先的に利用するようにという指示をしております。

議長（副議長 久保 博義君） 以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ございませんか。

議員（8番 西郡 均君） 一言言わせてください。

議長（副議長 久保 博義君） 8番。

議員（8番 西郡 均君） 答弁は要りませんけども、気がついたことを言います。

表紙を見てください。表紙ちゅうか、予算書の本文なんですけども、一番下の行がはみ出とるんですけども、これなん気がつけばすぐわかることなのに、注意してほしいと。附則が蛇足になってるんです。言ってる意味はわかりますね。（1）の下です。

今回、去年指摘したことで、保険衛生の中で、環境衛生と、保険衛生分けていただいたということで、それは感謝申し上げます。

言ってることを理解していただいてよかったんですが、残念なのは職員数の人数を、ことし記載がなくて、冒頭、財政課から人数、ずっと書いた一覧表をいただいたんですけども、各課長が言う人数が皆違うちゅうことで、ちょっとそれには驚きました。

金額は一緒やのに、人数が違うなんちゅうことはあり得ん話なので、こういうことは起こらないようにしてほしいと思います。

それと同じように、去年の予算書では、庁用器具やいろんな工事費についても内訳がかなり書

いてましたけども、ことしは全く書いてません。細かいのが。

そのようにして、聞いていただいたこともあるけども、聞かなかったことがほとんど。特に欄が5ミリしかないです。これはもうどうしようもないと。何とかもとに、挟間町の7ミリより多く1センチにしてほしいちゅうお願いは今後も言い続けておきたいと思います。

款項目の数字については、湯布院の方がこれで慣れてるっていうんで、あえてもう私も言いません。

そのくらいですが、債務負担行為、11ページをごらんになってください。

言ってる意味はわかるんですけども、5,000万円×100分の10が、500万円以下と同じというイコールで結ばれています。

従来もこういう書き方をしとったんかしらんけども、こういうことがあるのかなというふうに感じました。

以下、細かいこと幾つかありますけれども、もうそれはあきらめます。

ただ言いたいことは一つ、最後の何だっけ、職員の給料表の調書、明細書です。こういうのであれなんですけども、依然として、行政職、公安職という言い方をまだ続けてます。去年の場合、公安職があったんで、それは仕方がないんですけども、例えば113ページを見てみますと（発言する者あり）ああ、そうか最後に言ええんか、これ。

議長（副議長 久保 博義君） ほかに質疑ございませんか。 なしと認めます。

これで歳入についての質疑を終わります。

これより歳出についての質疑を行います。まず1款議会費についての質疑を行います。質疑ございませんか。 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで1款議会費についての質疑を終わります。

次に、2款総務費について質疑を行います。質疑の通告がありますので、通告順に順次発言を許します。まず19番、吉村幸治君。

議員（19番 吉村 幸治君） 2款です。39ページの一番上の方ですけど、再チャレンジ定住促進事業90万円、団塊の世代が退職されて云々という説明があったんですけど、具体的な事業内容、これを教えてほしいと思います。

それからその下の21節の貸付金、地域総合整備資金、説明があったかと思いますが、再度詳しくお願いいたします。

それから40ページです。 え、あった、いいですか。40ページが工事請負費15節です。地域振興費の880万円、これの内容です。これをもう一回お願いいたします。

それから19節の負担金補助及び交付金ですけども、庄内定住促進事業等補助金495万円、これもひとつお願いいたします。51ページは……、もう3款ですね。

以上です。

議長（副議長 久保 博義君） 政策課長。

総合政策課長（野上 安一君） 吉村議員さんの御質問に御答弁いたします。

39ページの委託費の再チャレンジ定住促進事業につきましては、委託費で組ましていただいておりますが、佐藤議員からも御質問いただいておりますように、NPO団体に由布市の再チャレンジ事業につきましては委託をして、どういう団塊の世代の人がどういうことを希望しているんだろうと。どういう事業を予定されるんだろうかと。どういう年代の人たちがどのような希望して、どのような仕事につきたいんだ、つくのだろうといったことも含めて、再チャレンジの年代の人たちの事業活性化についてNPO団体に委託し、この事業を推進していきたいと。その基礎資料を、基礎調査を行ったみたいという形でございます。

まだNPO団体に、どの団体に委託するというようなことは決まっておりません。これから可決いただくならば、この事業を推進していきたいというふうに考えております。

同じく21の貸付金の件につきましては、地域総合整備資金、これは従来、ジャスコとか湯布院の場合は日野病院とか、こういう公的な事業に対してのふるさと事業の関係でございます。

事業の内容につきましては、福祉課長の方から。

済みません、資金的なことにつきましては、財政課長の方から、状況説明いたしまして、内容につきましては福祉の担当の方からという形で。

議長（副議長 久保 博義君） 財政課長。

財政課長（米野 啓治君） 吉村議員さんにお答えいたします。

地域総合整備資金でございますが、これはふるさと由布市資金と申しまして、貸付事業対象事業費の20%をふるさと融資といたしまして、由布市が無利子で貸し付けるものでございます。

その20%の原資は15年間で、事業者から由布市に返済され、20%に係る利子のうち75%が交付税で補てんされます。

その由布市が負担する分につきましては、残りの25%の利子分のみとなります。

以上でございます。

議長（副議長 久保 博義君） 課長。

福祉対策課長（立川 照夫君） 福祉対策課長であります。お尋ねの6,000万円の貸付金でございますが、庄内地区にあります佐藤医院さん、ここが29床の介護、地域密着型の介護老人施設を建設する、その分の貸付金、融資ということでございます。

議長（副議長 久保 博義君） 局長。

庄内振興局長（大久保眞一君） 40ページの地域振興費の工事請負費880万円でございますが、主なものは電源立地交付金で市道長湯庄内湯平線の舗装を予定しております。

それから、19節の負担金補助及び交付金でございますが、庄内定住促進事業補助金495万円は、これは旧庄内町時代に人口増加策として条例を定めておりました。平成13年の4月から平成16年の3月までに庄内町に転入をされた者に対しまして5年後に補助金を交付するというものでございます。1世帯について30万円、また単身、1人の場合は15万円ということで1世帯分が14件、それから単身転入者が5件の19件を計上しております。

議長（副議長 久保 博義君） いいですか。19番。

議員（19番 吉村 幸治君） 今の件ですけど、これは庄内町だけですかね。庄内地域だけ。

議長（副議長 久保 博義君） はい。

庄内振興局長（大久保眞一君） はい。そうです。もう既に13年の4月から16年の3月までに登録をしたもので、新たにこれ以上ふえるということはありません。今後平成20年でこの事業も全部が終了します。

なお、財源につきましては、定住促進基金を積み立ててその基金を充当いたしております。

議員（19番 吉村 幸治君） はい。わかりました。

議長（副議長 久保 博義君） 次に、17番、利光直人君。

議員（17番 利光 直人君） 47ページの選挙費ですが、5目の13節、ここの看板設置費が66万7,000円上がっております。

それから次の、その後の同じく9目の方に同じく13節ですが、節も13で委託料、同じです。ここに看板設置が333万7,000円と上がっておるんですが、参議院選挙も知事選も、結局設置箇所が挟間が以前69ぐらいあって、全部で3町で200近くあると思うんですが、片方がこれ66万7,000円で、一方はね参議院の方は300何ぼうでわかるんですけど、これ66万7,000円でほかの項目が上がってないんですが、あるのかなあと思ってちょっとお聞きしたいと思って。

議長（副議長 久保 博義君） はい。総務課長。17番。

議員（17番 利光 直人君） もう一つ、もうちょっとお待ちくださいね。

それから、48ページの次のその下ですけども、同じく2款の、2目の指定統計費のところですが、1の報酬ですね、これ工業統計調査員、就業構造基本調査員、商業統計調査員、住宅土地統計調査員、これの人選あたりはだれがしてるのか、いつごろするのか、人数は何人なのか。これあたりをちょっと教えていただきたいんです。

といいますのが、商工会で今挟間が商売してる方が396という数字が出てるんですけども、県連でも県にもようお願いをするんですけど、市が頼むのか県が頼むのかわからんですけど、調査員が適正でない商売をしていらっしゃるもんですから、組織率が各県下一円によって違うんですね。もう既に倒産されちゃうとことかもうないところとかがもう、挟間でも今上がってるので

約18カ所ぐらいあります。それでも数字で上がってきてます。その辺から比べると組織率がうち方今65.何ぼうあるんですけども、組織率の上限かなり幅が違うということで、この辺のことをちょっと何いっていつてるのかも含めてお答えを願いたいと思います。

それから、ここに上げて、今通告で上げてます82ページの分については、土木費が私の委員会の担当の方ですからこれはもうちょっとやめます。

以上、その点だけお願いしときます。

議長（副議長 久保 博義君） 総務課長。

総務課長（秋吉 洋一君） 総務課長でございます。利光議員さんの御質問に対して御回答申し上げます。

予算書の47ページでございます。看板設置料ということで66万7,000円計上いたしてございます。これにつきましては本議会で提案申し上げております一般会計の、平成18年度の一般会計補正予算（第8号）の中で、この知事・県議選挙が年度をまた越すもんですから……

議員（17番 利光 直人君） そういう意味か。

総務課長（秋吉 洋一君） 18年度と19年度とまた越すもんですから、このような小さな数字になってございます。

ちなみに箇所数については188カ所でございます。

参議院選挙についてはそのまま単年度でございますんで全額をここに計上いたしてございます。

以上でございます。

議員（17番 利光 直人君） それと……

議長（副議長 久保 博義君） はい。

議員（17番 利光 直人君） もう一つお願いあるんです。先ほど市長、この看板設置についての指名業者の件ですけどね、多分助役が指名委員長だと思うんですけども、前回合併前に我々初めての市長選、我々の選挙のときは大分の業者が落札をされてましたけども、先ほどどなたか、高橋議員が言われましたように、でき得ればやっぱりこういう看板設置もやっぱり地元の業者に……。こんな簡単ですから業者のそれぞれ資格の提出とかそういうのは要らんのですから、ぜひ地元をお願いしたいと。先ほど高橋議員が言われました、特に市長、助役にはお願いしたいと思います。

議長（副議長 久保 博義君） もう一個の答弁があったな。はい。

議員（17番 利光 直人君） それともう一つ。今さっきの。

議長（副議長 久保 博義君） はい。

総合政策課長（野上 安一君） 利光議員の質問にお答えいたします。

48ページの5項の統計調査費の指定統計の調査員の件でございますが、調査員の推薦につき

ましては市長が推薦をし県知事が任命するという形をとっております。これにつきましては各振興局の地域振興課にも御推薦等をいただきまして調査員の推薦をしてるところでございます。

基本的には調査員は市民の皆さんという形をとっておりますが、どうしても調査区の関係とかいう関係で市民の皆さんが見つからない場合は、市役所の職員を地公法上の許可・認可をいただいて実施してるところでございます。

それぞれの調査の時期につきましては指定統計でございますので全国一斉に実施されてますが、おおむね3カ月ぐらい前からその作業に入りまして、調査員の指定推薦を県に行い、県知事からの認定という形をとっております。基本的には市民の皆さんが調査員ということでございます。

議員（17番 利光 直人君） それぞれの人数とかわかりませんか。調査員の人数とか。

議長（副議長 久保 博義君） はい。課長。

議員（17番 利光 直人君） 金額もここ上がってるんですけども。

総合政策課長（野上 安一君） 調査員の任期等につきましては、それぞれ調査（「人数」と呼ぶ者あり） 人数を……。

議員（17番 利光 直人君） 一つの項目ずつの人数。これ例えば雇用統計についてはもう3人とか5人とかで3カ月くらいやるとかいう。

総合政策課長（野上 安一君） わかりました。ちょっと手元に持ち合わせておりませんので、申しわけございませんが後ほど資料をお渡ししたいと思います。

議長（副議長 久保 博義君） はい。

議員（17番 利光 直人君） 特に商業統計につきましては、市長が任命するに当たっては旧3町ですね。商工会の方に依頼をできたら、お金が欲しいんじゃないんです。本当のそういう事業登録統計がちゃんとなされているかっていう関係で、いつも我々も会議に出るんですけど、商工会の方にゆだねていただければうちの職員かうちからだれか出して、自営業者の方に回らした方がわかりやすいと思うんですね。よく一般の主婦の方にこれ回らして統計を怠っとるっちゃう例が県の会議でよく話が出るんです。だれに市が指名しちよるんかったら一般の主婦にやっぱ頼むんですね。ほいでやっぱあっこにこういう商売があるというのがはっきりこう出ないもんですから、ぜひその辺をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（副議長 久保 博義君） はい。

総合政策課長（野上 安一君） やっぱ調査員もさまざまなこうルールがございまして、利光議員の御意見もございましょうけど、逆にそれぞれそういう事実を知りたくないという商売の方も随分いらっしやいまして、関係する団体以外の人の方がという商店の方も非常に多いようでございますので、この辺は県の方とも相談しまして、関係商工会とも相談をしてみたいというふう

に思ってますが、調査員のルールっていうことで御理解をいただければと思います。

議員（17番 利光 直人君） はい。よろしくをお願いします。

議長（副議長 久保 博義君） 次に、7番、溝口泰章君。

議員（7番 溝口 泰章君） 7番です。先ほどの吉村議員のところとかぶっているところがあります。39ページ、2款1項6目20節は6,000万円のふるさと資金ですね。これ吉村議員に対する答弁に加えて、たしか18年度の予算で4,000万円っていうのが、きょう18年度の予算書持ってこなかったんで申しわけないんですけど、4,000万円っていうのが上がっていたと思うんですが、これとの関係をちょっと教えてください。

それと、40ページ、負補交のところ、これもちょっと重なるんですが、ここの部分での定住促進地域活力コミュニティ助成あたりが振興局の執行予算を意味して、権限を拡充するという市長のお考えも承りましたけれども、ここらあたりが今後具体的に膨らんでくるのかというふうなところをお聞かせ願いたいと思います。

議長（副議長 久保 博義君） 課長。

総合政策課長（野上 安一君） 溝口議員の御質問にお答えします。

まず最初に、地域振興費の件につきましてでございますが、40ページの総務管理費の中の地域振興費の関係部分が3振興局の、従来200万円ずつ組んでおりました600万円の予算が重点的に組まれてる。今年度はより振興局の力を発揮するというふうなことも含めて、すべての金額が負補交のみならず合理的に利用される方法でそれぞれの区分、節によって予算が組まれているという形でございます。

議長（副議長 久保 博義君） 課長。

福祉対策課長（立川 照夫君） 福祉対策課長でございます。先ほど4,000万円というのをたしか12月で予算化したかと思うんですが、これは空間整備事業ということで国の、国から来る補助金ということでございます。今回の分は貸付金ということでございますので。

議長（副議長 久保 博義君） 7番。

議員（7番 溝口 泰章君） その重複っていうのは全然問題はないわけですね。重複っていうか、2カ所からの資金援助をいただくっていうことに関しては何ら問題はないと。

議長（副議長 久保 博義君） 課長。

福祉対策課長（立川 照夫君） 多分ないとは思いますが、この貸し付けの方は、先ほど言いましたように政策局の方が担当しておりますので、そこのところがちょっと応援をいただければまたお願いしたいと思います。

議長（副議長 久保 博義君） 課長。

総合政策課長（野上 安一君） 対象事業につきまして、その佐藤医院の場合は補助事業の部分

と融資事業の分がございました。で補助事業の分を除いた部分の事業費について今回の対象事業という形をとらしていただいた。

ただ、同じ佐藤医院の関連事業の中には、例えばA・Bとかあります。Aの部分については先ほど福祉の方で福祉課長説明しましたその補助事業の方を活用していく。それを除いた部分の事業の対象事業という形を今回のふるさと融資の方は適用さしていただいております。

議長（副議長 久保 博義君） 次に、11番、二宮英俊君。

議員（11番 二宮 英俊君） はい。今の関連なんですけど、私は通告書の3つとも皆同じ質疑ありました。今の39ページの貸付金の方で、最初ジャスコとか日野病院とか言いよって、最終的には佐藤医院ということなんですけど、この6,000万円は佐藤医院さんだけの貸し付けなんでしょうか。

それと、これの条件として事業所、地域内において5人以上の新たな雇用が必要だということなんですけど、これによって何名ぐらいの雇用が発生するんでしょうか。

議長（副議長 久保 博義君） 課長。

総合政策課長（野上 安一君） 申しわけございません。これまで従来実施してきたこの事業の方で、例えばジャスコとか川崎医院とか日野病院さんとかが利用したということで、今回の金額につきましては、庄内地域の佐藤医院のみの事業費ということで説明させていただきます。

雇用の人数につきましてはかなりの人数と聞いておりますけど、ちょっと今手元に持ち合わせてございませんので後ほどまた報告させていただきます。（発言する者あり）

議長（副議長 久保 博義君） ありますか。（発言する者あり） いいですか。

次に、16番、田中真理子さん。

議員（16番 田中真理子君） それでは、35ページの2款1項13節の委託料についてお伺いします。

臨時嘱託職員の健康診断とありますが、何名ぐらいでどこの病院に皆さんかかっているのか。それぞれ個人なのか。そういうのを教えてください。

それと、37ページの2款1項5目の12節役務費の保険料が2,000万円あるんですけど、昨年度はまだ1,300万円ぐらいでことし700万円も上がってますので、それがなぜふえているのかということをお聞きします。

それと、40ページの2款1項9目の18節機械器具費の750万円、それについてお伺いします。

1点はもうだれか質問しておりましたのでいいです。その3点についてお願いします。

議長（副議長 久保 博義君） 総務課長。

総務課長（秋吉 洋一君） まず、35ページでございます。まず1点目の御質問に対して回答



申し上げます。

13節の臨時職員の健康診断についてでございますけども、男女合わせまして110名の予算を計上いたしてございます。病院の受診先につきましては、主に別府の鶴見病院、それから戸次の天心堂さん、その2カ所に健診ということでお願いしてございます。

議長（副議長 久保 博義君） 次。はい。

契約管理課長（長谷川澄男君） 契約管理課長です。田中議員の御質問にお答えします。

役務費の保険料2,061万2,000円、昨年に比較しましてかなり上がっているということでございますが、内訳につきましては、昨年と同様に建物の共済保険、それから公用車の自動車の共済保険、それから車検等に伴いますところの自賠責保険でございますが、今回ふえております原因となっておりますのは森林共済掛金、この分が、これ毎年じゃないんですが、ちょうど19年度期間が切れるということで契約、保険期間5年でございますが、その分が636万9,000円ということで前年対比よりも多くなった原因となっております。

以上です。

議長（副議長 久保 博義君） はい。

挾間振興局長（後藤 巧君） 挾間振興局長です。40ページの地域振興費の備品購入費、機械器具費の750万円の件でございますが、一応これにつきましては電源立地並びに石油備蓄の交付金を用いまして、消防の小型ポンプの積載車、軽四でございますが3台購入の予定でございます。

議長（副議長 久保 博義君） 16番。

議員（16番 田中真理子君） 臨時嘱託職員の健康、もちろん業者の方で守らなきゃいけないんだと思いますが、これもうほとんど義務づけられてるんですかね。

議長（副議長 久保 博義君） 総務課長。

総務課長（秋吉 洋一君） はい。法によって義務づけられております。

議長（副議長 久保 博義君） 16番。

議員（16番 田中真理子君） それと済みません。さっきの保険料ですけど、631万7,000円。それもう一回、人員と言ったのか、ちょっとわかりしなかった。森林ですか。（発言する者あり）森林。はい。わかりました。はい。

議長（副議長 久保 博義君） いいですか。

議員（16番 田中真理子君） はい。いいです。

議長（副議長 久保 博義君） 次に、2番、高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） 2番、高橋です。まず最初に、38ページの15節工事請負費200万円の詳細を教えてください。

続きまして、39ページ、19負補交の自治区活動補助150万円、昨年より30万円ほど減額になっていますが内容と対象について教えてください。

続きまして、41ページの1節報酬の中の青少年問題協議会委員、それとその下の19負補交の自治区防犯灯設置補助金50万円。これも前年より10万円ほど減額になっているようですが内容について教えてください。

議長（副議長 久保 博義君） はい。

契約管理課長（長谷川澄男君） それでは高橋議員の御質問にお答えします。

38ページの15節工事請負費200万円は何かということですが、これにつきましては湯布院の乙丸温泉館の温泉の掘削工事でございます。

この温泉につきましては、45年に掘削しておりましてずっと今日に至っております。約37年が経過しまして、お湯を上げる管ですね、揚湯管がさびてまいりまして、その管に地下水が流れ込んどるということで現在かなり温度が下がっております。約40度Cぐらい、40度しかないというふうに聞いております。このようなことからこのたび温泉掘削の工事を工事請負費で計上しお願い申し上げてるところでございますが、実は地元自治区に工事をお願いする委託料で予算計上すべきところでしたが、ちょっと手違いございまして、今15節の工事請負費に計上されております。このため6月の議会で工事請負から委託料に組みかえの予算案をお願い申し上げますのでよろしくお願ひしたいと思います。

議長（副議長 久保 博義君） はい。

総合政策課長（野上 安一君） 39ページの19の負担金補助交付金につきましては、進めております由布コミュニティ地域の底力再生事業という分でございます。今回市内に6地区、原則として湯布院地域に2カ所、庄内地域に2カ所、挾間地域に2カ所の公募を行いまして、この地域に地域コミュニティ事業をさらに進めていきたいということで、1地区あたり25万円という予定をしております。

以上です。

議長（副議長 久保 博義君） 総務課長。

総務課長（秋吉 洋一君） 総務課長でございます。高橋議員さんの御質問に対して御回答申し上げます。

41ページでございます。11目の1の報酬でございます。青少年問題協議会の委員ということでございますけども、この協議会につきましては、恐らく高橋議員さん御質問は、この議会選出ということで高橋議員さんがこの問題協議会の委員になりながらまだ開会の、開催されたことが一度もないなということからこういう御質問があったんだろうかなあというふうに（笑声）勝手に御推測いたしてございますけども、実は今現在、まだ組織自体が立ち上げがおくれておりま

して、今年度内に人選を済まして、年度が変わりましてから早急に協議会を立ち上げて、この設置目的に沿って取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、大変申しわけございませんけれどもよろしく御理解をいただきたいと思えます。

それから、済みません。同じく41ページの19節でございます。自治区防犯灯の設置補助金ということでございますけれども、これにつきましては設置に関する補助規則が定めておりまして、ちょっと簡単に御説明申し上げますと、設置を新規につくった場合に1本につき2万円の助成をする。

それから、木柱 今少なくなっておりますけれども木柱の場合は1本3,000円を支給すると。そういう内容の規則でございます。

今回の50万円の予算をお願いしてございますけれども、昨年は60万円組みながらなかなか交付金の申請が件数が少なかったということで、ことしは10万円減額して50万円をお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（副議長 久保 博義君） 2番。

議員（2番 高橋 義孝君） はい。ありがとうございます。

まず、15節の乙丸温泉館の掘削の分ですね。今課長言われましたとおり、昨年、冬の寒いシーズンになるとかなり温度が下がりがちで、区の方でも泉源設備の維持、補習、清掃等を費用かけて行いましたけど、なかなか安定供給ができないという状況でありますので早目の対応をお願いしたいというふうに思えます。

続きまして、自治区活動補助、由布コミュニティ、ことしまた6地区ということで予定されますね。はい。また積極的に、積極的な地域がまたふえていただくことをお願いします。積極的な広報をしていただいて取り組んでいただきたいというふうに思えます。

それと、青少年問題協議会は課長が代弁していただきましてありがとうございます。早く取り組んでください。よろしく願いいたします。

それと、最後の防犯灯設置補助について申請が少なかったということなんですけど、ちょっと広報が足りてないんじゃないかなというふうな感じがするんですが、その辺どのように把握されてますか。

議長（副議長 久保 博義君） 総務課長。

総務課長（秋吉 洋一君） 毎年年度初めに自治委員会議を開催してございます。この席上でこういう自治区に対する補助、規則等々を自治委員さんに御説明申し上げ周知図っているところでございますけれども、本年度も4月、あとちょっとでもう4月、新年度迎えます。新しい自治委員さんが一堂に会した自治委員会議が開催されますので、またその席上において周知を徹底を図りた

いというふうに考えております。

議長（副議長 久保 博義君） 以上で、通告による質疑を終わります。ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 質疑なしと認めます。これで2款総務費についての質疑を終わります。

ここで暫時休憩します。再開は5時20分。

午後5時13分休憩

.....  
午後5時20分再開

議長（副議長 久保 博義君） 再開します。

吉村議員さんから18時で早退という願い出ております。（笑声）途中退席するかわかりませんので許可いたしております。よろしく申し上げます。

次に、3款民生費について質疑を行います。

質疑の通告がありましたので、通告順に発言を許します。

まず、24番、山村博司君。

議員（24番 山村 博司君） ちょっと私が勘違いしておりまして、私の委員会ですからもう削除してください。

議長（副議長 久保 博義君） 次に、19番、吉村幸治君。

議員（19番 吉村 幸治君） 退席するのに申しわけないんですが、64ページですかね、（「51じゃ」と呼ぶ者あり）4款 3款ですかね今のは。（発言する者あり）失礼しました。（笑声）51ページですね。51ページ。51ページの委託料、地域活動支援センター事業599万3,000円、さくら会となんかそういう説明受けたんですけど、ちょっともうちょっと詳しく説明をお願いします。どういう活動をしておるのかですね。それも含めて。

議長（副議長 久保 博義君） はい。

福祉対策課長（立川 照夫君） 福祉対策課長でございます。お尋ねの地域活動支援センター事業ということでございますけども小規模、庄内にあります小規模作業所さくら会に出す補助金でございます。運営費といたしまして一月当たりが3万4,430円、10名の方が今ここに来ております。その経費が413万2,000円ということになります。

あと強化費ということで整備費、それと人員の確保事業ということで150万円の予算が出ております。合計563万2,000円であります。

あとファンタジアというところがデイサービス事業をしてございます。それに対する補助が

36万1,000円あります。

以上です。

議員（19番 吉村 幸治君） なんか生産かなんかしてるんですか。内容。

福祉対策課長（立川 照夫君） はい。作業所につきましては作業っていいですか、生産をして  
ございます。（笑声）（発言する者あり）花とか園芸ですね。そういうものが主にございます。

議長（副議長 久保 博義君） 19番、いいですか。

議員（19番 吉村 幸治君） はい。

議長（副議長 久保 博義君） 次に、1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 同じところですけども、そのさくら会への補助金がこれ委託料  
で出てるんですね。

それと、その下の19節の負補交の小規模通所支援事業補助金、これ湯布院のシャロームの方  
で、同じような小規模作業所に対する補助金を、片っぽうは委託料で出してもう一つは補助金  
で出していると。で補助金で出してる方は補助規定みたいなものがあるってそれに沿って出してるの  
かどうかというのと、それぞれ同じような作業所にどうして違う費目で出しているのか教えてく  
ださい。

議長（副議長 久保 博義君） 課長。

福祉対策課長（立川 照夫君） お尋ねの件でございますけども、湯布院のシャローム出してる  
330万円、これにつきましてはもう定額の補助ということでございます。

先ほど言いましたようにさくら会につきましては、地域活動支援センター事業ということで出  
しております。どこが違うのかといいますと、さくら会は事業を始めてから5年以上たっている  
ということでありまして。それでセンター事業の方に乗ると。で、シャロームの方はまだ3年、た  
しか3年だと思えます。まだたっておりませんので……18年度で3年目ですね。で5年たちま  
すとこの上の地域活動支援センター事業の方に乗ります。現在のところは単独、定額の補助とい  
うことでやっておるということでもあります。

議長（副議長 久保 博義君） 1番。

議員（1番 小林華弥子君） それは何ですか。由布市の独自のそういう補助規定に従ったもん  
なんですか。その5年以上たてばその事業っていうのはどこの事業に乗るか、それからそれに  
乗らない5年未満のシャロームの方のやつは、市のだか県のだかわかりませんが、それに乗ら  
ないから市単費で補助をしていると。

福祉対策課長（立川 照夫君） いえ。

議員（1番 小林華弥子君） 単費じゃない。

福祉対策課長（立川 照夫君） はい。

議員（１番 小林華弥子君） じゃあその補助規定みたいなのは、どこの補助規定に従っているんですか。

議長（副議長 久保 博義君） 課長。

福祉対策課長（立川 照夫君） シャロームの方の小規模作業所は県の補助であります。

議員（１番 小林華弥子君） 県。

福祉対策課長（立川 照夫君） で片一方のさくら会の方につきましては、地域活動支援事業のメニュー事業ということで、自立支援法の中のメニュー事業ということであります。

議員（１番 小林華弥子君） わかりました。

議長（副議長 久保 博義君） 次に、９番、淵野けさ子さん。

議員（９番 淵野けさ子君） ９番です。５０ページの３款民生費の１項３目８節の障害者福祉２，７００名に対する商品券なんですけど、以前も同僚議員が一般質問の中で言われてましたが、３町によって商品券の使い方が、扱い方が違うということで不便を感じてるというような発言がありました。藤柴議員も きょうはお見えになっていませんけども、やはり使い勝手が不便だということでお聞きしているということも私も聞いたことがありますし、私も障害者の方からお電話いただきまして、いろいろお話を伺いましたところが、これが商品券じゃなくて現金でできないだろうかということだったんです。なぜかというやはり障害者、やっぱり病院に行く回数が多いので商品券よりも現金の方がありがたいという、いただいて申しわけないんですけどもどうしても商品券でないと悪いんでしょうかというようなことがあるんですけど、これはもう変えられないんですかね。１点。

議長（副議長 久保 博義君） 課長。

福祉対策課長（立川 照夫君） 福祉対策課長でございます。合併前は現金で配ったところがたしか湯布院と（発言する者あり） それで、どうしても現金を差し上げますとまごの小遣いになってしまうと。そういうことで、どうしても商品券かなんか使って、由布市内で使っていただきたいということで商工会とお話をいたしまして、何かうまい道はないかということで話し合ったところ商品券にしてくれないだろうかと、そうすると地元の商店に落ちるとということで、経済の活性化につながるのではないかとということでこういうふうにいたしました。

こうした、１８年度が初年度だったんですが、余り苦情のものは来なくて、苦情のが来るのはなんとかおつりを何とかしてくれないかというようなことがありました。あとは大変いい制度でありますというお褒めの電話をいただいております。

以上でございます。

議長（副議長 久保 博義君） ９番。

議員（９番 淵野けさ子君） 苦情……いただくものはありがたいんですが、できればそういっ

の方が使い勝手がいいということで、自立支援法とかもありまして、やはり病院に障害者の方は通うことも突発的にあるかと思えます。確かにお孫さんの、例えば何かに消えるっっちゃうことも、そりゃあその人の使い道ですけども、できましたら商品券もわかるんですが、地域活性化のためにわかるんですけども、あと報償費 記念品とかほかの市の記念品とか、それから報償費とか、そういうものを商品券に充てるっていうのも、健常者の方に特にそういうのはわかるんですけど、できましたら障害者の方に対してはことしは商品券を用意してるのかもしれませんが、今後できれば現金という声もありますので、考慮していただければありがたいと思います。

次に行きます。いい。 53ページです。53ページの3款民生費1項6目の19節負補交、社会福祉法人による減免措置補助金ってあるんですけども、減免措置をなさっているその社会福祉法人ってどこを指しているのでしょうか。お願いします。

議長（副議長 久保 博義君） 課長。

保険課長（佐藤 純史君） 淵野議員にお答えいたします。

現在、由布市におきましては対象者が4カ所ございます。しかし、該当してるのは2カ所のお金を、助成をしてるという状況があります。名前を申し上げますと愛泉会、愛泉会ですね。それから、社協の庄内、社協の湯布院、一志会の4カ所に出しております。

以上です。

議長（副議長 久保 博義君） 9番。

議員（9番 淵野けさ子君） ありがとうございます。

次ですが、55ページの2項3目20節扶助費の寡婦医療の助成金51名分200万円とあるんですが、これはちょっと物議を醸したことがあるんですが、これ合併して寡婦医療は挾間町だけだったということで、これは補助を打ち切りみたいな話が一時あって、ちょっと対象者の方からいろんな苦情っていうかお願いっていうかあれもあつたんですが、（発言する者あり）上がっているんですけどこれもうずっとあるんですかね。19年度も20年度もずっと。

議長（副議長 久保 博義君） 課長。

福祉対策課長（立川 照夫君） これは条例事項でありますので続きます。

議長（副議長 久保 博義君） 9番。

議員（9番 淵野けさ子君） じゃあ一時これが中止になるから昨年の9月までとかいう話だった、お聞きしてたんですが、じゃあこれはもうちゃんと条例にあるので未来、未来永劫といいいますか（笑声）ずっといただけるっていうことで安心して、これはいい方で多分喜ぶと思いますが、非常にちょっと、もしかして切られるんじゃないかっていうことで心配されていたので、これはちょっと朗報かなっというふうに思いましたのでお聞きしました。

議長（副議長 久保 博義君） いいですか。

議員（ 9 番 淵野けさ子君 ） 以上です。

議長（副議長 久保 博義君） 以上で、通告による質疑を終わります。ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 質疑なしと認めます。これで 3 款民生費についての質疑を終わります。

次に、4 款衛生費について質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

19 番、吉村幸治君。

議員（19 番 吉村 幸治君） 64 ページですね、食育推進計画策定委員、報酬ですね。どう  
いう方々を予定されておられるのかということと、食育推進法というのが施行されて由布市の食育の  
あり方の検討するということなんでしょうが、ちょっと内容をもう少し詳しくお願いいたします。

議長（副議長 久保 博義君） 課長。

健康増進課長兼健康温泉館長（大久保富隆君） 吉村議員にお答えをいたします。

食育推進計画策定委員でございますが、作業部会といたしまして 15 名ほど予定をしております。  
役職といたしましては自治委員さん、健康リーダーさん、母子保健推進委員さん、食生活改  
善推進委員さん、国保被保険者の代表の方、歯科医師の方、そして医者の方、栄養士、歯科衛生  
士、PTA、高齢者 高齢者の代表、で民生委員の代表。こういった方々に作業部会に入って  
議論をしていただきたい。この中で食育推進計画と母子保健推進計画あわせて策定をしたいと思  
っております。

以上でございます。

議長（副議長 久保 博義君） 以上で、通告による質疑を終わります。ほかに質疑ございませ  
んか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 質疑なしと認めます。これで 4 款衛生費の質疑を終わります。

次に、5 款労働費について質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

1 番、小林華弥子さん。

議員（1 番 小林華弥子君） 71 ページの一番上です。労働諸費。先ほど言ったのとかぶりま  
すが、施設等維持管理委託料 433 万 8,000 円、これそのシルバー人材センターに指定管理  
に出した上で施設の委託管理を出すということで、大変これ問題だというのをさっき指摘させて  
いただきました。委員会でしっかり議論していただきたいんですけども、重ねて確認の意味で質



問したいんですが、先ほどの議案に出されている詳細な収支計画書見ますと、この予算で組まれている433万8,000円を何に使うかというのを見ますと人件費なんですよ。さっき総務部長が言われてましたけども、施設管理者を雇うということで所長と臨時の人を1人雇う予定になっているようですが、それと別にシルバー人材センターの収支予算書を見ると、そこにも人件費がきちんと組まれております。さっき総務部長の説明では、その人材センターの所長とセンターを管理する人、今まで兼務してたって言われてたんですが、これ今後その指定管理者に出したときに兼務させるんだったら、要はなんか人件費の二重取りみたいな形になっちゃうんじゃないかなと思うんですね。そこら辺がどうなっているのかははっきりさせていただきたいということ。

と、やっぱり重ねて申し上げますけれども、こういう施設管理委託料を出し、さらに運転貸付金も出しさらに補助金まで出している。一方では修繕費も出さず上納金も納めさせみたいな、これやっぱり不公平だと思うんですけど、ここは市長率直にですね、これやっぱり不公平な部分があるんじゃないかなと思いませんか。

議長（副議長 久保 博義君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 指定管理のときの約束事ということがあると思います。そういうことで、いろんな形から見れば、表面だけ見るとそういうふうになると思いますけれども、もう少し中身を私もじっくり調べてみたいと思います。

議員（1番 小林華弥子君） 人件費。

議長（副議長 久保 博義君） 総務部長。

総務部長（二ノ宮健治君） 総務部長です。1番議員にお答えします。

ここにありますように施設等維持管理費というのは、高齢者就業支援センターの委託料です。そして、人件費につきましては所長が一人おりまして、高齢者就業支援センターの方に女性事務員が1名います。それともうシルバー人材センター自体には女性1名の補助金が出てます。でもこれは全然別の組織でありまして、先ほど言いましたように所長につきましては給料の二重取りじゃなくて事務を、高齢者就業支援センターの方から出しながらシルバー人材センターの仕事も今してるということで、決して二重取りではございません。

議長（副議長 久保 博義君） 1番。

議員（1番 小林華弥子君） 同じ人がやってるってことですよ。人は一緒、1人の人が、センターの所長としてのこととシルバー人材センターの所長の二つの仕事をしてるからそれぞれ人件費出してるって解釈ですか。

議長（副議長 久保 博義君） 総務部長。

総務部長（二ノ宮健治君） 先ほども言いましたように、1人の人が高齢者就業支援センターの所長とシルバー人材センターの事務局もしてます。金の方は高齢者就業支援センターの方から出

しています。

議長（副議長 久保 博義君） 1 番。

議員（1 番 小林華弥子君） 高齢者支援センターの方だけじゃなくて、シルバー人材センターの収支予算書にも別にちゃんと、違う額で人件費組まれてるんですよ。

いいです。委員会の方の審議できちっと付託をしたいと思います。

それから、市長さっき言われましたけど、指定管理者制度、合併前の旧湯布院町からいろいろ指定管理者制度導入し始めていて、この1年半も次々とやっていって、その時間の経過によってそのときどきで指定管理者の中身が違ってきてるっていう状況があると思うんです。そこら辺やっぱりもう一遍洗い直してきちんと整合性つけるように。これ要望ですけどもお願いをしたいと思います。答弁は結構です。

議長（副議長 久保 博義君） 以上で、通告順の質疑を終わります。ほかに質疑ございませんか。7 番。

議員（7 番 溝口 泰章君） 今の1 番議員の委員会でしっかり審議せよというところでちょっと気になりましたんですが、5 款労働費で私たちの文教厚生委員会がこのシルバー人材センターについて、指定管理に関する審議をしなきゃいけないんですが、この辺どういうふうに理解すればいいのかちょっと皆さん。だれかわかる方答えてください。（発言する者あり）

議長（副議長 久保 博義君） 総務部長。

総務部長（二ノ宮健治君） この高齢者就業支援センターとシルバー人材センターについては同じ事務所の中にあります。高齢者就業支援センターの事業で高齢者の就業支援ということで労働費の方に組んでます。だから目的はこの労働費でいいと思います。だから……（発言する者あり）だから、とらえ方は福祉的なとらえ方なんですけど、高齢者の就業支援ですから、その辺は（「猫の目みたいやね」と呼ぶ者あり）中で諮ってください。（発言する者あり）（「労働費は」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

議長（副議長 久保 博義君） 労働費は商工課ですね。商工でしょう。（「商工」と呼ぶ者あり）うん。じゃけど、あれからいくとはその文民の方になるんじゃないですか。（「機能はいいですか」と呼ぶ者あり）予算でとるかそっちでとるかでしょう。（「やります」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）それは後で委員長同士で相談してください。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 質疑なしと認めます。これで5 款労働費についての質疑を終わります。

次に、6 款農林水産業費について質疑を行います。

質疑の通告がありますので、通告順に順次発言を許します。

まず、24番、山村博司君。

議員（24番 山村 博司君） 歳出の74ページの1目農業費の中の19節負担金補助交付金の中の中山間地直接支払い交付金2億4,872万5,000円、この件について3点ほどお尋ねをします。

1点は、説明によりますと44地区ということに、たしか4地区ふえたんじゃないかと思うんですが、そのふえた地区の名前をお尋ねします。

2点目は、このふえた地区が行政の指導でふえたのか、それとも自治区の方から申し出があつてふえたのかお尋ねします。

3点目は、要望ですが、市長もおられますけども、中山間地直接支払い制度で850万円の18年度に過払いが出ました。職員も慣れなかったということで、農家も非常にとまどったということで、非常に農家にとっては米価の低迷、高齢化、担い手不足等非常に厳しい問題があつて、一番農家にとっては収入源ということで、公民館をよくしたり農道をよくしたり水路をよくしたり、非常に農家にとっては大変助かる交付金じゃないかと思うんですが、昨年ああいうような事故が発生しましたので、ぜひとも体制を十分強化されまして、二度とこのような事故のないようをお願いをしたいと思います。

以上です。

あとは答弁をお願いします。 それと、もう一点ちょっと……済みません。同じページですが、74ページの農業費の負担金補助交付金の中の900万円、これが集落営農組織育成対策事業補助金、これが庄内で2地区、挟間で1地区となっておりますが、恐らく私のこれは勘ですが、法人化して機械の共同利用というような面じゃないかと思うんですが、その3地区の具体的な、代表的なところでも結構ですから内容がわかればお尋ねをしたい。

以上です。

議長（副議長 久保 博義君） 農政課長。

農政課長（平野 直人君） まず、中山間地域の直接支払い制度のふえた箇所ですが、これは下武宮、それから個人ですか、個人協定をしてる方が1名あります。それから、挟間地域の七蔵司地区で計4つでございます。このほかに予定されてるものが湯平地区で幸野地区が19年度新規に向けて今話し合いを進めてまいっております。でありますんで1地区ふえるということになるかと思えます。

それから、集落営農の育成対策事業の補助金でございますが、これは法人あるいは集落営農を立ち上げてる集落がふえて今きておるわけでございまして、一応庄内地域に2カ所、挟間地域に1カ所ということでございまして、これは集落営農をするためにそこでやっぱり一定のものを結

集しなければいけません。どの地域ということに今限定はしておりません。農機具あるいは農機具の格納庫と、いろいろその要望地が出てきております。精査をする中でこれは定めてまいりたいというふうに思っております。

今、挟間地域が1地区、庄内2地区と言いましたのは、非常に御熱心に取り組まれてる地域がそこあるわけございまして、可能な限り6月補正に向けて、県の枠があればいただいて帰って、集落営農をしっかりとものに育て上げていきたいというふうに考えているところでございます。

議長（副議長 久保 博義君） 次に、19番、吉村幸治君。

議員（19番 吉村 幸治君） 通告をしておりましたけども、あと個人的に精査いたしますので、この場での質問は取り下げさせていただきます。

議長（副議長 久保 博義君） 次に、1番、小林華弥子君。

議員（1番 小林華弥子君） 2点です。73ページ、11節需用費の中の修繕費、先日の説明では陣屋の村への火災報知機の修繕費だというふうに言われました。552万円。

また同じようなこと言いますが、指定管理者で出した後にこうやって火災報知機552万円の修繕費出すと。協定書の中では大規模な修繕以外は指定管理者が請け負うという約束になっていたはずだと思います。552万円の火災報知機の修繕費が大規模だと考えているのかどうか。もしいるとしても、この間指定管理者の指定を出したときに、今後4年間の収支計算書を予定表を出して、その中身を審査した上でこれを指定したはずだと思います。そのときに、もうこんなにも早くこういう修繕費が必要だなんてこと一言もなかったですし、もし出すのであれば今の施設のままでいいのかどうかという部分確認しておけと言ったはずですよ。それなのにもうこうやって552万円今度は火災報知機が壊れたから出してくれつつ出すのはちょっとおかしいんじゃないかというふうに思いますが、そこら辺いかがでしょうか。

もう1点、74ページの下の方から、負補交の下から三つ目、これも陣屋の村なんですけど事業補助金15万3,000円、これだれに補助を出すのか。陣屋の村財団はもう解散されていますけれども、この補助対象者はだれでしょうか。

以上、2点お願いします。

議長（副議長 久保 博義君） はい。

農政課長（平野 直人君） まず最初に、修繕費の552万円の件でございますが、これは陣屋の村の火災報知機だけではなくして、庄内地域の加工センター、かぐらちゃや、構造改善センターという3カ所……4カ所ですね。4カ所修理をするものでございます。

ちなみに、陣屋の村の火災報知機は220万円程度かかるわけですがけれども、これは今火災報知機がございません。消防署の方から指導を受けて義務づけられたものでありまして、それを設置をしなければいけないということでございまして、予算計上させていただいたものでござい

す。

次に、陣屋の村15万3,000円の補助金でございますが、これは挟間地域の小学校に対して土の子少年団4万5,000円、緑の少年団で10万8,000円を交流事業と、委託事業の中の一環として行う助成金でございます。

議長（副議長 久保 博義君） 1番。

議員（1番 小林華弥子君） もう今の説明聞いて絶対認められないことがわかりました。

火災報知機がついてないからつけなきゃいけないんだったら、なんで南九州スピードにつけさせないんですか。それが指定管理者の約束だったはずでしょう。で、220万円が大規模工事だと考えて市が出すんですか。それ大規模かどうか、220万円が大規模工事に当たるかどうかを教えてください。

それから、もう1件、今その小学校の交流事業は、それ中身わかりましたけど、この補助金受け取るのはだれですか。

議長（副議長 久保 博義君） 課長。

農政課長（平野 直人君） 後者の方からですが、市としてそういう教育関係のことで支出をするものでありまして、南九州スピードが受け取るものでございます。委託事業というらえ方で考えております。

それから、火災報知機の220万円につきましては、100万円以上という一つの概念があるわけでございますので、大規模という位置づけで予算を計上させていただいております。

議長（副議長 久保 博義君） 1番。

議員（1番 小林華弥子君） わかりました。その南九州スピードに事業委託の補助金15万3,000円出していると。それ当初の指定管理者選定のときの事業予算の中に組み込まれてないわけですよ。そういうことを出していると。

それから、100万円以上が大規模だという見解はこれは農政課だけですか、それとも由布市全体として100万円ぐらいの工事は大規模工事だと考えるんでしょうか。それいかがですか。

議長（副議長 久保 博義君） 総務部長。

総務部長（二ノ宮健治君） 1番議員にお答えします。

それぞれの施設ごとに協定っていいですか、契約を結んでます。その中で私が記憶してる範囲ではほとんど、市の財産ですから市がどのくらい以上のものを修繕費を持つかということがうたわれています。それで100万円が一つの線だと思ってます。100万円以上については市の負担、そして少額の分については指定管理者が持つという協定になっております。

議員（1番 小林華弥子君） わかりました。

議長（副議長 久保 博義君） 次に、7番、溝口泰章君。

議員（7番 溝口 泰章君） 7番です。77ページの林業費、2項林業費2目林業振興費の19節負補交ですけども、教えてください。間伐促進路網整備事業補助金と緊急間伐事業補助金ですが、この事業、両事業の終了予定年度と総予算額について教えてください。

議長（副議長 久保 博義君） 課長。

農政課長（平野 直人君） 7番議員にお答えをいたします。

この事業は19年度から始められまして23年、5年間を計画するものでございます。総事業費ということになりますと、一応これ県の方から支援事業として交付金をいただいてやるわけでございまして、年間2,300万円程度のものが入ってくるというふうに思っております。これはすべて森林組合に委託をしてやっていただく事業でございます。

議員（7番 溝口 泰章君） はい。わかりました。

議長（副議長 久保 博義君） いいですか。

次に、16番、田中真理子さん。

議員（16番 田中真理子君） それでは、6款2項2目19節の循環型施業の森林づくり誘導事業補助金。ちょっとその説明をお願いします。

議長（副議長 久保 博義君） 課長。

農政課長（平野 直人君） この件につきましては 16番議員にお答えいたします。

この事業につきましては本来事業、補助事業でやられてない36年以上のヒノキあるいは杉の間伐を行う事業で、これは県単で行うものでございます。県が2分の1、市が2分の1ということを出していくものでございます。

議長（副議長 久保 博義君） 以上で、通告による質疑を終わります。ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 質疑なしと認めます。これで6款農林水産業費についての質疑を終わります。

次に、7款商工費について質疑を行います。

質疑の通告がありますので、通告順に順次発言を許します。

まず、19番、吉村幸治君。

議員（19番 吉村 幸治君） 6款同様ちょっと時間が迫っておりますので（笑声）個人的に詳細にお尋ねしたいと思います。

あと10款も出しておりますけども、同じくそういう対応させてください。

議長（副議長 久保 博義君） 次に、1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 7款……7款、80ページの負補交一番下の観光協会補助金。先

日詳細な内訳を口頭で言っていただきました。5つの観光協会に出すということで、由布市の持っている観光協会と湯布院温泉観光協会、湯平温泉観光協会、塚原高原観光協会、庄内地域観光協会の5つに出すということなんですけども、昨年度の補助金額と比べると由布市の観光協会は満額そのまま同額出してるんですね。湯布院温泉の観光協会は昨年600万円だったのを500万円に減らして83%ぐらいなっていると。で塚原と庄内は95% 違う。湯平と庄内は95%ぐらい、5%減らしてて、塚原は同じように満額つけているということで、それぞれのその減今大変厳しいので補助金削減しなきゃいけないのわかるんですけど、それぞれの観光協会で削減率が違うという根拠を教えてください。

もう一つ同じ意味で、祭り事業補助金1,322万円、これもいろんな祭りのそれぞれの補助金が合わさってこの額なんですけど、一つ一つの祭りを見ると、これも削減の度合いが違います。そこら辺の根拠を教えてください。

議長（副議長 久保 博義君） 商工課長。

商工観光課長（吉野 宗男君） 商工観光課長です。小林議員さんの質問にお答えいたします。

観光協会補助金につきましては、行財政改革の一環の中で総体的に10%カットをさせていただいております。そういった中でそれぞれの協会の体力とかイベントの中身、そういったものを精査しながら総体的に合わせてきました。

それと、もう一つのお尋ねの祭り事業補助金でございますけども、非常に厳しい財政状況の中で、将来的には3地域一つずつの祭りをしていきたいというふうに考えております。

特に、この内訳でございますけども、内訳はよろしいですか。（「いいです」と呼ぶ者あり） 湯布院は基本的には盆地祭り、そして庄内が神楽祭り、そして挾間につきましてはきちよくれ祭りと。行政がもうほとんど大半を予算を出してるイベントにつきましては行財政改革の対象になってこようかと思えますし、そういった意味合いの中でそれぞれ3町一本化にしていきたいと。

それと、将来的に行政の枠組みが大きくなっていく中で、イベントもやはり地域がしっかりしてないとイベント自体も残ってきません。特に今回湯布院の祭り事業につきましては350万円というような形にして、いたしておりますけども、春祭りの実行委員会の皆さんがぜひとも継続をしたいというような申し出もございました。それにつきましては県の合併の周辺対策事業の町村部緊急支援枠っていうのがございまして、その事業をいただいて春祭りを実施しようかなというような考えを持っております。

以上でございます。

議長（副議長 久保 博義君） 1番。

議員（1番 小林華弥子君） ちょっと誤解ないようにしておきますが、私は削減パーセンテー

ジを統一しろって言うてるわけじゃあないんです。一律全部2割カットとかいうやり方、私はむしろ反対です。それぞれの補助団体の体力に見合った削減率があつていいと思うんです。

だから、今回も塚原は満額だし湯平と庄内は95%、で湯布院温泉については8割、その差はそれぞれの団体の体力の違いだというのは私、そういうふうに補助金をつけるべきだと思うんですけど、その説明をなんで湯布院温泉観光協会は8割減で塚原は100%なのかがわかるような説明を求めたいと思います。でそれは担当、そのそれぞれの団体にきちんと説明してほしいという要望です。

ただ1点だけ重ねて質疑したいのは、由布市の観光協会165万円つけていて、この由布市の観光協会って立ち上がっているんですかね。今、由布市の観光協会ってできてるんですか、もう。議長（副議長 久保 博義君） 課長。

商工観光課長（吉野 宗男君） 由布市の観光協会はまだ発足をいたしておりません。由布市観光宣伝事業協議会という形で発足いたしましたけども、皆さんの、それぞれの地区の皆さんの要望ございまして、由布市の観光協会に名称改めなさいってということで、今回の4月の総会で名称を切りかえたいというふうに思っております。

議長（副議長 久保 博義君） 1番。

議員（1番 小林華弥子君） まだきちっと立ち上がってなくて去年と同じ、むしろここを減らした方がいいんじゃないかなって私は個人的に思うんですけど、少なくとも由布市の観光協会が165万円去年も同じようについて、まだきちんと立ち上がってないとこの去年の165万円はどういうふうに使ったんでしょうか。

議長（副議長 久保 博義君） 課長。

商工観光課長（吉野 宗男君） 由布市の観光協会は、観光宣伝、マスコミ対応費、それと全国タウン誌の協賛事業費、それとJRプロモーションの企画協賛事業、それとキャンペーンレディの事業等入っておりますんで、キャンペーンレディにつきましては活動費とか研修費、制服等の経費が入っておりますんで、これを減らすと宣伝効果も、由布市全体の誘客の促進に向けた取り組みをしていかなければなりませんので、必要な予算かなというふうに思っております。

議長（副議長 久保 博義君） 以上で、通告による質疑を終わります。ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 質疑なしと認めます。これで7款商工費についての質疑を終わります。

次に、8款土木費について質疑を行います。

質疑の通告がありますので、通告順に順次発言を許します。



まず、1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 8款については3件。81ページの土木管理費、土木総務費の委託料の中の市道草刈り業務150万9,000円。去年270万円ぐらいつけてたのを大幅に減らしております。市道草刈り業務の委託料、去年の実績を教えてください。なんか自治区に補助金を出しているいろいろ公募してたようですけれども、去年270万円だったのを大幅に減らしているのでどういう実績だったのかということです。

それから、82ページですが、下の方の道路維持費の中の委託料で測量設計が600万円上がっています。その下に工事請負費が5,630万円上がっておりますが、これ以前にも指摘したと思うんですけれども、市内いろんな路線の分だと思うんですけれども、測量設計と工事請負費を同時に計上しているということについていかなものかなあというふうに思うんですが、そこら辺はどうなんでしょうか。

議長（副議長 久保 博義君） 課長。

建設課長（荻 孝良君） 建設課長です。お答え申し上げます。

まず、おわびを申し上げます。13節の市道草刈り業務ということになってございますが、これちょっと字の間違いで県道の草刈り業務でございます。で、県道の草刈り業務が25万3,000円、それから湯布院地区の大分川の河川切りの分が122万6,000円、これは県からの委託事業で、歳入として28ページに予算を計上しております。

それから、今小林議員が言われました市の草刈り業務の分については別な道路維持費の中で組んでおります。

それから、2点目の測量設計費と工事請負費が一緒になってるがということでございますが、これは道路維持管理に伴うものの単独費用ということで、各1地域当たりに測量設計一応200万円を予定しております。200万円掛け3地域ということです。

それから、工事請負費の5,630万円、これは通常の道路維持管理費でございます。

以上です。

議長（副議長 久保 博義君） 1番。

議員（1番 小林華弥子君） よくわかりました。ということは、市道草刈り業務補助金は、下の82ページの448万5,000円上げているっていうことはむしろ逆にふやしているということだ、ということですよ。実績がふえているのか。去年18年度の271万9,000円でどのぐらいの市道草刈り業務を委託したのかというのがわかれば教えてください。

それから、もう一つ、道路維持管理費での測量設計と工事請負費を計上したのはわかりました。じゃあその次の83ページの新設改良費、測量設計上がってます。8,180万円と工事請負費。これ委託料の方が7路線分で工事請負費は9路線分だというふうに説明がありましたけれども、

その7路線分について、新設改良費として同時に上げているという部分についてはどういふことでしょうか。

議長（副議長 久保 博義君） 課長。

建設課長（荻 孝良君） まず、新設改良費の分でございますが、主に測量設計費は平成20年度事業に実施するための測量設計が3路線です。それから残りの3路線については昨年度の補正予算で御説明申し上げましたが、実施設計までは本年度で終わりますけど、用地測量の分について次年度に回したいということで12月で減額補正をお願いしたもので、工事 3路線分については用地測量費でございます。

以上です。

議長（副議長 久保 博義君） はい。最後。

議員（1番 小林華弥子君） ちょっと私が聞いたかったことと違うんですが、最後の質問なのでもう一遍確認をします。

じゃあ平成20年度実施のための測量設計費を上げているのはわかります。同時に工事請負費が上がっているっていう。当初予算で同時に上がっているという。よっぽど緊急を要する場合でなければ先に測量設計上げた後工事額が大体わかって工事請負費、後から来るはずだと思うんですけど、なぜ同時なのかという部分と、市の草刈りの実績はわかりませんか。

議長（副議長 久保 博義君） 課長。

建設課長（荻 孝良君） 申しわけありません。市道の草刈りの分についてはちょっと今手元に資料持っておりませんので後ほど御報告申し上げます。

それから、工事請負費については先ほど申し上げましたように、18年度で実施設計を行ったものについて19年度で工事をするものを工事請負費として上げております。その中で重複する分といたしまして、先ほど申し上げましたように、用地測量が残ってる分については用地測量費として上げております。で残りの3路線の分については19年度に測量設計をして20年度分の工事費という形で予算化をしております。

議長（副議長 久保 博義君） 次に、11番、二宮英俊君。

議員（11番 二宮 英俊君） 84ページの都市計画総務の費の中のこれは13節の委託料、都市計画道路整備検討業務。これは、説明では湯布院と挾間の分という説明受けたんですけども、挾間の都市計画道路というのは国道、県道、そして市道を含む9路線を一応指定してるんですけども、業務検討ということは路線をこう見直して、不都合が生じればその路線を方向を変えるんでしょうか。

それともう一点が、今度は国道が国の直轄になったんですけども、この計画自体と何かこう変更等が出てくるんでしょうか。

議長（副議長 久保 博義君） 課長。

建設課長（荻 孝良君） 御説明申し上げます。

現在、湯布院地域の都市計画道路の設定そのものが昭和28年に設定されたものでございます。挟間地域の分については昭和52年に路線決定をされたものでございます。

したがいまして、かなり時間がたっておりますので、この路線を精査して、またそれぞれの地域の方々の意向調査といいますが、アンケート等を取りながら本当に必要なものかどうかという、今後今の財政状況の中で都市計画に本当に着手できるのかなということがございます。そういうものを調査して、きっちりきちとした形での見直しを、見直すべきところは見直す、継続するところは継続をするというふうな形を持っていきたいということで今回委託料としてお願いしております。

議長（副議長 久保 博義君） 11番。

議員（11番 二宮 英俊君） 旧町のときに、これと並行して県道があったんですけど あるんですけども、この路線があるばっかしの県に陳情に行って拡幅をという、これと両方並行にあるからどちらかしようとか、その辺が整合性がないぞっとこういうふうな話で、何ちゅうか県からは道路改良というのをさせていただいてない面がやっぱ出とるんですけども、それと先般の一般質問の中でもその路線を変更したのではないかとかいう話もちょっと出てきてるんで、その辺はしっかりしたもので見直してくれないと、中途半端なやり方したときに後々道路改良したりなんかする場合に、またなんか問題が起きるんじゃないかなと思うんで、そこはしっかりとお願いしたいと思います。

それと、国道の分は、直轄なればこっちの業務としての見直しというのもこちらの考えでできるんですか。国の方の直轄ですから、国が方向決めればもうそのとおりでいいんでしょうか。

議長（副議長 久保 博義君） 課長。

建設課長（荻 孝良君） 挟間地区の都市計画道路については路線決定をしておりますので、都市計画審議会にかけた上で変更をやらなければなりません。

したがいまして、それに基づくそういうものを一応精査しながら、今二宮議員が言われるように国道が昇格した、あるいは県道とのその整合性、そういうものを当時の路線決定をしたときと現在の状況がかなり変わってございます。そういうものをつぶさに洗い出して、その中で地域の方々に説明を申し上げながら、残すものは残す変更するものは変更するというような総合的な検討を行っていきたいということから今回委託をするものでございます。

議長（副議長 久保 博義君） 11番。

議員（11番 二宮 英俊君） そしたらもう最終的にはその都市計画審議会といいますが、そういうものに一応諮問をするということによろしいでしょうか。

議長（副議長 久保 博義君） 課長。

建設課長（荻 孝良君） まず、19年度である程度調査した段階で、またこれが20年度、21年度あたりまでずれ込んでくるかもわかりませんが、都市計画路線の見直し、廃止あるいは継続、このまま今の状態で継続すれば審議会にかけるとは必要はないかと思いますが、変更ということが生じてくれば都市計画審議会にお願いしなければならないというふうに思っております。

ただ、19年度の事業量としてはそこまではいけないというふうに思っております。

議長（副議長 久保 博義君） 次に、16番、田中真理子さん。

議員（16番 田中真理子君） 82ページの8款2項1目の7の賃金。これまた、作業員何名ですか。去年も3名と監護人と聞いているので、どれでしょうか。

それと、11節の需用費の修繕費、それと12の役務費の90万円、その他の手数料となっておりますその説明を。毎年90万円で同じですので、目的を同じに使っていると思いますが。

それと、83ページの8款2項2目の11節の需用費の消耗品と燃料費です。消耗品も昨年に比べ50万円くらい上がってます。燃料費が150万円くらいふえてますが、こういったことに使うのでしょうか、説明をお願いします。

議長（副議長 久保 博義君） 課長。

建設課長（荻 孝良君） お答え申し上げます。

まず、作業員の賃金でございますが、今挾間地域から3名の道路監護人さんを雇用しております。で、その方になるかどうかは別にいたしまして3名 道路監護人さんの3名分の賃金でございます。

それから、修繕料の300万円については、道路等もろもろの修繕料ということで、1地域当たり100万円と計算いたしまして300万円を予算計上しております。

それから、役務費のその他の手数料90万円、これも同じく、主に不動産、道路工事の中で障害物といいますか、樹木の移転とかいろんな形の不動産鑑定が生じてくる場合がございますので、場所は決まっておりますが各地域、これも一応30万円の3地域ということで90万円をお願いしております。

次のページの需用費の燃料と消耗品でございますが、ここの項目については国庫補助金事業で主に組んでおります。それに伴います事務費がついてきますので事務費の振り分けということで考えております。燃料費が上がった分ということでございますが、かなりあちこちに行く関係で燃料費がかさんでおりますので、なるだけ国庫補助事業の中から落としていきたいという思いからここに計上しております。

以上です。

議長（副議長 久保 博義君） 以上で、通告による質疑を終わります。ほかに質疑ございませ

んか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 質疑なしと認めます。これで8款土木費についての質疑を終わります。

ここで暫時休憩します。再開は18時25分。

午後6時20分休憩

.....  
午後6時26分再開

議長（副議長 久保 博義君） 再開します。

次に、9款消防費について質疑を行います。

質疑の通告がありますので、通告順に順次発言を許します。

まず、16番、田中真理子さん。

議員（16番 田中真理子君） お待たせしました。もう帰られたようですので、消防長よろしくをお願いします。 所長。

86ページの9款1項1目の18節の備品購入費の両方、庁用器具と機械器具の説明をお願いします。

それと、87ページの9款1項2目の旅費ですね。その費用弁償の出動手当等を説明を受けました。986万円の。どういう.....、わからんこともないんですがちょっと詳しくそのとこについてお聞きしたいんですが。費用弁償986万円。

議長（副議長 久保 博義君） 消防長。

消防長（二宮 幸人君） はい。消防長です。16番、田中議員にお答えいたします。

1日常備消防費18節備品購入費、これの庁用器具費と機械器具費の内訳について御説明をいたします。

庁用器具費601万8,000円の内訳でございますけども、新入職員4名の4月からの新入職員の被服費、これが181万2,000円、それから防火着、火災現場で着用します上下に分かれた防火着でございますけども、これ13着分234万円でございます。

それから、事務室のいす、エアコン、ガスコンロ、それから今消防本部の2階に会議室がございますけども、この会議室を消防署の事務室に衣がえをするということで一応80万円ほど予算計上しております。

それから、機械器具費でございますけども、呼吸器用の空気ポンベの予備を110万円、それから空気呼吸器1基60万円を計上してます。

以上でございます。

議長（副議長 久保 博義君） はい。

防災危機管理室長（浦田 政秀君） 防災危機管理室長でございます。87ページの旅費の費用弁償でございますが、これにつきましては消防団員の出動手当ということでございまして、内点検、春の防火デー、それから秋の防火デー、夏期訓練、初任者訓練、そういったところの出動手当でございます。

以上でございます。

議長（副議長 久保 博義君） 次に、2番、高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） あと10分ぐらいで終わると聞きまして元気が出ました。（笑声）10分ですね。はい。

88ページのまず18節備品購入費で私出してましたかね。その計画等についてお教えてください。

それと、次の4目災害対策費の中の1節報酬、防災会議委員、国民保護協議会委員、このメンバー並びに協議事項、開催の度合いなどわかれば教えてください。

議長（副議長 久保 博義君） はい。

防災危機管理室長（浦田 政秀君） 2番議員、高橋議員の質問にお答えいたします。

まず、消防施設費の計画でございますが、小型動力ポンプ積載車、消防車等の耐用年数を18年から20年と見まして更新整備計画を定めてございます。それによりまして地元からの要望による場合、それとか部品がもう欠品で修理ができない場合、それとか致命的な故障及び事故などにより原形に復旧できない場合、それとか修理費が膨大に要する場合に更新というふうなことを考えてございます。

それから、次の防災会議委員と国民保護会議の委員の役割ということでございますが、まず国民保護計画並びに地域防災計画を作成するときの審議する機関でございます。

それから、メンバーにつきましては両方とも整合性がございますので、国民保護の方の 国民保護法によりまして委員が定めています。

まず、当該区域を管轄する指定地方公共機関の職員、それから自衛隊に属する職員、それから都道府県の職員、市町村の助役、そういった方々がなっております。現在由布市では25名で構成しているところでございます。

以上でございます。

議長（副議長 久保 博義君） 2番。

議員（2番 高橋 義孝君） まず、消防設備の計画、ポンプ車等の計画は今のでわかりました。

そのほかに例えば消火栓であるとか、消火ボックス、そういった負補交の項目が今回上がってないんですね。補助金がですね。となっていて私ちょっと理解してるんですけども、そういった

ことが今まで年次予防として各自治区もしくは各部であるとか、そういったものから上がってきてないのかどうか。それを今年度はもう一切やる必要がないと思っているのかどうかですね。その辺も含めてちょっとお伺いしたいと思います。

議長（副議長 久保 博義君） はい。

防災危機管理室長（浦田 政秀君） 2番議員、高橋議員にお答えします。

88ページの方になりますが、上から2行目の消防備品購入費補助、これにつきまして昨年も上げてたんでございますが、1自治区20万円ということで、先ほど申されました消火栓とかホース買うときの補助、2分の1補助で現在やっているところでございます。

議員（2番 高橋 義孝君） どこですかね。ちょっと教えてください。

防災危機管理室長（浦田 政秀君） 88ページの上から2行目の60万円の分です。

議員（2番 高橋 義孝君） たった60万円。はい。わかりました。

議長（副議長 久保 博義君） 2番。

議員（2番 高橋 義孝君） これでもう大体要望箇所 年次計画もあるんでしょうけども、すべてクリアされると思っているのかどうかですね。

以前お聞きしたときに、消防は本来もう行政がやるべき業務であるけども、消防団の方たちに地域守っていただいている。本当は全部私たちが出さなきゃいけないですけど、補助規定に則って2分の1補助でやっていくんだっていうふうなことなんですけど、各地区から言われないと設置する気持ちがないのかですかね。本来危機管理室として各地域に出かけていって、ここは消火栓がないな危ないなっていうことを自分たちからやっていく気持ちがないのかどうかですね。それもお答えください。

それと、目的税である入湯税ですね。この中に消防設備というふうなこともあります。その入湯税の用途について、こういったことに積極的に使っていくお考えがないのか、その件もあわせてお伺いしたいと思います。

それと、国民保護計画、保護法に則って、この協議会委員が設置されています。条例の中見ますと、由布市国民保護対策本部であるとか、緊急対象事態対策本部っていうのがありますが、この中に規定されているのが武力攻撃事態等における国民のつていうことをうたってますね。こういったことを協議されるのかなあっていうのを私お聞きしたかったんです。でなぜかというところ最近非常に外国人による犯罪がふえてます。由布市の中で湯布院地域年間380万ほど流動人口ありますけども、非常に外国の方のですね、いいことなんですけども来客が多いと。

ですけど、全国的に見て非常に外国人による凶悪犯罪っていうのがふえてますね。で、こういったことも私やっぱり危機管理室としては、いろんな方が委員の中におられると思います。警察官の方がおられるのかどうかわかりませんが、こういったやはり連絡調整っていうのをしっ

かりしていかないと、市民が漠然とした不安を私抱えてるんじゃないかと思うんです。

皆さん記憶に新しいとおり隣の旧山香ですね、あそこで中国人の留学生が夫婦を殺傷すると。また、その同時期ぐらいに福岡の方では一家四人が博多湾に沈められるっていう、そういった凶悪な犯罪がふえてるんですね。

だから、そういった外国人が流動人口に対してどのような対応をとっていくのか、そういったのもこういった協議会で話されるべきではないかなというふうに思いますので、その御見解を室長、並びに市長、もし所見があればちょっとお伺いをしたいと思います。

議長（副議長 久保 博義君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 国民保護法というのは大規模な攻撃を受けたときに地域住民をどのように誘導していくかと、避難させるかと、そのことを中心に今取り組んでいるわけであります。

それから、災害の計画もですね、やはり大災害のときにどこに避難させてどのように誘導するかと、その体制とか警察あるいは自衛隊あるいは県の役割と、そういうことについて今協議をしているわけです。

今、民間の外国人の犯罪とかいうことについては警察が総力を挙げてやっているということになっています。

議長（副議長 久保 博義君） はい。

防災危機管理室長（浦田 政秀君） まず消火栓の設置の関係なんでございますが、消火栓の設置につきましては水道の埋設管を埋設するときに当方と協議いたしまして、不足してるっていうところにつきましては設置せるということでございます。

また、そのほかにつきましては、各地域に出向いたときに地域懇談会を今現在開催しています。そのときにお話を十分聞きまして、ないところには設置したいということで考えてございます。

次に、入湯税の関係でございますが、ちょっと財源内訳の方はちょっと私の方わかりませんので……、入湯税は目的税ということでございますから当然そういったことも考えられるかと思えます。

議長（副議長 久保 博義君） 財政課長。

財政課長（米野 啓治君） 入湯税のことなんですが、ちょっと私今さっき資料持ってたんですが（発言する者あり） 消防施設です。それから観光、環境施設等にすべて充当はしております。

議長（副議長 久保 博義君） 最後。

議員（2番 高橋 義孝君） はい。

議長（副議長 久保 博義君） 10分じゃ終わらんね。

議員（2番 高橋 義孝君） これ10分じゃ終わらないですね。私も今言おうと思ったんです



けど、済みません。

わかりました。消防設備の方はですね。その場合積極的に設置していきたいといったときには行政の方から地区の方にきちっとお願いをしてですね、負担が伴うことでしょうか。そういった御理解をやっぱり一生懸命お願いしていくっていう姿勢をやはり積極的に見せていただきたいと思います。

で市長、警察にお任せしてなんていうのきななこと言ってるというんなら犯罪起きてきますと、私そういうふうに申し添えておきたいと思います。

せっかくですからこういった会議があるので、そういった傾向ですか、対策、連絡調整っていうのを私はぜひその場でやっていただきたいし、これからますます市民の安心・安全というふうになら、その辺のことはきちりとお考えください。

議長（副議長 久保 博義君） 市長。

市長（首藤 奉文君） それ防犯の関係と今回国民保護法というのは、今ミサイルの危険性とか隣国が攻め込んできたときにどのようにするかと、そういうことを中心にやっているんで、防犯はまた防犯会議で、そういうことでやっております。

議長（副議長 久保 博義君） 以上で、通告による質疑を終わります。ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 質疑なしと認めます。これで9款消防費についての質疑を終わります。

次に、10款教育費について質疑を行います。

質疑の通告がありますので、通告順に順次発言を許します。

まず、24番、山村博司君。

議員（24番 山村 博司君） 私の委員会でありますので、委員会でお聞きします。

議長（副議長 久保 博義君） 吉村幸治君もおらんのやね。

次に、1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 通告してた分を10款で2件ありますけど1件だけにします。

99ページ、15款工事請負費83万7,000円です。別紙の工事請負費の詳細一覧をくださいました。大変ありがとうございます。これがあるのでよくわかりましたが、ゆふの丘プラザの危険箇所手すり設置代ということですが、また何度も何度も言いますが、これが最後になりますけど、ゆふの丘プラザもこれ指定管理者制度に出されております。管理者は別府大学です。

で、このゆふの丘プラザの指定管理者制度の協定書の中では、大規模改修を除くものについては指定管理者が修繕をすると、維持補修をします。先ほど総務部長は100万円以上がボーダー

ラインだと言われましたが83万7,000円の工事請負費をなぜ市が出すのでしょうか。

議長（副議長 久保 博義君） 課長。

生涯学習課長（甲斐 裕一君） 1番議員にお答えいたします。

この件につきましてゆふの丘プラザの別府大学と協議した結果、やはりこれはひとつ防災の一つの予防ということで、うちの方がつけねばならないんじゃないかということに達しました。といますのも県の、一昨年でしたか昨年でしたか、蒲江で子供が落ちたということで手すりがないということ、そういう関連もありましてうちの方で危機を感じて今回市で設置するようになりましたので。

以上でございます。

議長（副議長 久保 博義君） 1番。

議員（1番 小林華弥子君） だからこういうことになってくるんですよ。だんだん、今回は危険だから市がつけますとか、今回は老人対策だから市がやりますとか、そうやってそのたんびごとに言いわけして行って、で全部ばらばらの内容になって、あちはつけるこっちはつけないって話になるんですよ。

もっと言えば、その指定管理の契約を結ぶときにそういう危機管理も含めて指定管理者がやるって協定書があります。私の手元にもあります。課長は当時湯布院町にいらっしゃらなかったんでわからないかもしれませんが、もう一つ言わせていただくと、この契約書、契約結ぶ前に収支計算書の中に、この指定管理者はですね、別府大学は、毎年そういう維持修繕補修のために300万円予算ちゃんと組んでるんですよ。毎年。平成17年度から。そういうものを予算を組んで収支が成り立つということが大前提だったんですね。でも3年たってるからその300万円ずつですからもう1,000万円近く、900万円ずつぐらいは修繕費見込んでたはずですよ。でその83万7,000円を市が出さなければいけないっていう理由に私はならないと思いますし、そういう危機管理を含めて指定管理契約を結んだはずですよ。そこら辺についてはその300万円の修繕費の予算内からやってくださいっていうことは指導しないのでしょうか。

議長（副議長 久保 博義君） 課長。

生涯学習課長（甲斐 裕一君） 1番議員にお答えいたします。

先ほども申しましたように、お互いにこの設置は新たにつけるやつでございますので、手すりは。それで危機管理ということでお互いに協定書にも、そういう新たにつけることっていうことは協定されておられません。それでうちの市の、もしも事故があった場合には不手際になるという、非常にここで1番議員と意見が食い違うかもしれませんが、今回の場合はこういう形をとらして予算に計上させていただきました。

以上です。

議長（副議長 久保 博義君） 1番。最後。

議員（1番 小林華弥子君） はい。私と個人的に意見が食い違うだけならまだいいんですけど、こういうことが市全体の問題になってくるということを、私は意見戦わせようと思って言ってんじゃないんですね。市にとってこういうことばらばらやってたら大変な問題になるから、ここきちっと整理して、今回のことについてはこういう理由でやらせてもらいたい。あっちの件についてはこういう理由でやらせてもらいたいってことやっちゃあだめだって言ってるんです。

その100万円以上がボーダーラインだと言いながら、最近出てきている指定管理者の協定書を見ますと30万円以下ってような規定をつけたりもしています。100万円っていう見解なのか30万円以下っていう見解なのか、どっちにしても100万円以上は大規模改修だと言うのであれば、国民宿舎は大規模改修は市がやるって言ってます。もう1,000万円ぐらいやっています。もっと言えば、先ほど一番最初に指摘したように、1,000万円かけたその維持修理費を、その指定管理者が財産権を要求する可能性もあります。もしかしたらこれ裁判打たれたら大変なことになりますよ。そういうことがばらばらになってるからきちんと見直して、それぞれの課がこの施設についてはこういう理由だからやらせてください、こういう理由だからやらせてくださいじゃだめだということ言ってるんです。

今回こうやって改めて指摘されましたので、予算上もそうですけれども、改めて今回のことについて、もう一度整合性をとって見直すというような方向をしていただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

議長（副議長 久保 博義君） 答弁要りますか。

議員（1番 小林華弥子君） いいです。答えない。市長か総務部長が返答があれば。それ見直す方向があるかどうか。

議長（副議長 久保 博義君） 総務部長。

総務部長（二ノ宮健治君） その前に、先ほど私100万円と言ったんですが、それぞれの施設の総事業費がたしか4,000万円だったと思うんですが、4,000万円か5,000万円と思います。それ以上については100万円です。それ以下については50万円だったと思うんですが。

済みません。この数字はもう何回もいろんな場で申し上げてるんですが、ちょっとぴしゃっとした数字は覚えていません。これは後でぴしゃっとした回答したいと思います。

見直し等につきましては、先ほど言いましたように相手との協定書というものを大切にしながらやっていくという姿勢がいいんじゃないかと思っています。

議長（副議長 久保 博義君） 以上で、通告による質疑を終わります。ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 質疑なしと認めます。これで10款教育費についての質疑を終わります。

最後に、11款災害復旧費以降について一括して質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

3番、立川剛志君。

議員（3番 立川 剛志君） はい。済みません。詳しくはもう常任委員会で聞きたいと思っております。

ただ、一つだけ、債務負担行為につきまして、17年度の決算書で区分を3区分にされてるんですけども、債務負担行為をする場合のその何ていいますかいきさつといいますか、これ17年度の決算書を見るとわかるんですけども、もう市が直接もう払わなければならないものをわざわざ債務負担行為にしてる分がかなりありまして、債務保証または損失補償にかかわるものというのは全く当年度の支出額がないわけなんですよ。この債務保証または損失補償にかかわるっていうのは突発的に出てくるものが非常に多いみたいな感じがしてるんで、答弁は結構ですので私は自分の所属の委員会でもう少し追求したいと思いますので、答弁は結構です。

議長（副議長 久保 博義君） 以上で、通告による質疑を終わります。ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 以上で、議案第41号平成19年度由布市一般会計予算についての質疑を終わります。

#### 日程第40・議案第42号

議長（副議長 久保 博義君） 次に、日程第40、議案第42号平成19年度由布市国民健康保険特別会計予算についてを議題として質疑を行います。質疑ございませんか。 質疑なしと認めます。（「ちょっと待って」と呼ぶ者あり）8番。

議員（8番 西郡 均君） 通告がなくて大変申しわけありません。これしかし前から言ってきたことでね、地方税法の一部改正により国民健康保険税が本年度から会計を、事業及び直営診療施設の2勘定に区分することとしたのでこの取り扱いについて万事異論ないように配慮を賜りたいということで、局長通達が出て以降、挾間町ではずっと「事業勘定の」ちゅうのを入れとるんですね。直営診療所がないから。それが去年の指摘をしてそうだということになったんですけども、ことしもまた入れてないということで、このことについてはやっぱりきちっと答えていただきたいと思います。

議長（副議長 久保 博義君） 保険課長。

保険課長（佐藤 純史君） 西郡議員にお答えいたします。

これは18年の定例議会のおき指摘されましたけれども、これも指摘を受けまして私どもも精査し県の方にも問い合わせた結果、要するに事業勘定であればこれでよいと。例えば直診、病院等、そういう等があれば、事業と直診があれば、それを区別するためには事業勘定、直診勘定と区別するのがいいだろうということでございます。

したがって、現在大分市、中津市、別府市、臼杵市等においては当市と一緒にような形態をとっております。

以上でございます。

議長（副議長 久保 博義君） ほかに質疑ございませんか。

議員（8番 西郡 均君） ついでに言わせてもらえばね、挟間ではそれがいいからこれでいいんじゃないかというふうに言ったら、いやこれは決まって、通達で決まっていますからこうですと言われてたので、あくまでも私もしつこく言っていました。

以上です。（発言する者あり）

議長（副議長 久保 博義君） もう答弁いいです。もういいです。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） これで質疑を終わります。

・ ・

#### 日程第41・議案第43号

議長（副議長 久保 博義君） 次に、日程第41、議案第43号平成19年度由布市老人保健特別会計予算についてを議題として質疑を行います。質疑ございませんか。（「ま一点はあるけどな」と呼ぶ者あり）（笑声）

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

・ ・

#### 日程第42・議案第44号

議長（副議長 久保 博義君） 次に、日程第42、議案第44号平成19年度由布市介護保険特別会計予算についてを議題として質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

・ ・

日程第43・議案第45号

議長（副議長 久保 博義君） 次に、日程第43、議案第45号平成19年度由布市簡易水道事業特別会計予算についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので発言を許します。

1番、小林華弥子君。

議員（1番 小林華弥子君） 済みません。簡単に。議案45号と49号に関連することを質問しようと思っていました。

簡易水道と水道事業会計それぞれに水質検査の委託料と、それから水道網管図監理システムですかね、毎年上がってくるんですけどこれの委託料が上がってきています。昨年ですかね、昨年度の分で決算でこれ同じ業者さんが簡水の分と上水の分同じ業者さんがやっているということでした。そういうことが、水質検査ができる業者さん県内ではほぼ1社しかないということで、多分これもまた同じ業者さんなると思うんですけども、それぞれで委託料組んでるんですが、こういうことを同じ由布市の中の水質検査をするのに、簡水の方の水質検査と上水の方の水質検査と一緒に委託契約を結ぶことによって少しは経費の削減につながるのではないかなと思うんですが、そういうことはできないんでしょうか。

議長（副議長 久保 博義君） 水道課長。

水道課長（目野 直文君） 水道課長です。県下、ほかのところも調べた結果、簡水・上水、会計が違いますので別々にほぼ発注ですか、委託に出してるところです。

今うちの方も予算が違いますので別々ということで考えている次第でございます。

議長（副議長 久保 博義君） はい。

議員（1番 小林華弥子君） 予算、会計が別々なので予算も別々なのはいいんですけど、会計が別々なことと契約を結ぶことは別にその、私は一緒に契約は一つとして結んでですよ、その事業内容が上水の水質検査 業務内容が上水の水質検査と簡水の水質検査を両方業務内容にして、そういう委託契約を結んで、その委託料については上水と簡水がそれぞれ費用を出し合うというようなことができるのではないかなと、それをすることによって経費が削減できるんじゃないかなと思うので、ちょっとぜひ検討していただきたいということを含めてです。

議長（副議長 久保 博義君） 以上で……（発言する者あり）

議員（1番 小林華弥子君） 一緒です。それも。（発言する者あり） いいです。

議長（副議長 久保 博義君） 以上で、通告による質疑を終わります。ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第44．議案第46号

議長（副議長 久保 博義君） 次に、日程第44、議案第46号平成19年度由布市農業集落排水事業特別会計予算についてを議題として質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第45．議案第47号

議長（副議長 久保 博義君） 次に、日程第45、議案第47号平成19年度由布市公共下水道事業特別会計予算についてを議題として質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第46．議案第48号

議長（副議長 久保 博義君） 次に、日程第46、議案第48号平成19年度由布市健康温泉館事業特別会計予算についてを議題として質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第47．議案第49号

議長（副議長 久保 博義君） 次に、日程第47、議案第49号平成19年度由布市水道事業会計予算についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので発言を許します。

1番、小林華弥子君。

議員（1番 小林華弥子君） 今のと一緒です。

議長（副議長 久保 博義君） はい。これで質疑を終わります。（「ちょっと待ってください」と呼ぶ者あり）はい。

議員（8番 西郡 均君） 添付されてる最後の資金計画書、ページ数は32ページを開いてください。この中で一つだけ誤りがありますんで訂正をお願いしたいんですけども、上から2番目に前年度未収金が2,800万円と上がってます。ページの35ページを開いてください。34ページか。そこに前年度末ちゅうか18年度末の未収金の総額が1億1,230万円になってます。ところが未収金収入が2,800万円ちゅうのは考えられんので、少なくとも1カ月以

上、4,500万円以上の未収金収入があると思われるので、それだけはちょっと何かの手違いだろうというふうに思うんです。当然最終的な差し引きは若干変わるんだろうと思いますけども、それは訂正方お願いしたいと思います。

以上です。

議長（副議長 久保 博義君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） これで質疑を終わります。

以上で、各議案の質疑が終わりました。

ただいま質疑を行いました諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてから、議案第49号平成19年度由布市水道事業会計予算についてまでの47の案件については、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付の議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

・

議長（副議長 久保 博義君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて散会します。

次回の本会議は3月15日午前10時から行います。大変御苦労さまでございました。

午後6時57分散会